



第 8 3 回 通 常 総 会

と き 令和 4 年 5 月 19 日

と ころ 「AP 虎ノ門」

一般社団法人 全国木材組合連合会

次 第

開 会

会長挨拶

議長選出

議 題

第1号議案 令和3年度 事業報告承認の件・・・・・・・・・・ 1

第2号議案 令和3年度 収支決算承認の件・・・・・・・・・・ 61

第3号議案 令和4年度 会費等決定の件・・・・・・・・・・ 85

第4号議案 令和4年度 借入金最高限度額決定の件・・ 89

第5号議案 令和4年度 役員報酬決定の件・・・・・・・・・・ 89

第6号議案 役員改選の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89

(報 告) 令和4年度 事業計画

令和4年度 収支予算

閉 会

第 1 号 議 案

令 和 3 年 度

事 業 報 告 承 認 の 件

令和3年度事業報告

I 温暖化防止・地域活性化に貢献する木材利用の推進

平成27年8月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」におけるSDGs(持続可能な開発目標)が、経済、社会の大きな共通目標となるとともに、政府の「2050年二酸化炭素実質排出量ゼロ」の達成には、再生産可能で、製造過程での二酸化炭素排出が極めて少ない木材の利用についてかつてないほどの関心が寄せられている。

このように木材、国産材の利用に大きな追い風が吹く中、非住宅、中高層建築等今まであまり使われてこなかった分野での木造化、木質化を進めるための積極的な普及活動を行うとともに、品質、性能の確かな国産材の安定供給体制の確立に向けて取組を行った。

1 ウッドファースト社会実現に向けての運動の展開

(1) 平成26年10月に「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用に向けて全国森林組合連合会と共同で行った「ウッドファースト社会の実現に向けての行動宣言」から引続き、日本林業協会、日本林業経営者協会、全国素材生産業協同組合連合会、全日本木材市場連盟も加えた6団体で非住宅分野、民間建築物への木材利用を進めるための法制度の創設などに取組んできたが、令和3年6月に「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律」が改正され、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(都市(まち)の木造化推進法)」として制定され、公共建築物のみならず民間の建築物においても木造化、木質化が政府をあげて推進されることとなった。

また、都市(まち)の木造化推進法においては、川上、川下の関係者が協定を結び、木材の安定供給・安定需要の確保に努めることとされており、令和4年3月に全木連は農林水産大臣と第1号の協定を結び、農林水産省、林野庁と安定供給体制の確立、木材利用のさらなる普及に向けた活動で連携し、活動を強化することとした。

(2) 木材利用が地球温暖化防止対策、地方創生に果たす役割について、広く国民に理解を求め木材利用拡大に対する支援の輪を広げるため、農林水産省、国土交通省をはじめとする関係省庁、地方自治体などに対して、木材利用を優先する社会実現への取組を働き掛けた。

2 消費者、需要者への普及活動

(1) 木材利用拡大への普及活動

ア 新型コロナウイルス感染症の拡大により、展示会等が中止、延期になる中、

本年度については、ジャパンホームショー(11月)、建築・建材展(3月)などの展示会に参加するとともに、木づかい推進月間での各種シンポジウム、フェアなどに参加協力し、合法伐採木材、JAS材を含め、幅広い国産材の利用拡大のための普及活動を実施した。

イ 全木連HP等において、木材の特質や住宅・街づくり等における木材利用などに関する各種知識・情報の提供、普及啓発に取り組んだ。

ウ 建築関係団体、消費者・需要者などと幅広く連携を図るとともに木材PRポスター、リーフレットの作成配布、マスコミへのPRなどにより、効果的な木材利用の普及に努めた。

エ 令和3年度当初から深刻化した輸入材の入荷不足、価格高騰等に関して、会員、住宅関連団体等との情報交換を行い、林野庁の需給情報連絡協議会等の場で共有した。

(2) 木材利用に関する教育活動等の推進

小・中・高校生の木材利用普及のため、「高校生ものづくりコンテスト関東大会(8月)」、「全国中学生創造ものづくり教育フェア(1月)」に資材提供・協力を行ったほか、日本木材青壮年団体連合会主催の「全国児童・生徒木工工作コンクール」、各種展示会における木製遊具等の展示など「木育」活動の推進に積極的に取り組んだ。

3 地球温暖化防止対策としての木材利用

(1) 地球温暖化対策への対応としての木材利用の推進

京都議定書の第一約束期間において、温暖化ガス削減目標達成のために森林吸収源が重要な役割を果たしてきたことを評価し、2020年以降の温室効果ガス削減のための国際的枠組みである「パリ協定」の中で、木材利用を通じた森林整備の一層の推進及び伐採木材の二酸化炭素固定に対する評価(HWP)が適切に位置づけられたことに伴い、必要な財源が確保されるよう関係機関等への働きかけを行った。

また、建築物に使用された際の木材の環境性能が正しく評価されるようLCA調査手法の検討、建築・金融関係者等による各種委員会等への委員の派遣を行い、木材供給側からの情報提供を行った。

(2) 違法伐採対策の推進等

ア 林野庁ガイドラインに基づく、合法性等の証明された木材・木材製品の利用普及のため、認定事業者の拡大に努めた。令和4年3月段階での認定団体数は149、認定事業体数は12,069となった。認定事業者の拡大に加えて、証明された木材・木材製品の信頼性確保のための研修会、セミナーを実施し、供給体制の整備に努めた。

また、国産材の供給増加、特に主伐の増加が著しいことから、素材生産事業者の伐採届の確認など、合法証明の信頼性の確保に向けて、認定団体の事

業者認定・フォローアップ、認定事業者の合法木材の証明に当たって必要な分別管理、書類管理等の手続き、実施体制等の適切な運用について情報提供を行った。

イ 違法伐採対策に関する輸出国、輸入国側の動きについて、海外の関係者との情報交換を行うとともに、環境NGO等との意見交換を実施した。

ウ 平成28年5月に成立し、平成 29 年5月から施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)」についての認定団体、認定事業者等へのセミナー、ワークショップ、研修会等を開催するとともに、令和3年9月から開催されたクリーンウッド法施行後5年目の見直しを行うための検討会に委員を派遣し、木材関連事業者における合法性確認の実情、課題等について提言を行い、「中間とりまとめ」の策定に貢献した。

(3) 木質バイオマス利用等の促進

化石燃料の削減への貢献や未利用材・林地残材等の有効なカスケード活用推進のため、木質バイオマスの発電利用については、関係団体と連携し、林野庁の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に即した事業者認定や適切な供給体制の構築などの推進に取り組んだ。

II 住宅、街づくりへの総合的な木材利用の取組

住宅、公共・商工業施設、身の回りの日常用品等への木材・国産材の利用促進活動を積極的に推進するとともに、これらに関する施策・税制などの充実強化に取り組んだ。

1 木材利用の提案活動

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の収束がみられない、輸入材及び住宅関連資機材の入荷が不安定な中で、人工乾燥材を含む国産材の安定供給体制の確保に向けて、令和3年8月に森林・林業・木材産業関係施策に関する要望書を林野庁に提出した。

2 木造住宅への木材・地域材利用

- (1) 地域型住宅グリーン化事業、サステナブル建築物等先導事業、木造住宅施工技術体制整備事業などの地域材利用の木造住宅づくり対策に対し委員会への参加など積極的な対応を行った。
- (2) 非住宅、都市の中での木材利用促進へ向けた建築関係諸制度の動きに対して情報収集・提供、会議等への参加などの取組を行った。
- (3) 令和2年度補正予算「木材製品の消費拡大対策事業」のうち、「JAS構造材利用促進事業」、令和3年度(令和2年度)当初予算「JAS構造材活

用事業者拡大事業及び J A S 構造材実証支援事業」、「都市の木造化に向けた木質耐火部材等の利用促進事業」、「A材丸太を原材料とする構造材等の普及啓発事業」の実施団体として、各地域の木材関係団体が建築施工事業者等と連携した非住宅分野、J A S材、A材活用等に的を絞った木材需要拡大対策の取組についての支援体制の構築を行った。

- (4) 地域の木材関連事業者や工務店等の連携による地域型住宅グリーン化、顔の見える木材での家づくりに関して情報の収集、提供等の活動を行った。
- (5) 国産材の利用拡大を図るため、「森林(もり)を活かす都市(まち)の木造化推進協議会」、「国産材マーク」、(一社)国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会、(一社)木材表示推進協議会、(一社)木になる紙ネットワーク等との連携を強化し、各種活動を展開した。

3 公共建築物・商工業施設への木材利用促進

- (1) 「森林を活かす都市の木造化推進協議会」を設立し、民間建築物を含む大都市での抜本的な木造化、木質化推進の活動を開始した。
- (2) 平成 30 年4月 12 日に発足した全国20の政令指定都市の議員等による「政令指定都市木材利用促進議員連盟」の都市での木材利用拡大の動きに協力し、国産材供給の動き、今後、木材利用拡大の鍵となる都市における具体的な木材利用に関する情報の提供等を行った。
- (3) 「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律」に基づく市町村方針策定の拡大に各県木連とともに取り組んだ。
- (4) 木材利用拡大のための都道府県条例の策定に向けての都道府県木連の活動に協力し、令和3年度末までに 25 県で策定された。
- (5) 木材利用推進中央協議会と連携し、建築事例の普及、情報提供等に取り組んだ。令和4年2月8日木材利用推進中央協議会主催の新しい木材利用事例発表会を後援し、都市ビル等への木材利用促進に関しての最新情報の共有を図った。

Ⅲ 木材産業の成長産業化に向けた産業構造の確立

1 木材産業の経営安定化の取り組み

(1) 経営の安定化対策

木材産業の経営安定・振興のため、融資・保証制度、税制の積極的な有効活用の推進と制度充実に取り組んだ。

ア 設備・運転資金の円滑な確保のための、日本政策金融公庫の林業・木材関係資金、木材産業等高度化推進資金、セーフティネット保証等中小企業及び農林漁業関連信用保証制度、地域材利用促進のための緊急利子助成

制度などの有効活用と制度充実を図るため、関係機関との情報交換等を実施した。

イ 経営革新等中小企業対策、事業再生・ものづくりなどの支援対策の有効活用のため、関係機関による会議等への積極的な参加を行い、情報収集等に努めた。

(2) 雇用対策等

ア 雇用調整助成金、雇用創出に係る関係事業、企業経営に係る諸制度や環境、厚生労働等諸制度・施策にかかる普及推進に取り組んだ。

イ 令和2年度に創設した「外国人技能実習部会」の会員数は増加し、正会員52社、賛助会員21社となった。

また、厚生労働省等による技能実習評価試験実施機関の認定に向けた取組を進めた。

(3) 労働安全対策等

厚生労働省、林業・木材製造業労働災害防止協会との連携を図りながら、木材・木製品製造業のゼロ災・労働安全の確保活動に積極的に取り組むとともに、木材産業退職金共済制度の重要性にかんがみ、引き続き都道府県木連を通じ加入促進に取り組んだ。

また、林材業ゼロ災推進中央協議会木材・木製品製造業部会の事務局として、ブロックゼロ災推進会議に出席し、情報提供を行うとともに、作業安全のための規範の普及を行った。

(4) 新型コロナウイルス感染症への対応

令和元年1月に中国で発生し、アジア、米国、欧州で爆発的な感染拡大が起きている新型コロナウイルス感染症については、令和3年度においても感染の収束がみられず、引き続き、セーフティネット5号保証、農林漁業信用基金の制度適用等について関係機関に働きかけを行うとともに、需給情報連絡協議会等の場を通じて、情報共有に努めた。

2 効率的な加工・流通体制の確立

木材の需要構造の変化に的確に対応できる効率的な加工・流通体制の確立の促進に取り組んだ。

(1) 中小工場の有機的連携と原料転換

中小製材工場等が有機的に連携して行う品質管理、乾燥材等品質性能の確かな製品づくり、丸太輸入環境の変化に対応して国産丸太への原料転換などを推進した。

(2) 高度な木材加工・流通構造の確立

ア 地域木材産業の実情を踏まえつつ、機械施設の高度化等による効率的な木材の加工・流通体制の構築、木材製品の高付加価値化への取組、特に品質の安定した乾燥材生産・供給の拡大に取り組んだ。

イ 木材産業関連助成・交付金、林業・木材産業改善資金、日本政策金融公庫の林業・木材関係資金、木材産業等高度化推進資金、地域材利用促進のための緊急利子助成制度、素材生産・木材加工等機械施設のリース・利子助成制度などの有効活用に取り組んだ。

(3) 地域材丸太の安定供給・確保体制への取組

ア 原木の安定供給・確保体制の構築のため、①需給動向に応じて弾力的に供給できる計画伐採体制、関係者間の広域的な情報交換等、②施業の集約化や路網・高性能機械の整備による低コスト生産システムの展開や高度技能担い手の確保の推進、③ストックヤード・輸送の大型化等による流通の効率化・コスト低減の推進などについて、全素協、全森連、全市連等と連携して推進した。

イ 素材生産の規模拡大、生産性向上等のために必要な機械施設整備に係る助成・交付金、リース・融資等制度、さらに運転資金関係制度の有効活用に取り組んだ。

(4) 技術・製品開発への取組

ア 効率的で原木の大径化にも対応する製材加工システム、一層の効率的な乾燥技術など木材加工機械等の技術開発促進と産・学・官の連携体制強化を関係機関等に働きかけた。

イ 木造住宅の振興のための工法、性能、維持管理に関する技術開発、消費者・需要者ニーズに即応した内装材、壁材、リフォーム・耐震改修用部材、木製フェンス等部材・利用技術開発を森林総合研究所等の機関に対して働きかけた。

ウ 中高層の建築物の木造化・木質化促進のため、CLT など部材、工法等の開発などを進める機関との情報交換のため各種会議、セミナー等へ積極的に参加し、情報収集に努めた。

エ 林野庁補助事業を活用し、都道府県公設林試の研究員等による人工乾燥技術に関する試験調査事業を継続するとともに、(公財)日本住宅・木材技術センターと協力して、SD15、SD20 の構造材の接合部強度についての試験を行った。

オ 令和3年6月に閣議決定された「森林・林業基本計画」の中でも「木材製品におけるJAS(日本農林規格)認証取得は不可欠であるが、その格付率は、特に製材分野で低位にある。」とされたJAS機械等級区分製材の認証の拡大、格付け率の向上に向けて、令和4年2月に製材 JAS 規格の見直しに関する検討会を創設し、令和4年7月までに林野庁、FAMIC 等への提言を取りまとめることとした。

(5) 木材貿易・海外との交流

ア 国産材の海外への輸出促進

日本木材輸出振興協会等と連携して、付加価値の高い国産材製品の輸

出拡大に向けての対策を検討するための委員会への参加、林野庁と製品等付加価値の高い品目の輸出拡大に取り組む会員団体の意見交換会への参加を行った。

イ 木材貿易問題への対応

(ア) 関係団体等との連携の下に、平成 30 年 12 月 30 日に発効した環太平洋11か国によるTPP11、平成 31 年2月1日に発効した日欧 EPA、令和元年1月1日に発効した日米貿易協定等木材貿易を巡る国際情勢が大きく変化する中、国内対策の充実にむけて要望の取りまとめ、要請活動などの取組を実施した。

(イ) 令和3年第1四半期から顕在化した輸入材の入荷の減少、価格高騰に対応するため、情報収集、共有に努めるほか、令和4年3月にはロシアのウクライナ侵攻に伴う各種の措置に関する情報収集、共有に努めた。

(ウ) インドネシア、米国の木材関係団体等との我が国の木材需給状況、違法伐採対策等に関する意見交換等海外木材関係団体との連携を引続き実施した。

3 東日本大震災、熊本地震の復興・復旧と木材需給安定の取組

木材関連被災事業者の再建・事業振興のための機械施設整備、運転資金確保等支援対策、原発事故関連の被災事業者の再建、放射能汚染に関連する木材製品、バーク等の適切な処理対策などに引き続き取り組んだ。

IV 安全・安心の木材利用・供給の推進

1 品質の確かな木材製品、認証木材等の普及

非住宅、中高層建築への木材利用を推進する中、品質性能の明確な木材製品や産地等の証明のある木材・国産材使用への関心の高まりに対応して、JAS 製材品の利用・供給、製材品のホルムアルデヒド放散量等級表示並びに産地認証材・合法伐採木材の供給体制整備を引き続き促進した。

(1) JAS制度、JAS製品の利用・供給の促進

一般消費者・需要者、建築関係者並びに木材の加工・流通事業者に対して、全市連、全買連と共同して JAS 製材品普及推進展示会を引続き開催するとともに、林野庁補助事業も活用しながら、ホームページ、木材利用イベント、マスコミ等を通じて「信頼できるJAS製材品」の利用普及と供給促進に取り組んだ。

(2) 製材品のホルムアルデヒド放散等級表示の登録制度の適切な実施

シックハウス対策として不可欠な木材製品ホルムアルデヒド放散等級表示について、JAS 制度では基準化されていない木材製品に係る表示登録制度を引続き実施した。

(3) 合法証明木材・都道府県産認証材の利用、供給拡大の取組及びクリーンウッド法への対応

ア 林野庁ガイドラインに基づく合法証明木材の証明チェーンの着実な実行のため、合法木材供給認定事業者の拡大と木材を利用する側の事業者、一般消費者等の理解促進に努めた。

イ 都道府県産材認証制度、木材表示制度の一層の充実推進に取り組んだ。

ウ クリーンウッド法に関するセミナー、クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録に関する中央協議会の開催、都道府県単位での協議会開催の支援を行うとともに相談会等を開催し、川下の住宅産業事業者も含めた木材関連事業者の理解を深めるとともに、合法伐採木材の適切な確認のための取組についてのアンケート調査、情報提供を実施した。

2 木材の健康・安全対策

木材の健康性能の普及

ア 木材が含んでいるテルペン類等の健康面への効用など、木材が優れた資材であることの普及に引続き取り組んだ。

イ アセトアルデヒドやT-VOCの規制等の動きについては木材利用促進に支障がないよう引続き適切な対応に努めた。

V 組織活動の活性化等

1 全国木材産業振興大会の開催

第55回全国木材産業振興大会については、10月14日に北海道（札幌市）において北海道木連等の協力のもとに、全国から約300名が参加して開催した。

2 各種委員会活動

(1) 制度・施策の提言等

令和3年8月12日に総務委員会を書面で開催し、第56回全国木材産業振興大会の開催を決定するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を含めて、森林・木材産業振興のための諸活動について情報交換を行った。

(2) 関係団体との連携強化

木材利用推進、木材産業振興のため、森林・林業・木材、建築、中小企業・消費者の関係団体等との連携強化並びに、木材サミット、JAPIC、住木センター、木材総合情報センター、木材加工技術協会、木活協、SGEC、建築学会、土木学会などの理事等を務めるとともに、これらの団体主催の会議・勉強会に積極的に参加した。

(3) 活動の活性化のための広報活動、施策情報提供等の取組

ア 一般消費者・建築関係者などに木材・木材利用に関する様々な情報を提供するため全木連ホームページの拡充改善に取り組んだ。

イ 全木連時報を通じて、会員間の各種情報の共有化に努めた。

(4) 各種委員会の開催

令和4年3月に木材PR委員会を開催し、令和4年度における木材利用普及事業の取組方向、木材PRポスターの企画方針について決定した。

3 都道府県木連、支部、関係団体等の会議、諸活動への参加

新型コロナウイルス感染症による制約がある中で、都道府県木(協)連総会、支部会議、ブロックにおける行政との連絡会議等に参加するとともに、関係団体の事業活動への参加・協力を積極的に取り組んだ。

4 事務局事務の効率化の取組

インターネットバンキングの効率的効果的な運用、各種補助事業の執行に向けた職員の適正配置、web 会議システムの導入など、事務の効率化に引続き努めた。

(参考) 令和3年度全木連主要行事一覧表

月	日	主 要 行 事
4	2	第1回全国事務局長会議 (WEB)
	27	全木連・全木協連・木退共第1回理事会 (書面)
5	12	全木連・全木協連・木退共・全木政連通常総会 (永田町ビル)
	14	外国人技能実習部会通常総会 (書面)
	21	全木連・全木協連・木退共第2回理事会 (書面)
6	1	第2回全国事務局長会議 (WEB)
	30	第49回 JAS展実行委員会 (書面)
7	30	第1回CW事業運営委員会 (商工会館)
8	4	木材利用推進中央協議会理事会 (書面)
	4	JAS製材品普及推進審査会 (東京都 東京木材市場㈱)
	5	JAS製材品普及推進展示会 (東京都 東京木材市場㈱)
	12	木材利用推進中央協議会通常総会 (書面)
	17	全木連総務委員会・全木協連表彰選考委員合同委員会 (書面)
9	1	JAS製材品普及推進審査会 (岡山県 ㈱津山総合木材市場)
	2	JAS製材品普及推進展示会 (岡山県 ㈱津山総合木材市場)
	7	CW登録推進セミナー (高知県)
	16	JAS製材品普及推進審査会 (愛知県 ㈱東海木材相互市場 大口市場)
	17	JAS製材品普及推進展示会 (愛知県 ㈱東海木材相互市場 大口市場)
	17	外国人技能実習部会臨時総会 (書面)
10	8	「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」 施行記念講演会・シンポジウム (朝日ホール)
	7~8	非住宅木造建築フェア (東京ビッグサイト)
	7~10	木工機械展ウッドワンダーランド (ポートメッセなごや)
	14	第55回全国木材産業振興大会 (札幌市 かでの2.4)
	16	JAS製材品普及推進審査会 (埼玉県 丸宇木材市売㈱北浜市場)
	17	JAS製材品普及推進展示会 (埼玉県 丸宇木材市売㈱北浜市場)
	29	木材利用推進「全国会議」 (木材会館)
11	2	第1回合法伐採木材利用促進全国協議会 (日比谷国際ビル)
	10	JAS製材品普及推進審査会 (熊本県 肥後木材(株))
	11	JAS製材品普及推進展示会 (熊本県 肥後木材(株))
	17~19	ジャパンホームショー2021 (東京ビッグサイト)
	18	全木連・全木協連・木退共正副会長会議、臨時総会、第3回理事会 (木材会館)
	※	CW法登録推進セミナー・相談会 (5: 広島県、8: 全市連、香川県、10: 滋賀県、25, 26: 群馬県、30: 兵庫県)
	※	CW地方協議会 (25: 石川県)
	※	CW普及啓発セミナー (25: 石川県)
12	27	第2回CW事業運営委員会 (永田町ビル)
	※	CW法登録推進セミナー・相談会 (14: 全買連、青森県、22: 長野県)
	※	CW地方協議会 (2: 栃木県、3: 三重県、7: 福井県、京都府、20: 鹿児島県)
	※	CW普及啓発セミナー (2: 栃木県、7: 福井県、20: 鹿児島県)

1	※	CW法登録推進セミナー・相談会（7：千葉県、25：岩手県）
	※	CW地方協議会（11：岐阜県、17：熊本県）
	※	CW普及啓発セミナー（11：岐阜県、17：熊本県）
2	16	第13回「新たな木材利用事例発表会」（WEB）
	※	CW法登録推進相談会・セミナー（10：新潟県）
	※	CW地方協議会（4：富山県、17：山梨県）
	※	CW普及啓発セミナー（4：富山県）
3	1～4	建築建材展2022（東京ビッグサイト）
	2	第3回CW事業運営委員会（永田町ビル）
	7	第2回合法伐採木材利用促進全国協議会（日比谷国際ビル）
	16	全木連・全木協連・木退共第4回理事会、全木政連常任委員会（木材会館）
	17	全国事務局長会議、木材PR委員会（木材会館）
	※	CW登録推進セミナー（2：日合連）

事業報告参考資料

資料1 令和3年度補正予算及び令和4年度当初予算
(木材産業・住宅関係)

資料2 令和4年度の税制改正事項

資料3 活動関連資料

1. 全木連と農林水産省による建築物木材利用促進協定の締結
2. 森林（もり）を活かす都市（まち）の木造化推進協議会の活動
3. 外国人技能実習制度の取組の概要
4. 国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会の活動
5. 第13回「新たな木材利用事例発表会」の概要
6. 令和3年度木材利用推進「全国会議」の概要
7. 合法木材供給の現状とクリーンウッド法
8. 公共建築物等木材利用促進法に基づく市町村方針の策定状況
9. 木材利用促進条例の策定状況
10. 都道府県、市町村における地域材利用住宅への助成制度の概要
11. 第49回（令和3年度）JAS製材品普及推進展示会の審査・
展示会年月日 及び会場、受賞者一覧
12. 令和3年度末 製材等JAS認証工場一覧表
13. 新設住宅着工戸数、木材価格等

資料 1

木材産業関係令和 3 年度補正予算及び令和 4 年度当初予算 (木材産業・住宅関係)

《林野庁予算》

令和 3 年度補正予算、令和 4 年度当初予算

木材産業国際競争力・製品供給力強化緊急対策<一部公共> 【令和3年度補正予算額 49,482百万円】
【令和3年度補正予算額(デジタル庁計上) 22百万円】

<対策のポイント>
木材製品の国際競争力の強化や新たな農林水産物の輸出目標の達成に向け、加工施設の大規模化・高効率化等を支援します。また、これらの加工施設へ原木を低コストで安定的に供給するとともに、森林資源の安定確保や森林吸収源対策の取組の加速化を図るため、路網整備、高性能林業機械の導入、搬出間伐、再造林、エリートツリー等の苗木の生産施設整備等の取組を支援します。加えて、木材製品の消費拡大や新技術の実証とともに、木材製品等の輸出拡大に向けた取組等を支援します。さらに、今般の木材不足・価格高騰(いわゆるウッドショック)への緊急的な対応に資する取組を支援します。

<政策目標>
国産材の供給・利用量の増加(31百万㎡【令和元年度】→42百万㎡【令和12年度まで】)

<事業の内容>	<事業イメージ>
<p>1. 木材産業国際競争力強化対策等<一部公共> 44,202百万円</p> <p>① 木材産業の輸出促進・体質強化対策 木材製品の国際競争力の強化や輸出拡大に向けた加工施設の大規模化・高効率化、他品目転換、高付加価値化等を支援します。加えて、いわゆるウッドショックへの緊急的な対応として、ボトルネックとなっている乾燥施設の能力向上等の施設整備を支援します。</p> <p>② 原木の低コスト安定供給対策等<一部公共> 大径材を含む原木を加工施設へ低コスト・安定的に供給するとともに、森林資源の安定確保や森林吸収源対策の取組の加速化を図るため、路網整備、高性能林業機械の導入、搬出間伐、再造林、エリートツリー等の苗木の生産施設整備等を支援します。</p> <p>2. 木材製品等の輸出支援対策等 500百万円 輸出も含めた販売力強化のための人材育成、輸出先国のニーズ・規格等に対応した製品開発や性能検査・実証、輸出先国への重点プロモーション活動等を支援します。このほか、国内におけるグリーンウッド法に基づく合法性確認の定着実態調査や流通木材の合法性確認システムの構築に向けた調査等を実施します。</p> <p>3. 木材製品の消費拡大対策等 4,802百万円 非住宅分野等の外構部も含めた木造化・木質化等を推進するとともに、いわゆるウッドショックへの緊急的な対応として、国産の製品等への転換促進を支援します。伐採等の自動化・遠隔操作技術、異分野技術の導入・実証等を支援します。</p> <p><事業の流れ> </p>	<p>木材産業国際競争力・製品供給力強化緊急対策</p> <p style="text-align:center;">体質強化計画</p> <p style="text-align:center;">川上との安定供給に係る協定締結等に取り組み工場等に対して重点的に支援</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>木材産業の輸出促進・体質強化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模・高効率化や低コスト化、他品目転換に向けた木材加工流通施設の整備 輸出に資する高度加工処理施設の整備 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>原木の低コスト安定供給対策等<一部公共></p> <ul style="list-style-type: none"> 路網整備、高性能林業機械導入、搬出間伐等 苗木の再生産を可能とするための再造林等 エリートツリー等の苗木の生産施設整備 </div> </div> <p style="text-align:center;">供給力増大計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 今般の木材不足・価格高騰への対応に資する製品供給力増大施設の整備 <p style="text-align:center;">林業経営体・林業労働力強化対策、林業分野における新技術推進対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸出も含めた販売力強化のための経営者層の育成、労働安全衛生対策の強化 伐採等の自動化・遠隔操作技術、異分野技術の導入・実証 低コスト造林技術の研修や優良事例の普及 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>木材製品等の輸出支援対策等</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検査・実証 木材製品や特用林産物の輸出先国への重点プロモーション活動等 国内の合法性確認の定着実態調査、合法性確認システムの構築に向けた調査等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>木材製品の消費拡大対策</p> <ul style="list-style-type: none"> JAS構造材の普及・実証、設計・施工上の工夫等を通じた国産の製品等への転換促進 CLT建築等の実証や木質建築部材の技術開発等 外構部への木材の実証的利用の推進 </div> </div> <p style="text-align:right;">【お問い合わせ先】は次頁参照</p>

木材産業国際競争力・製品供給力強化緊急対策<一部公共>
【お問い合わせ先一覧】

事業	林野庁担当課	電話番号
1. 木材産業国際競争力強化対策等のうち、		
①木材産業の輸出促進・体質強化対策	木材加工流通施設の整備	木材産業課 03-6744-2290
②原木の低コスト安定供給対策	路網整備、間伐材生産、造林、コンテナ苗生産基盤施設等の整備	整備課 03-6744-2303
	高性能林業機械等の整備	経営課 03-3502-8055
2. 木材製品等の輸出支援対策等のうち、		
林業経営体・林業労働力強化対策	林業経営に関する研修、労働安全衛生装備・装置の導入・研修等	経営課 03-3502-8048
木材製品等の輸出支援対策	輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検査・実証	木材産業課 03-6744-2295
	木材製品の海外販路構築に向けた重点プロモーション活動、輸出先国の市場規模・規格規制等調査等	木材利用課 03-6744-2299
	特用林産物の輸出促進に向けた輸出先国調査、販売促進活動	経営課 03-3502-8048
	合法性確認の定着実態調査、合法性確認システムの構築に向けた調査等	木材利用課 03-6744-2496
3. 木材製品の消費拡大対策等のうち、		
木材製品の消費拡大対策	CLT建築実証事業、CLT等木質建築部材技術開発・普及事業、JAS構造材実証・転換実証支援事業	木材産業課 03-6744-2294
	非住宅及び住宅の外構部の木質化	木材利用課 03-6744-2626
林業分野における新技術推進対策	伐採等の自動化・遠隔操作技術の導入・実証、異分野技術の導入・実証	研究指導課 03-3501-5025
	低コスト造林モデルの普及促進	整備課 03-3502-8065
(全般について)		計画課 03-6744-2082

<令和3年度 林野関係補正予算について：林野庁(maff.go.jp)>

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策

【令和4年度予算概算決定額 11,563 (12,239) 百万円】
 【令和4年度予算概算決定額(デジタル庁計上) 93 (74) 百万円】
 (令和3年度補正予算額 49,482百万円の内数、デジタル庁計上22百万円)

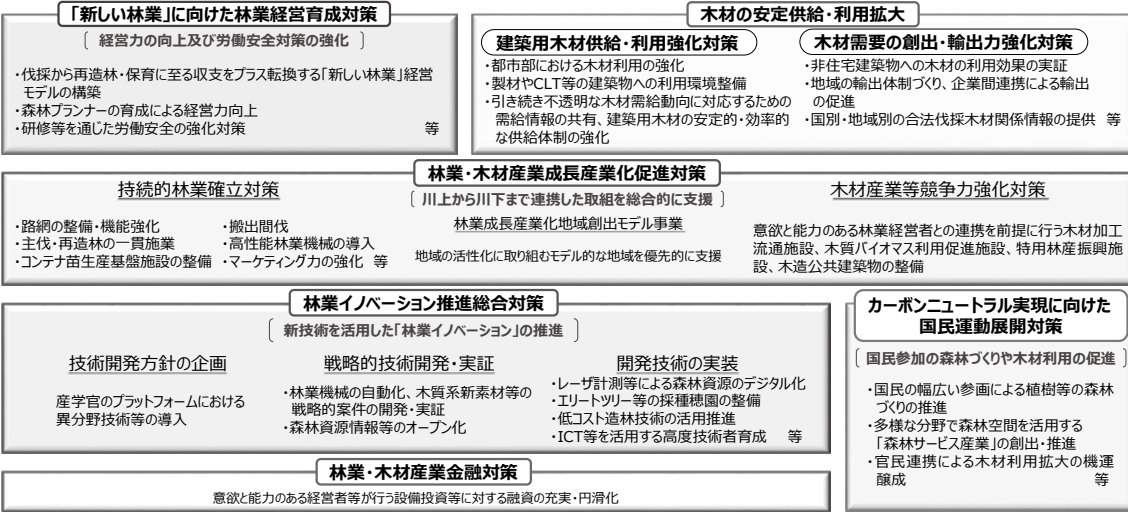
<対策のポイント>

カーボンニュートラルを見据えた森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現するため、「新しい林業」経営モデルの構築、路網の整備、間伐や再造林、木材加工流通施設の整備、「林業イノベーション」の推進、都市部における木材利用の強化、輸出を含む新たな需要の創出、国民運動の展開等、川上から川下までの取組を総合的に支援します。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加 (31百万m³ [令和2年度] →42百万m³ [令和12年度まで])

<事業の全体像>



森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち

林業・木材産業成長産業化促進対策

【令和4年度予算概算決定額 7,510 (8,185) 百万円】
 (令和3年度補正予算額 49,482百万円の内数)

<対策のポイント>

長期にわたる持続的な林業経営を確立しつつ、カーボンニュートラルの実現にも貢献するため、搬出間伐、主伐と再造林を一貫して行う施策、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、コンテナ苗生産基盤施設、木材加工流通施設や木造公共建築物の整備等、川上から川下までの取組を総合的に推進します。

<政策目標>

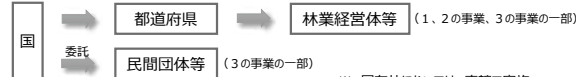
国産材の供給・利用量の増加 (31百万m³ [令和2年度] →42百万m³ [令和12年度まで])

<事業の内容>

- 1. 持続的的林業確立対策**
 意欲と能力のある林業経営者を育成し、持続的な林業経営を確立するため、出荷ロットの大規模化等によるマーケティング力の強化、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐、主伐時の全木集材と再造林の一貫作業、再造林の推進に資するコンテナ苗生産基盤施設の整備、森林境界の明確化、自伐林家等への支援等を推進します。
- 2. 木材産業等競争力強化対策**
 木材産業等の競争力強化を図るため、意欲と能力のある林業経営者との連携を前提に行う、輸入木材不足への対応として国産材の供給力強化に資する木材加工流通施設、木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設、木造公共建築物等の整備を支援します。
- 3. 林業成長産業化地域創出モデル事業**
 地域の川上から川下までの関係者が連携して、木材の安定供給や木材加工流通施設の整備等を進め、森林資源の循環利用や地域の活性化に取り組みモデル的な地域を優先的に支援し、優良事例の展開等を図ります。

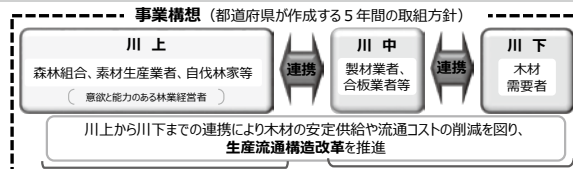
<事業の流れ>

定額 (1/2、1/3以内等) 等 定額 (1/2、1/3以内等) 等



※ 国有林においては、直轄で実施

<事業イメージ>



持続的的林業確立対策

- 間伐材生産 (搬出間伐の推進)
- 資源高度利用型施策
- 主伐時の全木集材、それと一貫して行う再造林の実施
- 路網の整備・機能強化
- 高性能林業機械等の導入 (購入、リース)
- コンテナ苗生産基盤施設等の整備
- マーケティング力ある林業担い手の育成
- 出荷ロットの大規模化等によるマーケティング力の強化
- 森林整備地域活動支援対策
- 施策の集約化に向けた境界の明確化
- 自立的経営活動推進
- 山村地域活性化の担い手となる自伐林家等への支援
- 山村地域の防災・減災対策
- 森林資源保全対策 (鳥獣害、病害虫対策等)

木材産業等競争力強化対策

- 木材加工流通施設等の整備
- 需要者ニーズに対応した木材製品の安定的・効率的な供給体制を構築 (改正木材利用促進法に基づく協定締結事業者や急な需要動向の変化に対応しうる供給力強化を図る施設整備を優先的に支援)
- 木質バイオマス利用促進施設の整備
- 地域連携の下で熟利用又は熱電併給に取り組む「地域内エコシステム」を重点的に支援
- 特用林産振興施設等の整備
- 地域経済で重要な役割を果たすことのほ場など特用林産物の生産基盤等の整備を支援
- 木造公共建築物等の整備
- 製材やCLT等の活用など木材利用のモデル性が高い施設の木造化・木質化を重点的に支援 (改正木材利用促進法に基づく協定締結者を優先的に支援)

林業成長産業化地域創出モデル事業
 【お問い合わせ先】 林野庁計画課 (03-6744-2300)

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち
建築用木材供給・利用強化対策

【令和4年度予算概算決定額 1,257 (1,251) 百万円】
 (令和3年度補正予算額 49,482百万円の内数)

＜対策のポイント＞

都市部における木材利用の強化等を図るため、**建築用木材の利用の実証**への支援や**大径材活用に向けた技術開発**等への支援、**製材やCLT（直交集成板）・LVL（単板積層材）等の建築物への利用環境整備**への支援を行います。あわせて、川上から川下までの**需給情報の共有**を図るとともに、**地域ごとの生産・流通における課題を解決**するための独自の取組を支援し、**建築用木材の安定的・効率的な供給体制を強化**します。

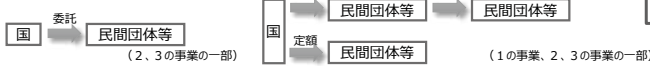
＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加（31百万m³〔令和2年度〕→42百万m³〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

- 1. 都市の木材利用促進総合対策事業** 376 (330) 百万円
 都市部における**建築用木材（木質耐火部材等を含む）の利用実証**において、**改正木材利用促進法**に基づく協定締結者を優先的に支援します。また、**大径材活用も踏まえた地域材による設計合理化等の技術開発・普及や強度等に優れた建築用木材の製造に係る技術の開発・大学等と連携した普及**を支援します。さらに、川上から川下までが連携した顔の見える木材を使用した**構造材、内装材、家具・建具等の普及啓発**や、**製材工場等の品目のバリエーションの充実に資する取組**を支援します。
- 2. CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業** 775 (721) 百万円
 CLT製造企業との**連携構築のためのモデル的な建築実証メニュー**を追加し、CLTを用いた先駆的な建築物の**設計・建築や街づくり等**への実証を支援します。また、CLT等の**土木分野への利用や設計の容易化、製材やCLT等の品質確保**等に関する技術開発や設計者の育成等を支援します。さらに、**BIMを活用した設計、施工手法等の標準化**に向けて、**設計や資材調達における課題の抽出**等を行います。
※ BIM(Building Information Modeling)→コンピュータ上で部材の仕様等の様々な属性情報を併せ持つ3次元の建築物のモデルを構築するシステム
- 3. 建築用木材供給強化促進事業** 106 (―) 百万円
 引き続き注視が必要な**木材需給動向に対応**するため、川上から川下の事業者による需給情報等を共有する**連絡協議会**を中央・全国7地区で開催します。また、**建築用木材の安定的・効率的な供給体制を強化**するため、川上から川下までの**生産・流通における地域ごとの多様な課題を解決**していくための独自の取組を支援します。
 また、**作業安全推進運動の全国的な展開、木材加工施設等導入の利子助成・リース、森林認証材の普及啓発**等の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



(2、3の事業の一部)

(1の事業、2、3の事業の一部)

＜事業イメージ＞

【お問い合わせ先】 林野庁木材産業課 (03-3502-8062)

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち
木材需要の創出・輸出力強化対策

【令和4年度予算概算決定額 442 (506) 百万円】
 (令和3年度補正予算額 49,482百万円の内数、デジタル庁計上22百万円)

＜対策のポイント＞

非住宅建築物等の**木造化・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用、木材製品の輸出の推進**等による**木材需要の拡大**を支援するとともに、**国別・地域別の合法伐採木材関係情報の提供**等を行います。

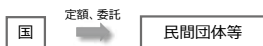
＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加（31百万m³〔令和2年度〕→42百万m³〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

- 1. 非住宅建築物等木材利用促進事業** 96 (―) 百万円
 非住宅建築物の**木質化による利用者の生産性向上**等木の効果を実証する取組※、**地域への専門家派遣**等による**技術的支援**※等の取組を支援します。
※ 改正木材利用促進法に基づく協定締結者を優先的に支援
- 2. 「地域内エコシステム」推進事業** 210 (240) 百万円
 木質バイオマスの熱利用を行う「**地域内エコシステム**」の構築に向け、**地域における合意形成、技術開発、技術面での相談・サポート**等の取組を支援します。
- 3. 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業** 75 (―) 百万円
 産地協議会の設置や運営などによる**地域による体制づくり、企業間の連携**による**モデル的な輸出の取組、海外で設計・施工を行う技術者の育成**を支援します。
- 4. 「クリーンウッド」普及促進事業** 39 (51) 百万円
 木材関連事業者の登録を推進するため、幅広い関係者への**クリーンウッドの普及啓発**の取組への支援をします。また、**国別・地域別の合法伐採木材関係情報**を提供します。
- 5. 広葉樹を活用した成長産業化支援対策事業** 22 (22) 百万円
 特用林産物に関する**情報の収集・分析・提供、国産特用林産物の競争力の強化**に向けた**実証、需要拡大と担い手確保を一体的に行う取組**等を支援します。

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 (1～4の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2120)
 (5の事業) 経営課 (03-3502-8059)

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち
林業・木材産業金融対策

【令和4年度予算概算決定額 729 (1,020) 百万円】

＜対策のポイント＞

森林・林業・木材産業によるグリーン成長及び森林の公益的機能の発揮を実現するため、意欲と能力のある経営者等が行う設備投資等に対する融資の充実・円滑化等を図り、木材の安定供給体制の構築等を支援します。

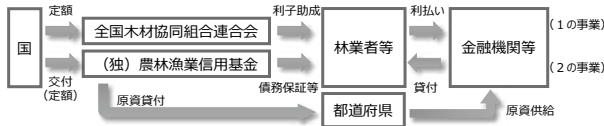
＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加（31百万m³ [令和2年] → 42百万m³ [令和12年まで]）

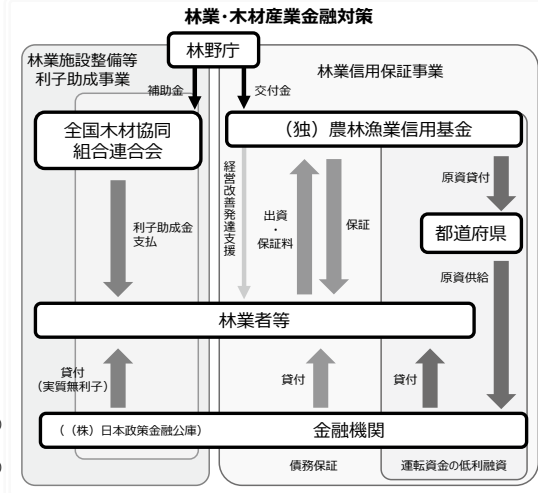
＜事業の内容＞

- 1. 林業施設整備等利子助成事業 289 (389) 百万円**
- 森林経営管理法に基づく経営管理実施権の設定を受けられる林業経営者や自然災害の被害を受けた林業経営者等が(株)日本政策金融公庫等から資金を借り入れる場合又は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた林業者が2の事業を活用して償還負担の軽減を目的とした資金を民間金融機関から借換えを行う場合、**最大2%・最長10年間（借換えの場合は5年間）の利子助成**を行います。
- 2. 林業信用保証事業 440 (631) 百万円**
- (独)農林漁業信用基金に対して以下の経費（新型コロナウイルス感染症対策分を含む）を支援し、林業者等に対する**融資の円滑化**等を図ります。
 - 信用基金の財務基盤や保証料率の維持等を図るために必要な経費
 - 重大な災害からの復旧、木安法に基づく計画の実施、事業承継・創業等に債務保証を利用する場合、債務保証に係る保証料を実質免除するために必要な経費
 - 経営合理化等に必要な運転資金の低利融資制度の実施に必要な経費
 - 林業経営者に対する経営改善発達に係る助言等の実施に必要な経費

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 林野庁企画課 (03-3502-8037)

令和4年度 林野庁予算概算要求の概要：林野庁 (maff.go.jp)

II. 令和4年度住宅局関係予算の主要事項

2. 住宅・建築物におけるカーボンニュートラルの実現<主な新規・拡充事項>

2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減(2013年度比)の実現に向けて、**住宅・建築物分野の省エネ対策の強化、木材利用の促進を図る。**

民間分野の取組支援

住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(200億円)

- LCCM※1住宅の整備支援(LCCM住宅整備推進事業(創設))
- 中小工務店等によるZEH※2等の整備支援(地域型住宅グリーン化事業)
- 優良な木造建築物等の整備支援(優良木造建築物等整備推進事業(創設))
- 既存住宅の長寿命化、省エネ化等支援(長期優良住宅化リフォーム推進事業)
- 既存住宅の省エネ改修支援(住宅エコリフォーム推進事業(創設))
- 自治体を通じた既存住宅・建築物の省エネ改修支援(住宅・建築物省エネ改修推進事業(創設))
- 省CO₂等先導性の高い民間プロジェクト支援
- フラット35Sによる省エネ住宅取得支援
- 低利融資による既存住宅の省エネ改修支援(創設)
- 市街地再開発事業等におけるZEH・ZEB※3化支援

※1 ライフ・サイクル・カーボン・マイナス住宅 ※2 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス ※3 ネット・ゼロ・エネルギー・ビル

新築住宅・建築物の補助要件見直しによる省エネ性能の底上げ

- 民間事業者等の場合：省エネ基準適合を補助要件化(2025年省エネ基準適合義務化に向けた環境整備)
- 公的主体の場合：ZEH・ZEBレベルの省エネ水準適合を原則補助要件化

公的賃貸住宅等の取組支援

【公営住宅等・UR賃貸住宅】

- 新築はZEHレベルの水準を原則化し、その整備を支援
- 省エネ改修支援(断熱改修、窓改修、再エネ設備設置等)
- 既存ストックにおける省エネ改修・再エネ導入を行う先進的な改修支援

【セーフティネット登録住宅・サービス付き高齢者向け住宅】

- ZEHレベルの整備を支援<サ高住>
- 省エネ改修支援(断熱改修、窓改修等)<SN住宅・サ高住>

住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業 地域型住宅グリーン化事業

令和4年度当初予算：
住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(200億円)の内数

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制により、地域材を用いて省エネ性能等に優れた木造住宅(ZEH等)の整備等に対して支援を行う。

グループの構築

共通ルールの設定

- ・地域型住宅の規格・仕様
- ・資材の供給・加工・利用
- ・積算、施工方法
- ・維持管理方法
- ・その他、グループの取組

安定的な木材確保

安定的な木材確保に資する先導的な取組の検討等を行うとする事業者に対する支援(令和3年度補正予算における拡充事項)

【補助対象、補助率、補助限度額】

- ・体制整備等に係る費用 定額 1000万円
- ・システム開発に係る費用 1/2 1000万円

補助対象(住宅)のイメージ

【補助対象※1、補助限度額※2】

- 認定長期優良住宅※3、※4 140万円/戸(125万円/戸)
- ZEH・Nearly ZEH※4 140万円/戸(125万円/戸)
- ZEH Oriented※4 90万円/戸(75万円/戸)
- 認定低炭素住宅※3、※4 90万円/戸

※1 設備の高効率化 ※2 外皮の高断熱化 ※3 耐震性

※4 劣化対策 ※5 維持管理・更新の容易性

○ ZEH・Nearly ZEH、認定低炭素住宅、ZEH Orientedで補助対象となるもの

○ 認定長期優良住宅で補助対象となるもの

【加算措置】※複数の加算措置に対応する場合は、上限を40万円/戸とする

- ① 地域材等加算
 - ・主要構造材(柱・梁・桁・土台)の過半に地域材を使用する場合、20万円/戸を限度に補助額を加算
 - ・地域の伝統的な建築技術の継承に資する住宅とする場合、20万円/戸を限度に補助額を加算
- ② 三世同居/若者・子育て世帯加算(以下のいずれか)
 - ・玄関・キッチン・浴室又はトイレのうちいずれか2つ以上を複数箇所設置する場合、30万円/戸を限度に補助額を加算
 - ・40歳未満の世帯又は18歳未満の子を有する世帯の場合、30万円/戸を限度に補助額を加算
- ③ バリアフリー加算
 - ・バリアフリー対策を講じる場合、30万円/戸を限度に補助額を加算

注1 土砂災害特別警戒区域は補助対象外
注2 括弧内の補助限度額は4戸以上の施工経験を有する事業者の場合
注3 認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅についての新たな認定基準が施行されるまでの間は、当該住宅に関する令和3年度の補助要件、補助対象限度額を引き続き適用可能とする
注4 ZEH等の配分にあたっては、構造計算の実施又は耐震等級2水準以上の耐震性を確認するものを優先する

住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業

③ 優良木造建築物等整備推進事業

新規

令和4年度当初予算:

住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(200億円)の内数

カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる木造の中高層住宅・非住宅建築物について、優良なプロジェクトに対して支援を行う。

事業概要

【補助要件】

次の①～⑤を満たすもの

- ①主要構造部に木材を一定以上使用する木造の建築物等
(木造と他の構造との併用を含む)
- ②耐火構造又は準耐火構造とすることが求められるもの
- ③不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供するもの
(劇場、病院、ホテル、共同住宅、学校、児童福祉施設、美術館、百貨店、商業施設、展示場、事務所等)
- ④多数の利用者等に対する木造建築物等の普及啓発に関する取組がなされるもの
- ⑤省エネ基準に適合するもの(公的主体が事業者の場合は、ZEH・ZEBの要件を満たすもの)

【補助事業者】民間事業者等

【補助対象費用】

- ・調査設計計画費のうち木造化に係る費用
- ・建設工事費のうち木造化による掛かり増し費用相当額

【補助率・上限額】1/2(上限300百万円)

<補助対象となる建築物イメージ>



中層の木造の建築物(事務所)のイメージ

サステナブル建築物等先導事業

継続

令和4年度当初予算:

環境・ストック活用推進事業(66.29億円)の内数

省エネ・省CO2や木造化、気候風土に応じた住宅の建築技術等による低炭素化、健康、災害時の継続性、少子化対策、防犯対策、建物の長寿命化等に係る住宅・建築物のリーディングプロジェクトについて広く民間等から提案を募り、支援を行うことにより、総合的な観点からサステナブルな社会の形成を図る。

リーディングプロジェクトの実施

①省CO2先導型

省CO2技術の効率的な利用により、省CO2性能を向上する

省エネ・省CO₂の実現性に優れたリーディングプロジェクトのイメージ

■個々の建築物で既に導入されている技術であるBEMS(※1)やコージェネレーションを建物間で融通し、CEMS(※2)や電力・熱の融通を実現

※1 ビルエネルギーマネジメントシステム
※2 コミュニティエネルギーマネジメントシステム

■一括受電設備・非常用発電機能付きコージェネ

■BCP・LCPの拠点の整備

■地中熱等、複数の熱源群の最適制御

健康

+

少子化

+

災害時の継続性

②木造先導型

③気候風土適応型

④次世代住宅型

(1)多様な用途の先導的木造建築物への支援

- ・構造・防火面の先導的技術の導入
- ・建築生産システムの先導性
- ・法令上特段の措置を要する規模
- ・多数の者の利用又は技術の公開

(2)実験棟の整備への支援と性能の把握・検証

- ・建築生産システム等の先導性
- ・制度基準に関する実験等
- ・公的主体との共同・協力
- ・実験・検証内容の公表
- ・一般公開等による普及

伝統的な住文化を継承しつつも、環境負荷の低減を図るモデル的取組

- ・伝統的な木造建築技術の応用
- ・省エネや長寿命化の工夫
- ・現行基準では評価が難しい環境負荷低減対策等

IoT技術等を活用した住生活の質の向上に向けたモデル的取組

- ・高齢者・障害者等の自立支援
- ・健康管理の支援
- ・防犯対策の充実
- ・家事負担の軽減、物流効率化等

<補助率> 1/2、木造実験棟については定額

<限度額>原則5億円(さらに事業内容に応じて、以下の条件)

省CO2先導型・次世代住宅型：新築の建築物又は共同住宅について建設工事費の5%等

木造先導型：建設工事費の15%(木造化の場合)、30百万円(木造実験棟の場合)

気候風土適応型：建設工事費の10%以内かつ100万円/戸

事業の成果等を広く公表することで、取り組みの広がりや意識啓発に寄与

- 22 -

木造住宅・都市木造建築物における生産体制整備事業

継続

令和4年度当初予算：5億円

木造住宅の担い手である大工技能者の減少・高齢化が進む中、木造住宅及び都市部における非住宅や中高層の木造建築物（都市木造建築物）の生産体制の整備を図るため、民間団体等が行う大工技能者等の確保・育成の取組や、拡大余地のある都市木造建築物を担う設計者の育成・サポート等の取組に対して支援を行う。

(1)大工技能者等の担い手確保・育成事業

民間団体等が複数年計画に基づき実施する、大工技能者等の確保・育成の取組を支援。

【事業内容】

①団体主導型

大工技能者等に関する民間団体等が全国的に実施する大工技能者等の確保・育成の取組に対する支援を行う。

②地域連携型

地域における複数の大工技能者関係機関が連携して実施する大工技能者等の確保・育成の取組に対する支援を行う。

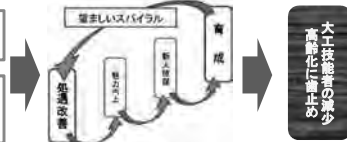
【補助対象】 大工技能者等の確保・育成の取組に要する費用

団体主導型

大工技能者等に関する団体・協議会（中央組織）

地域連携型

特定の地域における複数の大工技能者等関係団体・機関によるグループ



各団体・地域にとって最適な確保・育成のスキームを構築し、各団体・地域での持続的な取組へと繋げていくことで、将来にわたり大工技能者の能力を発揮できる木造住宅生産体制の整備を図る。

(2)都市木造建築物設計支援事業

都市木造建築物の設計の円滑化に資する環境を整備する取組及び都市木造建築物を担う設計者を育成・サポートする取組を支援。

【事業内容】

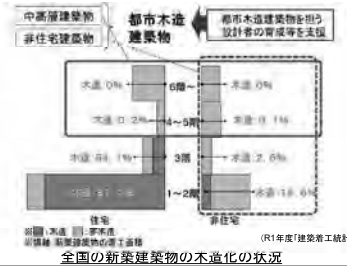
①都市木造建築物設計支援情報の集約一元化

都市木造建築物の設計に資する技術情報を集約・整理し、設計者へ一元的に提供する情報インフラ（ポータルサイト）の整備に対する支援を行う。

②都市木造建築物設計者の育成

都市木造建築物の設計に関する講習及び具体的設計に対する技術サポートに対する支援を行う。

【補助対象】 ①情報インフラ（ポータルサイト）の整備に要する費用
②設計に関する講習及び具体的設計に対する技術サポートに要する費用



【補助事業者】 民間事業者等 【補助率】 定額 【事業期間】 令和2年度～令和4年度

<令和4年度 住宅局関係予算概要>

<http://www.mlit.go.jp/page/content/001460106.pdf> (mlit.go.jp)

令和 4 年度 林野庁税制改正事項

[林野庁要望事項]

- 山林所得に係る森林計画特別控除（収入金額の20%控除等）の適用期限を2年延長する。（所得税）
- 農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置（適格合併の要件緩和）について、適用対象から出資を有しない組合のみで行う合併を除外した上、その適用期限を3年延長する。（法人税）
- 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税措置の適用期限を1年延長する。（印紙税）

[林野庁関係事項]

- 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の改正を前提に、同法の認定輸出事業者が、一定の輸出事業用資産の取得等をして、輸出事業の用に供した場合には、5年間30%（建物等については35%）の割増償却ができる措置を講ずる。（所得税・法人税）
- みどりの食料システム戦略を実行するための法整備を前提に、同法の環境負荷低減に係る計画の認定を受けた農林漁業者が、一定の機械装置、建物等の取得等をして、環境負荷低減に係る活動の用に供した場合には、その取得価格の32%（建物等については16%）の特別償却ができる措置等を講ずる。（所得税・法人税）
- バイオ燃料製造事業者が取得した一定のバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置（3年間、課税標準の1/2控除等）について、木質固形燃料製造設備の適用対象を中小事業者等及び農業協同組合等が取得するものに限定した上、その適用期限を2年延長する。（固定資産税）

(参考5)令和4年度国土交通省税制改正事項(住宅局関係)(1/2)

住宅ローン減税について、控除率、控除期間等を見直すとともに、環境性能等に応じた借入限度額の上乗せ措置等を講じた上で、適用期限を4年間延長する。

控除率		一律0.7%	<入居年>	2022(R4)年	2023(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年
借入限度額	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅		5,000万円		4,500万円	
		ZEH水準省エネ住宅		4,500万円		3,500万円	
		省エネ基準適合住宅		4,000万円		3,000万円	
		その他の住宅		3,000万円		0円 (2023年までに新築の建築確認:2,000万円)	
	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅		3,000万円			
		その他の住宅		2,000万円			
控除期間		新築住宅・買取再販	13年(「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年)				
		既存住宅	10年				
所得要件		2,000万円					
床面積要件		50㎡(新築の場合、2023年までに建築確認:40㎡(所得要件:1,000万円))					

- ※既存住宅の築年数要件(耐火住宅25年以内、非耐火住宅20年以内)については、「昭和57年以降に建築された住宅」(新耐震基準適合住宅)に緩和。
- 住宅取得等資金に係る贈与税非課税措置は、非課税限度額を良質な住宅は1,000万円、その他の住宅は500万円とした上で、適用期限を2年間延長。
 - *良質な住宅とは、一定の耐震性能・省エネ性能・バリアフリー性能のいずれかを有する住宅。
 - *既存住宅の築年数要件については、住宅ローン減税と同様に緩和。
 - 認定住宅に係る投資型減税は、対象にZEH水準省エネ住宅を追加した上で、2年間延長。

(参考5)令和4年度国土交通省税制改正事項(住宅局関係)(2/2)

要望結果	特例措置	税目
延長	新築住宅に係る固定資産税の減額措置	固定資産税
延長	住宅用家屋に係る所有権の登記等に係る特例措置	登録免許税
延長	居住用財産の買換え等に係る特例措置	所得税 個人住民税
延長	買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置	登録免許税
延長 (対象を一部拡充)	リフォーム促進税制 >省エネ改修について、対象工事の要件のうち、「全居室の全窓の断熱改修工事」(全窓要件)を「一部の窓の断熱改修工事」に緩和(所得税) >省エネ改修について、「H20.1.1以前から存在する住宅」を「H26.4.1から存在する住宅」に見直し(固定資産税)	所得税 固定資産税
延長	認定長期優良住宅・低炭素住宅に係る特例措置	登録免許税 固定資産税 不動産取得税

【その他】
 ○宅地建物取引業者等が取得する新築住宅の取得日に係る特例措置及び一定の住宅用地に係る税額の減額措置の期間要件を緩和する特例措置(不動産取得税)
 ○マンション建替事業・マンション敷地売却事業に係る特例措置(登録免許税・不動産取得税)

<令和4年度 国土交通省税制改正概要>

<http://www.mlit.go.jp/page/content/001445195.pdf>

資料 3

活動関連資料

1. 全木連と農林水産省による建築物木材利用促進協定の締結

木材利用の拡大により 2050 年カーボンニュートラルの実現に貢献すること等を目的に、令和 3 年 6 月に「公共建築物等木材利用促進法」を一部改正し、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が制定され、10 月に施行された。そのポイントは、①脱炭素社会の実現を法の目的に位置づけ、法律の対象を公共建築物から建築物一般に拡大、②木材利用促進の日（10 月 8 日）と木材利用促進月間（10 月）の法定化、③農林水産大臣を本部長とする木材利用促進本部（総務大臣、文科大臣、経産大臣、国交大臣、環境大臣等の関係大臣で構成）を設置し、国自らが行動することを明確にしたこと、そして、④建築物木材利用促進協定制度の創設である。

この協定は、建築主等の事業者と国又は地方公共団体が協定を結び、建築物への木材利用の促進に協働・連携して取り組むことを目的としており、既に、建築主等と地方公共団体との間で 5 件、建築主等と国との間で 5 件の協定が締結されている。メリットとしては、ホームページでの公表やメディア等に取り上げられること等により、当該事業者の社会的認知度が向上し、ESG 投資等の資金獲得や国・地方公共団体による支援を受けられる可能性が高まることが期待できる。

全木連は、令和 4 年 3 月 9 日に農林水産省の第 1 号となる「木材利用拡大に向けた環境整備に関する建築物木材利用促進協定」を農林水産省と締結しており、概要は以下のとおりである。

○木材利用の促進に関する構想

・木材の安定供給体制の構築に向けた取組等を行うことで、建築物への木材利用を促進し、「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用の定着に寄与し、2050 年カーボンニュートラルの実現や山村の活性化等に貢献する。

○構想の達成に向けた取組の内容

- ・都市等における木造化・木質化を推進するために必要となる J A S 製品等の普及拡大。
- ・合法伐採木材等の普及促進、木材の合法性証明のための取組の強化等。

○国による支援

・建築用木材に関する技術開発や J A S 規格の基準等の合理化に関する情報共有及びその他必要な情報の提供等。

（参考）

令和 3 年度 建築物における木材利用の促進に向けた措置の実施状況の取りまとめの概要

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/riyou/attach/pdf/220401-3.pdf>

木材利用拡大に向けた環境整備に関する建築物木材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づき、一般社団法人全国木材組合連合会（以下「甲」という。）、農林水産省（以下「乙」という。）は、木材利用拡大に向けた環境整備に関する建築物木材利用促進協定を締結する。

1. 目的

この協定は、甲の「建築物における木材の利用の促進に関する構想」について、甲及び乙が連携・協力することにより、甲による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2. 建築物木材利用促進構想（甲による木材の利用の促進に関する構想）

（1）構想の内容

甲は、需要者への木材利用拡大の意義など木材利用に関する普及活動、JAS等品質・性能の確かな木材製品や合法性の確認された木材など安全・安心な木材の供給及び利用の推進、木材産業における安定的な供給体制の構築に向けた取組を行うことにより、都市部をはじめとして建築物への木材利用を促進し、もって「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用の定着に寄与し、2050年カーボンニュートラルの実現や山村の活性化等に貢献する。

（2）構想の達成に向けた取組の内容

- ・甲は、木材の安定供給体制を構築するため、木材産業の経営安定化、効率的な加工・流通体制の確立等を進めるための制度の普及、労働安全対策等の情報提供・共有等に取り組む。
- ・甲は、都市等における木造化・木質化を推進するために必要となるJAS製品等の普及拡大に取り組む。
- ・甲は、合法伐採木材等の普及促進、木材の合法性証明のための取組の強化に取り組む。
- ・甲は、乙と連携し、設計・施工事業者等に対する木材供給に関する情報発信を行う。
- ・甲は、乙と連携し、木材利用の意義等に関する普及活動を推進する。
- ・甲は、乙と連携し、建築物での木材利用の優良事例に関する情報発信を行う。
- ・甲は、都道府県木材組合連合会等の会員組織（以下「都道府県木連等」という。以下同じ。）に対し、地方公共団体との建築物木材利用促進協定の締結を働きかける。

3. 甲の構想を達成するための乙による支援

乙は、甲の構想の達成に向けて、都市等における木造化・木質化を促進するため、建築用木材に関する技術開発やJAS規格の基準等の合理化に関する情報共有及びその他必要な情報の提供を行うとともに、甲の取組の周知・広報に関する協力等を行う。また、地方公共団体に対し、都道府県木連等との建築物木材利用促進協定の締結等、都道府県木連等による建築物における木材利用促進の取組との連携を促す。

4. 構想の対象区域

全国

5. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、締結の日から、令和7年3月末までとする。

6. その他

(1) 実施状況の報告

甲は、乙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

(2) 協定の変更及び協議

甲及び乙は、この協定の内容を変更する必要がある場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要がある場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

(3) 協定の解除

甲及び乙は、相手方がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙が押印の上、各自その一通を保管する。

令和4年3月9日

甲 一般社団法人

全国木材組合連合会 会長 鈴木 和雄

乙 農林水産大臣

金子 原二郎

2. 森林（もり）を活かす都市（まち）の木造化推進協議会の活動

我が国の森林資源は利用期に達しており、森林の健全性の維持及び地球温暖化防止、地方創生、国土強靱化等の観点から、その活用は国家的な課題となっている。

そのような中、自由民主党の国会議員による「森林を活かす都市の木造化推進議員連盟（会長：吉野正芳衆議院議員）」が令和元年4月に結成され、これまで木材があまり使われてこなかった都市の木造・木質化への取組が加速化されてきた。

森林・林業・木材産業界、建設業界等においても「議員連盟」と同様の趣旨により、令和元年5月に「森林を活かす都市の木造化推進協議会（前田直登：（一社）日本林業協会会長）」を設立し、「議員連盟」と連携して都市の木造化の実現に取り組んでおり、令和2年6月に「木材利用の促進のための法律の拡充に関する要望書」を議連に提出した。

その結果、令和3年6月に「公共建築物等木材利用促進法」が改正され、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等の木材の利用の促進に関する法律」が新たに制定され、10月に施行された。

令和3年度の活動実績は以下のとおりである。

なお、協議会会員は、団体、企業、地方公共団体、学識経験者など計137名となっている。（令和4年2月末現在）

（1）令和3年度における活動報告

ア 木材の利用促進に関する活動

① 議員連盟令和3年第2回総会で要望（5月12日：自民党本部）

吉野正芳会長の挨拶、金子恭之法案検討WT座長から、「法案検討WTにおける議論の経過について」、鈴木憲和法案検討WT事務局長、笠松珠美衆議院法制局第四部第一課長から、「法案条文（案）について」の説明がそれぞれなされ、次いで意見交換が行われ、条文（案）が了承された後、前田会長、木村副会長から御礼並びに改正法案の成立に向けた要望が行われた。

② 議員連盟令和3年第3回総会でのヒアリング（6月14日：自民党本部）

吉野正芳会長、金子恭之幹事長の挨拶、前田直登協議会会長から法案成立についての御礼の挨拶に続いて、「最近の輸入木材不足による木材価格の高騰等」を議題にして、眞城英一林野庁木材産業課長、石坂聡国土交通省住宅生産課長から木材流通、住宅への影響等の状況について説明の後、大野年司（一社）JBN・全国工務店協会会長、越海興一（一社）日本木造住宅産業協会専務理事、高橋健二全国建設労働組合総連合住宅対策部長、鈴木和雄（一社）全国木材組合連合会会長、佐川広興国産材製材協会会長、肱黒直次全国森林組合連合会代表理事専務の関係6団体からのヒアリング

が行われ、活発な質疑、意見交換が行われた。

③ 議員連盟と協議会による座談会の開催（令和4年1月12日：衆議院第1議員会館・第1面談室）

「森林を活かす都市の木造化を目指して」と題した座談会が、議連から吉野正芳会長、金子恭之総務大臣・幹事長、盛山正仁 WT 座長代理（司会）、鈴木憲和 WT 事務局長、協議会から前田直登会長〈（一社）日本林業協会会長〉、木村一義副会長〈（一社）日本木造耐火建築協会会長〉、熊谷匡史副会長〈㈱日本政策投資銀行常務執行役員〉、本郷浩二理事〈（一社）全国木材組合連合会副会長〉、中崎和久理事〈全国森林組合連合会会長〉、越海興一（一社）日本木造住宅産業協会専務理事、和田正光（一社）JBN・全国工務店協会筆頭副会長、津元頼光監事〈（一社）日本治山治水協会専務理事〉が出席して開催された。座談会の内容を取りまとめた上で、「森林を活かす都市の木造化推進法」の解説本として発行される予定である。

④ 金子恭之総務大臣による説明会（1月27日：吉野正芳衆議院議員会館事務所）

議連役員等並びに協議会事務局長に対し、「庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進について（令和4年1月21日付け総行政第14号）」に関する説明が金子恭之総務大臣（議連幹事長）から行われ、協議会会員にも周知するよう指示があった。前述の座談会の際の話を受けて総務大臣から各都道府県知事及び政令指定都市の長宛に木材利用促進の通知がなされたものであり、協議会としては会員宛てに、知事、各市町村長、各議会等に対する一層の働きかけを行う際に活用するよう周知を図った。

なお、総務省においては、1月24日に、地方公共団体、地域金融機関及び商工会議所等の担当者を対象とした「地域経済好循環拡大推進会議」を開催し、上記総務大臣通知の趣旨に等について紹介された（参考1）。

⑤ 議員連盟令和4年第1回総会で要望（3月23日：自民党本部）

吉野正芳会長、金子恭之総務大臣・議連幹事長の挨拶の後、前田直登協議会前会長、島田泰助新会長からの挨拶があり、続いて、林野庁、国土交通省、環境省から令和4年度都市木造化関連予算、木材利用施策の状況等についての説明及び島田協議会会長からの「森林（もり）を活かし都市（まち）の木造化を推進するための方策に関する要望」が行われた（参考2）。

イ 法律説明会及び施行記念講演会・シンポジウムの開催

① 協議会主催による「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」説明会の開催（7月14日：自民党本部）

吉野正芳議連会長、小島敏文議連事務局長、天羽隆林野庁長官、淡野博久国交省住

宅局長の挨拶・来賓紹介、次いで金子恭之議連幹事長・法案検討WT座長、鈴木憲和WT事務局長、滝波宏文WT事務局次長から、法律制定までの経過と概要についての説明及び小島裕章林野庁木材利用課長、前田亮国交省木造住宅振興室長から法律施行に向けた取組みについての説明があり、予定時間を超える熱心な意見交換が行われた。

- ② 「『脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用促進に関する法律』施行記念講演会・シンポジウム」の開催（10月8日：東京都千代田区有楽町「朝日ホール（マリオン）」）

協議会及び多くの協議会会員が参加した講演会・シンポジウム実行委員会主催により、法律が令和3年6月18日に公布、同10月1日に施行されたことを記念した講演及びシンポジウムが、記念すべき第1回の「木材利用促進の日（10月8日）」に会場参加者約270名、WEB参加者約530名を集めて盛大に行われた（参考3）。

（2）広報活動

- ① リーフレットの配布

各種会議、戸別訪問、来会者対応等において配布するとともに、会議等の協賛・後援団体として機会あるごとにアピールすることにより、協議会活動のPR及び入会促進に努めた。

- ② カレンダーの配布

木材利用優良施設コンクールの受賞施設（内閣総理大臣賞、農林水産大臣賞、国土交通大臣賞、環境大臣賞、林野庁長官賞、木材利用推進中央協議会長賞、審査委員会特別賞）を掲載したカレンダー（2022年版）を作成。国会議員、協議会会員、関係団体、来会者等に配布し、木造施設のPR及び入会促進に努めた。

- ③ 協議会ホームページのリニューアル

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が制定されたことを受け、「木材利用促進条例」や「リンク」を新たに設定するなどHPの大幅な改定を行い、都市の木造化の推進に向けたPRに努めた。

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく地方公共団体の対応促進について

1. これまでの経緯

- 1月12日、「森林を活かす都市の木造化推進協議会」と「森林を活かす都市の木造化推進協議会」の座談会が開催され、大臣が出席
- 大臣から、「木材利用促進法は大変良い内容のため、総務省から地方公共団体に対して、木材活用を促す通知を发出するよう」指示

2. 総務省の対応案

- 地方公共団体に対しては下記の林野庁長官からの通知のみであり、木材利用の促進について十分な要請がなされていない
- 総務省では木材利用を促進するため、以下の地方財政措置が活用可能
 - ・地域活性化事業債
 - 対象事業：原則全般的に地域木材を利用した施設の整備 充当率：事業費の90%
 - 交付税措置：元利償還金の30%を後年度基準財政需要額に参入
- 都道府県知事に対して、公共建築物における木材利用を促す通知を发出 (R4.1)

各省における取組状況

省庁	宛先	内容
林野庁	都道府県知事宛	「基本方針の策定」及び「建築木材利用促進協定の運用」について、長官名で通知を发出 (R3. 10)
国土交通省	業界団体宛	「建築木材利用促進協定」について、担当室名で事務連絡を发出 (R3. 10)
総務省	都道府県知事宛 (財産管理担当課及び市区町村担当課)	公共建築物における木材利用を促す通知を総務大臣名で发出 (R4. 1)

総務省のこれまでの取組

- 以下の通知を发出し、庁舎等の公共建築物におけるCLTの積極的な活用を依頼
 - ・「庁舎等の公共建築物におけるCLTの活用について」 (H28. 7)
 - ⇒「CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議」の設置を機に发出
 - ・「庁舎等の公共建築物におけるCLTの活用について」 (H30. 1)
 - ⇒H30年度のCLT関係予算の計上状況を周知するため发出
- 木材利用促進法に基づく木材利用促進本部 (本部長：農水大臣)の本部員として総務大臣が参加

総行政第14号
令和4年1月21日

各都道府県知事殿
(財産管理担当課扱い)
(市区町村担当課扱い)
各指定都市の長殿
(財産管理担当課扱い)

総務大臣
(公印省略)

庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進について

各地方公共団体におかれましては、公共建築物における木材利用に努められていることと存じますが、昨年10月1日付で、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の題名が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正され、法律の目的に「脱炭素社会の実現に資すること」が追加されるとともに、木材利用の促進に関する基本理念が新設されました。

また、木材利用促進の対象を公共建築物から建築物一般に拡大するとともに、建築物における木材利用を進めるため、国又は地方公共団体と事業者等が建築物木材利用促進協定を締結できる仕組みを設け、国又は地方公共団体は、協定締結事業者等に対して必要な支援を行うこととされました。

さらに、政府における木材利用の推進体制として、農林水産大臣を本部長、総務大臣等の関係大臣を本部員とする木材利用促進本部が設置され、基本方針の策定や木材利用の促進に関する施策の実施を推進することとされました。(別添1)

つきましては、地域の特色を活かし、建築物における木材の利用の取組を効果的に推進するために、庁舎等の公共建築物や民間建築物における木材利用の促進について、積極的に御検討いただくようお願いいたします。

なお、木材利用の促進のため、以下の地方財政措置を活用することが可能となっておりますので、積極的な活用を御検討いただくようお願いいたします。(別添2)

地方債	対象事業	充当率	交付税措置
地域活性化事業債	原則全般的に地域木材を利用した施設の整備	事業費の90%	元利償還金の30%を後年度基準財政需要額に参入

また、民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進するため、貴職におかれては、事業者等に対して建築物における木材利用促進のための協定の締結について積極的に働きかけていただくとともに、協定を締結した事業者等に対する必要な支援をお願いいたします。

加えて、木材利用促進のための協定については、「建築物木材利用促進協定の運用について」（令和3年10月21日 3林政利第110号 林野庁長官通知）において、林野庁長官から都道府県知事に対してその適切かつ円滑な運用が依頼されておりますので、お知らせいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

総務省地域力創造グループ地域政策課 茂原、酒川 連絡先：03-5253-5523
--

公共建築物等における木材の利用の 促進に関する法律の一部を改正する法律 概要

別添 1

- 戦後植林された国内の森林資源は本格的な利用期。
- 木材の利用は、森林循環（造林→伐採→木材利用→再造林）を通じて、森林のCO₂吸収作用を強化し、脱炭素社会の実現に貢献。
- 公共建築物等木材利用促進法の制定から10年が経過。
耐震性能や防耐火性能等の技術革新や、建築基準の合理化により、木材利用の可能性も拡大。

民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進する法改正が必要

1 題名・総則の改正

(1) 題名・目的の改正 (題名、第1条)

- 題名を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正
- 本法の目的に「脱炭素社会の実現に資すること」を追加

(2) 基本理念の新設 (新第3条)

- 木材利用の促進に関する基本理念を新設

(3) 林業・木材産業の事業者の努力 (新第6条第2項)

- 林業・木材産業の事業者は建築用木材等の適切かつ安定的な供給に努める旨を規定

(4) 木材利用促進の日・月間 (新第9条)

- 木材利用促進の日（10月8日）、木材利用促進月間（10月）を制定

2 建築物における木材の利用の促進に関する施策の拡充等

(1) 基本方針等の対象の拡大 (新第10条～第12条)

- 基本方針・都道府県方針・市町村方針の対象を公共建築物から建築物一般に拡大

(2) 木造建築物の設計・施工に係る先進的技術の普及の促進等 (新第13条)

- 木造建築物の設計・施工に係る先進的技術の普及の促進、人材の育成、建築用木材・木造建築物の安全性に関する情報提供等

(3) 建築物木材利用促進協定 (新第15条)

- 国・地方公共団体と事業者等による建築物における木材利用促進のための協定制度を創設
- 国・地方公共団体による協定を締結した事業者等への必要な支援

(4) 強度等に優れた建築用木材の製造技術の開発・普及の促進等 (新第16条)

- 強度・耐火性に優れた建築用木材の製造技術及び製造コスト低廉化技術の開発・普及の促進等

(5) 表彰 (新第31条)

- 国・地方公共団体による表彰

3 木材利用促進本部の設置

(新第25条～第30条)

- 木材利用促進本部を農林水産省に設置
(本部長：農林水産大臣、本部員：総務大臣・文部科学大臣・経済産業大臣・国土交通大臣・環境大臣等)
- 基本方針の策定、木材利用の促進に関する施策の実施の推進等

施行期日：令和3年10月1日（附則第1条）

地域活性化事業債について

対象事業：原則全般的に地域木材を利用した施設の整備

充当率：事業費の90%

交付税措置：元利償還金の30%を後年度基準財政需要額に参入

令和3年度地方債同意等基準運用要綱(抜粋)(令和3年4月1日 総務副大臣通知)

- 1 地域活性化事業は、地域の活性化のための基盤整備事業(自然、景観、文化、再生可能エネルギー、産品等の多様な地域資源等の活用や、地方公共団体が核となった、産業界、大学等、地域金融機関の連携による事業化を通じ、地域経済循環を創造することに資する事業(略))を対象とし、事業内容の例示等は、以下のとおりである。

(1) 地域経済循環の創造

自然、景観、文化、再生可能エネルギー、産品等の多様な地域資源、伝統的地場産業、科学技術及び情報通信技術(ICT)等を活用し、産業界、大学等、地域金融機関、自治体(産学金官)の連携・協力関係を基に、自立した力強い地域経済循環を創造するための基盤整備

ウ 自然再生・地球温暖化対策事業

(オ) 原則全般的に地域木材を利用した施設の整備

(参考2)

自由民主党

もり を活かす まち の木造化推進議員連盟

会長 吉野 正芳 殿

会員 先生 各位

もり まち
森林を活かし 都市の木造化を推進するための方
策に関する要望書

我が国の人工林は今まさに利用期を迎え、地球温暖化防止、国土強靱化、地方創生等の観点から木材の計画的な活用を通じて森林を保全し活力を維持していくことが必要となっています。

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の制定を契機に耐火建築部材等の技術革新が進み、中高層建築物等の木造化の可能性が大きく広がり、SDGs、ESG投資、2050年カーボンニュートラル等の流れもあって、民間の中高層建築物の木造化・木質化も着実に進み始めているところです。

こうした中、令和3年に先生方のご尽力により、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が制定・施行されました。

木材は、製造時の二酸化炭素排出量が極めて少なく、かつ省エネルギーであるとともに、木造建築物として使用されると二酸化炭素を固定・貯蔵するなど、脱炭素社会の実現に確実に貢献できる優れた素材です。そして、木材は再生産可能な唯一の資源です。

法律の趣旨に沿って、都市（まち）の木造化を着実に進めていくためには、木材の安定供給や需要拡大に向けた各種制度の一段の見直し及び再造林等の森林整備から都市における建築物の木材利用に至るまでの多様な施策の創設・実施等が極めて重要となっていると認識しております。

つきましては、下記の事項について要望いたします。

記

1. 脱炭素社会の実現に向けて、中高層建築物の木造化を行う場合、固定資産税、不動産取得税等の減免等税制の見直し、防火規定、耐用年数等について規制緩和等の措置を講ずること。
2. 木造建築物の魅力を更に引き出していくため、柱、梁、内・外壁面への「現（あらわ）し」による木材利用を促進するための耐火性、耐候性等に関する技術開発への支援及び関連する制度の見直し等を行うこと。
3. 再造林等の森林整備から建築物への木材利用に至るまでのサプライチェーンの拡大、地域における建築物木材利用促進協定制度の普及促進のための関係省庁の予算の拡充や優遇措置を講ずること。
4. 持続可能性の担保された森林から生産された木材の優先的利用を国民・企業へ普及・PRするとともに、「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用を可能とする仕組みを構築すること。

令和4年3月23日

もり を活かす 都市 まち の木造化推進協議会
会長 島田 泰助

(参考3)

『脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律』施行記念講演会・シンポジウムの概要

1 はじめに

いわゆる、『都市(まち)の木造化推進法』の施行を記念して、第1回目の「木材利用促進の日」に開催された法律施行記念講演会及びシンポジウムの概要は以下のとおり。

2 隈研吾氏記念講演 『木が拓く日本の未来』

冒頭、今回の法律改正の意義とその効果について大きな期待を寄せている旨を述べた後、自分が設計した数々の建築物の写真を映しながら、それぞれの特徴や木材利用する際の工夫などについて分かりやすく説明された。特に、木材を使うことで建物に柔らかさが加味されたり、音響上も洗練されるなど、木の持つ魅力は無限大であることが強調された。併せて、昔からの伝統的な継手や仕口加工を活用すれば、構造的に十分な強度が得られること、重量が軽くなることで設計上の自由度が増すことなど、科学的なエビデンスも交えながら、もう一度「木の文化」を取り戻すことの重要性が訴えられた。



当初の予定が変更され、シンポジウムで発言する予定だったメッセージとして、木の可能性をもっともっと引き出していくための設計士や大工等の技能者の育成の必要性に言及された。

3 記念シンポジウム

(1) 天羽隆林野庁長官のコーディネートによりシンポジウムが始まられ、最初に長官から、我が国の森林資源の現況や木材利用の実態、利用を促進するための「ウッドチェンジ協議会」の立ち上げや基本計画での位置付けの明確化などについて説明がなされた。

民間団体・企業のネットワークの立上げ

○民間建築物における木材利用促進に向け、川上から川下までの各界の関係者が一堂に会し、木材利用拡大に向けた課題や解決方法などについて意見交換を行う民間建築物等における木材利用促進に向けた協議会(通称「ウッド・チェンジ協議会」)を9月13日に立上げ。

(2) 続いて、隅(すみ)相談役から、かつて取りまとめた日本林業再生のための提言に基づき、まずは川下の需要拡大に取り組んで来られた実績、木材利用の重要性には理解を示しても中々実際の行動には移されない実態など、川下需要拡大の難しさに言及された後、今回の法律改正への大きな期待を述べられた。特に国を挙げて取り組む体制が整備されること、山側の供給力の強化が進むことへの期待にも触れられた。

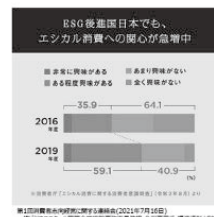
木材利用促進に向けた国民運動の展開

○木材利用促進月間(10月)が法定されたことを受け、民間企業、業界団体、国、地方公共団体は、10月を中心に様々な行事・イベントや情報発信を予定。(各種メディアを通じたキャンペーン、身近な木材利用やエシカル消費等を普及・啓発する「木づかい運動」など。)

(3) 次に、伊藤(いとう)消費者庁長官から、国交省住宅局長や内閣府の地域創生担当官を経験する中で、木材とりわけ国産材を選択できるような供給体制の整備の重要性と持続可能な森林資源の管理を進めていくことの重要性について言及された後、消費者にもエシカル消費をはじめとする「使う責任」の意識をもっともっと醸成していくことの必要性を主張された。消費者庁としても「賢い消費者」の育成に向けた取り組みを、この法律を契機

だまされない消費者 + 自分で考える消費者

SDGsの実現



に拡充していきたいと抱負を述べられた。

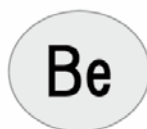
- (4) 林業漫画家の平田さんからは、林業の現場の感覚として、消費者ニーズの把握や木材利用の実態に関する情報収集が弱いとともに、山側の実態を発信する力も足りないこと、もっと分かりやすく一般の消費者の方に伝えていく工夫が必要と考えて、なじみやすいマンガで発信することにこだわっていることを述べられた。



- (5) 長官から、それぞれの立場から、法律改正を機に一般国民に向けたメッセージを求められたパネリストからは、まず隅相談役から、「燃えるとか折れる、長持ちしない」と言った国民の常識を 180 度変えていく取組みを続けていくこと、併せて地方創生の観点から森林環境税の一層の活用について提案がなされた。続いて伊藤長官から、「今だけ、ここだけ、私だけ」という発想から抜け出し、「未来のため、地域のため、みんなのため」という意識の転換が大切であることを強く述べられた。さらに、漫画家の平田さんからは、森林や林業をもっと身近に感じてもらうためのマンガ作りやマンガを通じた他業種や他分野の方達とのネットワークづくりに励んでいくとの方針が示された。

最後に長官から、都市ビルでの木造・木質化が当たり前の時代になるよう、法律改正の趣旨を踏まえた行政の取組みをさらに強化・拡充していくこと、発信力を高めること、一層川上～川中～川下の連携強化に取り組む決意が示され、シンポジウムを閉じた。

モノ消費 → コト消費 → トキ消費



4 締め言葉

最後に、実行委員会の大野年司（おおのとしじ）副委員長から、本日学んだ示唆や助言を活かして、業界一丸となって都市の木造化にまい進していく心構えが述べられて、記念講演及びシンポジウムを無事終了した。

※ 参考情報

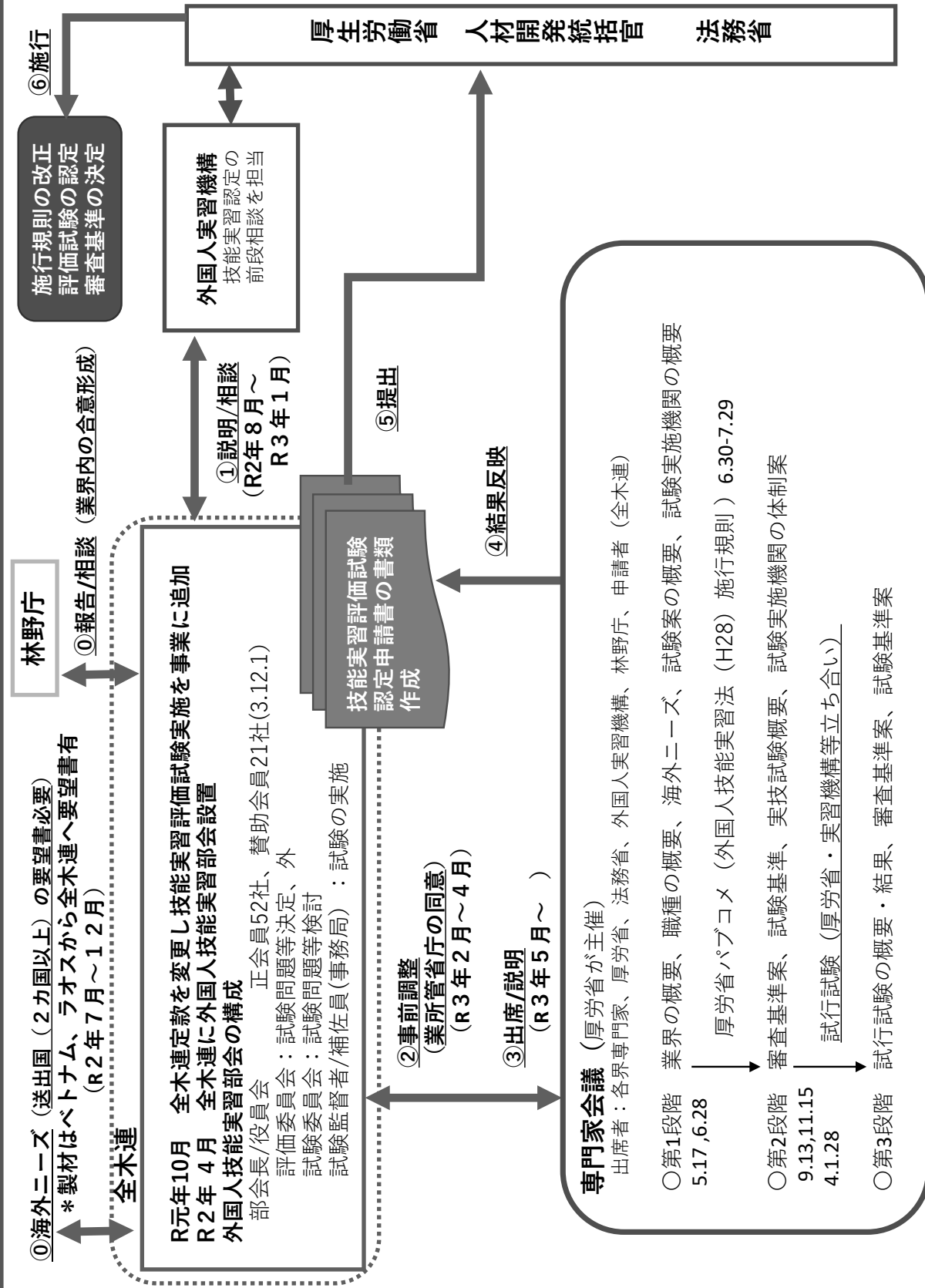
- 会場参加者 約 270 名（一般 120 名程度、森林・林業・建築業界 150 名程度、マスコミ関係 5 社程度）
- WEB参加者 約 530 名程度

3. 外国人技能実習制度の取組の概要

令和3年度は、外国人技能実習部会の体制を整備するとともに、技能実習評価試験実施機関としての認定に向け取り組みました。主な取組は次のとおりです。

- 4月6日、厚生労働省の外国人技能実習担当部署へ、林野庁木材産業課立会の下で、木材加工職種（機械製材作業）の職種追加を説明した。
- 5月14日、令和3年度第1回部会役員会を開催し、通常総会に諮る「令和2年度事業報告」、「令和2年度収支決算」等を審議し、通常総会を書面で開催した。
- 厚生労働省専門家会議へ「業界の概況、製材作業の工程、技能実習の内容、海外ニーズ等」を内容とする第1段階の説明を5月17日及び6月28日に行い、第1段階は了となった。
- 第1段階説明了を受け、厚生労働省等が外国人技能実習法施行規則改正（技能実習評価試験への木材加工職種追加等）のパブリックコメントを実施（6月30日～7月29日）
- 9月14日、第2回役員会を開催し、令和3年度入会承認、臨時総会の開催（役員交代）等を審議し、臨時総会（役員交代）を書面で開催した。
- 厚生労働省専門家会議へ「審査基準、試験基準、実技試験概要等」を内容とする第2段階説明を9月13日、11月15日及び令和4年1月28日に行い、第2段階は了となった。
- 12月10日、第3回役員会を開催し、令和3年度業務執行状況、各種規程の改正等を審議した。
- 令和4年1月20日に「製材作業の基礎」、「木材加工・外国人技能実習100問」を発刊し、販売を開始した。
- 2月1日及び4日に、20名の評価試験監督者候補に対して説明会（web）を実施した。
- 3月9日、第4回役員会を開催し、令和3年度事業報告及び収支決算見通し、令和4年度事業報告等を審議した。
- 木材加工技能実習評価委員会と木材加工技能実習評価試験委員会を、5月、7月、8月、10月、11月及び令和4年3月の計6回、開催した。

製材部門における技能実習制度の取組状況（令和4年3月現在）

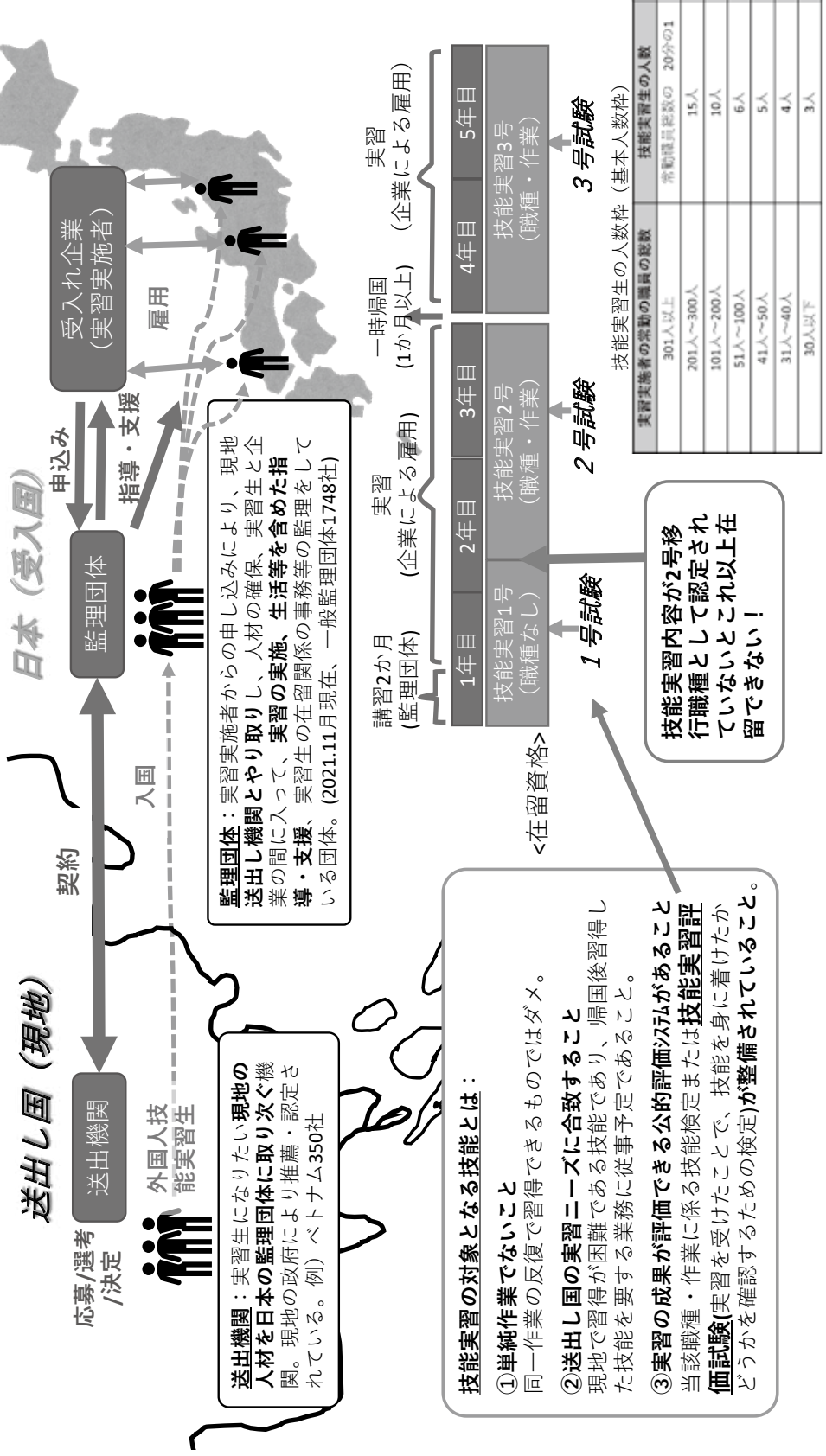


(参考) 外国人技能実習制度について

- 国際貢献として、開発途上国等の外国人を日本でOJTを通じて技能等の移転を図り、その経済発展を担う「人づくり」に協力する。外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）
- 在留資格を技能実習1号→2号→3号に移行できる職種は、2021年3月現在以下の通り。

2号 移行職種：85職種 156作業、3号 移行職種：77職種 135作業

製材、集成材製造等、木材産業に直接関係する移行職種はないため、木材加工職種（機械製材作業）を技能実習の移行職種とするとともに、全木連がその技能実習評価試験の実施者となるよう厚生労働省等に要望中。



4. 国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会の活動

～日本の森林を守るため共に行動する企業として新たに2社を認定～

令和3年11月15日（木）付けで、日本の森林を守るため共に行動する企業として、「(株)梅田ハウジング」及び「モリタインテリア工業(株)」の2社が新たに認定された。

戦後造成された日本の森林の多くが活用期を迎えているが、木材利用の形態の変化や外材との競争等により国産材の価格は低迷し、「伐って・使って・植えて・育てる」循環利用のサイクルの維持が難しい状況となっている。こうした状況を打開していくためには、使えるところには積極的に「国産の木材」を使っていくという考えに賛同する「共に行動する企業」等理解者の輪を広げていく必要がある。

この運動は、手の届く、身の回りから国産材の利用を拡大し、日本の森林の再生につなげていこうというもので、『国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会』を平成29年10月に立ち上げ、これまで72社を宣言企業として認定した。

一方、一昨年末に認定された52社の工務店からの要望で、昨年末にスタートした「国産材の家認定制度」の第1号に向け、森林所有者、素材生産業者、製材業者を交えた検討作業を進めている。

これら52社のうちの25社が参加して、「全国一斉木育イベント：森のとびら」を昨年10月～11月に開催し、多くの来場者を対象に、「木の良さ」、「木造住宅の魅力」、「日本の森林・林業」についての情報発信を行った。



した状況を打開していくために



5. 第13回「新たな木材利用事例発表会」の概要

第13回「新たな木材利用」事例発表会は、令和4年2月16日（水）13:30～15:40において、（一社）全国木材組合連合会の会議室からのWEB中継方式で開催した。

木材関係業界のほか、建築・設計、土木、家具・建具、行政・地方公共団体等、幅広い業種の方々を含め、300名近い視聴者が参加した。

1 開催日等

日 時	令和4年2月16日（水） 13時30分 ～15時40分
場 所	中継：全国木材組合連合会（東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル）
主 催	一般社団法人 全国木材組合連合会、木材利用推進中央協議会
後 援	林野庁、国土交通省、（公財）日本住宅・木材技術センター、 （一財）日本木材総合情報センター
定 員	300名（一般消費者、建築・設計・木材関係者等）

2 事例発表

第1部 13時30分～14時30分

「都市ビルの木造・木質化に向けた最新技術及び工法に関する取り組み状況について～（株）竹中工務店の挑戦～」

（株）竹中工務店木造・木質建築推進本部 部長
小林 道和（こばやし みちかず）氏

【概 要】 中大規模建築の木造・木質化に積極的に取り組んでいる建設会社、（株）竹中工務店の担当者として大活躍の小林部長から、木造・木質建築推進本部の「木のイノベーションで森とまちの未来をつくる」というミッションに基づき、①森林ランドサイクルの構築と林業の活性化により地域振興に貢献、②まちづくりの中で木造木質建築の普及に取り組み、社会課題の解決で竹中工務店の企業価値を向上、③建築分野での木材利用、イノベーションで循環型社会を実現、の3つの目標について具体的に説明された。

また、最近の建築事例として、①HULIC & New GINZA 8、②竹中工務店北海道地区 FM センター、③（仮）水戸市新市民会館の3つの施設での新技術・新素材・新工法に関する詳細な説明が行われた。

さらに、喫緊の課題でもあり、多くの関心の的になっている CO₂ 排出量削減に関する世界的な取り組みの方向性とこれを踏まえて企業に求められる対応が必要な現状が紹介された。森林及び木材の有する炭素吸収・固定機能への期待は大きい

が、その削減効果を具体的なデータで示していくことが今後の建築分野での木材利用に当たって必要条件となってきた社会的な背景、潮流の説明とともに、木造木質建築物に先駆的に取組んできた竹中工務店においても、木材利用に対する建築主のご理解にはなお一層の努力が必要との現状分析の説明があった。森林・林業・木材関係者としても、より積極的な情報収集と適時適切な対応策の検討が不可欠であると改めて認識させられた。

第2部 14時40分～15時40分

『「川上」「川中」「川下」連携の再構築を目指して

ーウッドショックを繰り返さないためにー』

アトリエフルカワ一級建築士事務所代表

古川 泰司（ふるかわ やすし）氏

【概要】冒頭に、ウッドショックが起こった原因は、「建築が地域＝地場の産業から離れてしまったから!!」と一言。10年経てば色が良い感じに変わるのは木材だけ。我が国は森林率は高いが国民一人当たりになると極めて小さく大事にしなければならない。

品質保証にはJASの普及が第1だが、①全国4,800社の製材工場のうちJAS材認定工場は600社、そのうち機械等級区分を行っているのは90社しかない(全国どこでもJAS機械等級材が買えるわけではない)。②市場用語の混乱(「小節」などの用語の解釈が製材業者とJASの規定で異なるため、注文したのと違う製品が届く可能性がある)、③ダブルスタンダード(目視等級と機械等級が両立しているため、ヤング70以上を求めると目視等級の無節材が必要になるが、山全体の何割が無節材か?)。これを解決していくため、木材の品質表示を進めて、より木材を使いやすくする、木材の価値を高める。それは森(山)の価値も高めることに繋がることを地域の関係者で共有することが大事＝建築の地場産業化を目指す。

「森～木～木材～建築のつながり」を”二人船頭方式”で進めよう。日本の木を使いたいという国民や設計者はたくさんいる。資源データと設計仕様を共有化し、最新のDXを導入すれば、個々の建築物それぞれに応じた材料供給と設計・施工が可能な『木材の時代』が到来すると確信している、との力強い締め言葉に感銘を受けた。

6. 令和3年度 木材利用推進「全国会議」の概要

令和3年度木材利用推進「全国会議」一木の街づくりの推進に向けて一を、令和3年10月29日(金) 14:00～16:40、木材会館7階ホールにおいて、木材関係業界のほか、建築設計、住宅産業関連等幅広い業種の方々を含め、オンラインと会場参加あわせて総計 270 名の参加者を得て開催した。

- ・ 開催月日 令和3年 10 月 29 日(金) 14:00～16:40
- ・ 開催場所 木材会館 7 階ホール(新木場)
- ・ 主催 木材利用推進中央協議会

第1部 木材利用優良施設の表彰式

- (1)主催者挨拶 鈴木和雄木材利用推進中央協議会長
- (2)審査講評 三井所清典審査委員会委員長
- (3)祝辞 宮崎雅夫農林水産大臣政務官
- (4)賞状授与
内閣総理大臣賞、農林水産大臣賞、国土交通大臣賞、環境大臣賞 林野庁長官賞、木材利用推進中央協議会会長賞、審査委員会特別賞
- (5)謝 辞 青木秀樹西栗倉村長

<受賞施設>

【内閣総理大臣賞】 あわくら会館 (岡山県英田郡西栗倉村)

【農林水産大臣賞】 高惣(たかそう)木工ビル (宮城県仙台市)

【国土交通大臣賞】 タクマビル新館(研修センター) (兵庫県尼崎市)

【環境大臣賞】 流山市立おおぐろの森小学校 (千葉県流山市)

【林野庁長官賞(3点)】

- ・ 木曾町役場本庁舎 (長野県木曾郡木曾町)
- ・ 桐朋学園宗次(むねつぐ)ホール (東京都調布市)
- ・ 南会津地方広域市町村圏組合・新消防庁舎(福島県南会津郡南会津町)

【木材利用推進中央協議会会長賞(4点)】

- ・ 滋賀県林業会館 (滋賀県大津市)
- ・ 道の駅したら・設楽町奥三河郷土館 (愛知県北設楽郡設楽町)
- ・ アネシス茶屋ヶ坂 (愛知県名古屋市中)
- ・ 高輪ゲートウェイ駅 (東京都港区)

【審査委員会特別賞(2点)】

- ・ 南予森林組合新事務所 (愛媛県北宇和郡鬼北町)
- ・ KAKAMIGAHARA PARK BRIDGE (岐阜県各務原市)

【優秀賞(50点)】

- ・ プラウド神田駿河台(東京都千代田区)
- ・ FLATS WOODS 千石(東京都文京区)
- ・ 津別町 役場庁舎(北海道網走郡津別町)
- ・ ラポルテ五泉(新潟県五泉市)
- ・ 住田町立上有住地区公民館(岩手県気仙郡住田町)
- ・ 八代市民俗伝統芸能伝承館(愛称:お祭りでんでん館)(熊本県八代市)
- ・ ミナカ小田原(小田原新城下町)(神奈川県小田原市)
- ・ 美深町立仁宇布小中学校(北海道中川郡美深町)
- ・ 大濠テラス～八女茶と日本庭園と。～(福岡県福岡市)
- ・ 津山信用金庫 勝山支店(岡山県勝山市)
- ・ 岡山県林業技術研修棟(岡山県勝田郡勝央町)
- ・ WOOD EGG GARDEN 仙台(宮城県仙台市)

- 上松町役場(長野県木曾郡上松町)
- 学校法人平成学園認定こども園ひまわり(高知県南国市)
- メルディア高機能木材研究所(福岡県北九州市)
- 大網白里市子育て交流センター(千葉県大網白里市)
- ANNEX TSUTENKAKU TOWER(大阪府大阪市)
- 洋光台南第一住宅集会所・管理事務所(神奈川県横浜市)
- (株)イトイグループホールディングス新社屋(北海道士別市)
- 認定こども園 いなつきれんげ幼稚園(福岡県嘉麻市)
- 熊谷組福井本店(福井県福井市)
- みらいく有明園(東京都江東区)
- グランドセイコースタジオ雫石(岩手県岩手郡雫石町)
- 流灯ふれあい館(埼玉県北葛飾郡杉戸町)
- 北海道立北の森づくり専門学院校舎(北海道旭川市)
- 大分県木材会館(大分県大分市)
- 道の駅たのはた(岩手県下閉伊郡田野畑村)
- 澤田建設KAZAGURUMAキャンパス(山口県防府市)
- 昭和電工武道スポーツセンター(大分県立武道スポーツセンター)(大分県大分市7)
- リリモテラス公益施設(愛知県長久手市)
- 介護老人福祉施設 やまゆりの里(兵庫県丹波篠山市)
- 芦北町総合コミュニティセンター(熊本県葦北郡芦北町)
- 岡山県森林組合連合会事務所(岡山県勝田郡勝央町)
- 粟ヶ岳世界農業遺産茶草場テラス(静岡県掛川市)
- 徳島ヴォルティスクラブハウス(徳島県板野郡板野町)
- 福井県立大学あわらキャンパス教育棟(福井県あわら市)
- 福井銀行今立支店(福井県越前市)
- 交ゆう館かなみ(宮城県登米市)
- 高知県心の教育センター(高知県高知市)
- 沢渡駅待合施設(長野県伊那市)
- きこうえん(北海道函館市)
- 隠岐ジオゲートウェイ(島根県隠岐郡隠岐の島町)
- 福祉型障害児入所施設 まごころ学園(新潟県見附市)
- 外房線 上総一ノ宮駅(内外装改修)(千葉県長生郡一宮町)
- 五ヶ瀬町役場新庁舎(宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町)
- 都立陣場山自然公園(東京都八王子市)
- 出雲大社広島分祠 神楽殿(広島県安芸郡府中町)
- たつの市役所新館・多目的ホール(兵庫県たつの市)
- あそびハウスこどもと森(福井県今立郡池田町)
- えちぜん鉄道福井駅(福井県福井市)

第2部 記念講演

『木の建築がつくる森とまちの未来 ～社会を支える木の建築をつくり続けるために～』

講師:NPO法人 サウンドウッズ代表理事 安田 哲也 氏

~~~~~ 推進活動宣言 ~~~~~

## 7. 合法木材供給の現状とクリーンウッド法

### 1 ガイドラインに基づく合法木材供給の現状

林野庁が平成 18 年に作成した、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」）に基づく合法証明木材供給体制については、令和 4 年 3 月 31 日時点で認定団体が 149、認定事業者数は 12,069 となっている。また、ガイドラインに基づいた合法証明木材の供給実績の推移は下記の通りである。

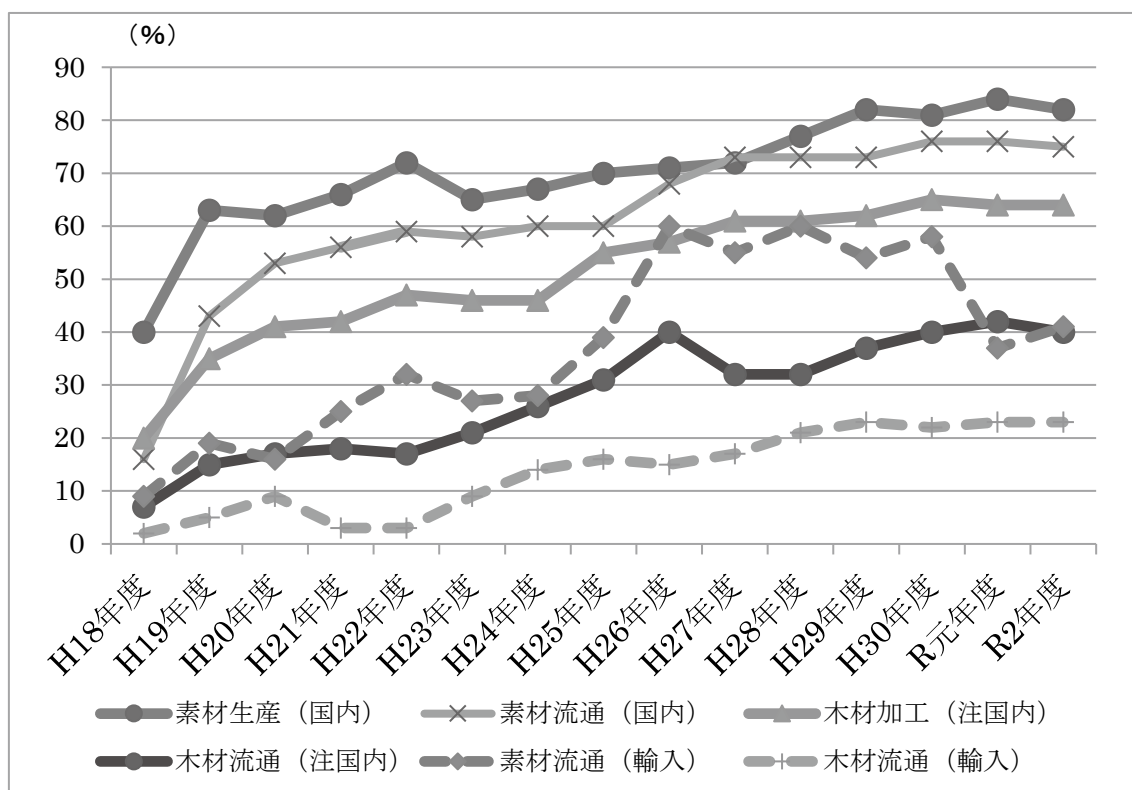


図 認定事業者による合法性が証明された木材・木材製品の割合の推移

注1 全木連の要請に基づいて実績報告を提出した 124 認定団体、10,162 事業者の集計値

注2 (注国内) = 国内における流通加工業に係るもので一部輸入材も含む

ガイドラインの適切な運用については、引き続き周知徹底を図り、合法木材供給制度の信頼性を確保していく必要がある。平成 28 年に成立したクリーンウッド法（後述）においても、その基本方針の中で合法性の確認にあたってガイドラインに基づいた証明が「活用できる」とされている。そのため、当会でもクリーンウッド法のセミナー等の機会にあらためて周知に努めている。

## 2 クリーンウッド法の現状

### 2.1 法律における事業者の責務

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称：クリーンウッド法）」が平成 29 年 5 月 20 日に施行され、令和 4 年 5 月で 5 年になる。

この法律では、木材、木材製品を利用する「事業者」の責務として、「木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。」（第 5 条）とされ、すべての木材関連事業者は、取り扱う木材・木材製品の合法性を確認することが求められている。

### 2.2 木材関連事業者の登録の動き

この法律で新たに創設された木材関連事業者の登録制度については、現在 6 つの登録実施機関が登録業務を実施しており、登録木材関連事業者数は、令和 4 年 2 月末現在で 578（全ての登録実施機関の登録事業者の合計）となっている。近年、登録者数の増加の鈍化がみられる。

### 2.3 クリーンウッド法の円滑な運用に向けて

木材業界の販売先でもある建築・建設関連事業者の登録が増加していくに従い、これらの事業者からクリーンウッド法に基づいた合法伐採木材の需要、未登録事業者への登録の要望が増えてくることが予想される。

一方、業界の自主的な取組として進めてきたガイドラインに基づく合法木材証明書は、クリーンウッド法においても合法性の確認の際に活用できるとされており、認定団体から認定を受けた事業者は、ガイドラインに基づいた取り組みを適切かつ確実に実行することが求められる。

### 2.4 クリーンウッド法の見直しについて

法律では、「政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、この法律の施行の状況について、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる…」（附則 3）とされている。林野庁では、法律の見直しの検討に向けて、令和 3 年 9 月から 4 年 3 月にかけて「合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会」を計 8 回開催した。検討会では、合法伐採木材等の流通及び利用についての現状や課題等を把握するため、木材関係各種業界団体等からヒアリングを実施した。（令和 3 年 10 月の第 2 回検討会で全木連からも意見を表明。）今後、この検討会の結果を踏まえ、「中間とりまとめ」として公表される予定である。

（参考）クリーンウッド・ナビ（林野庁のホームページ内に開設）の URL：

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

## 8. 公共建築物等木材利用促進法に基づく市町村方針の策定状況

令和3年12月末現在

|   | 市町村数 | 作成済<br>市町村 |   | 市町村数 | 作成済<br>市町村 |
|---|------|------------|---|------|------------|
| ★ | 北海道  | 179        | ★ | 滋賀   | 19         |
| ★ | 青森   | 40         | ★ | 京都   | 26         |
| ★ | 岩手   | 33         |   | 大阪   | 43         |
| ★ | 宮城   | 35         | ★ | 兵庫   | 41         |
| ★ | 秋田   | 25         | ★ | 奈良   | 39         |
| ★ | 山形   | 35         | ★ | 和歌山  | 30         |
|   | 福島   | 59         | ★ | 鳥取   | 19         |
| ★ | 茨城   | 44         | ★ | 島根   | 19         |
| ★ | 栃木   | 25         | ★ | 岡山   | 27         |
|   | 群馬   | 35         | ★ | 広島   | 23         |
| ★ | 埼玉   | 63         | ★ | 山口   | 19         |
|   | 千葉   | 54         | ★ | 徳島   | 24         |
|   | 東京   | 62         | ★ | 香川   | 17         |
|   | 神奈川  | 33         | ★ | 愛媛   | 20         |
| ★ | 新潟   | 30         | ★ | 高知   | 34         |
| ★ | 富山   | 15         | ★ | 福岡   | 60         |
| ★ | 石川   | 19         | ★ | 佐賀   | 20         |
| ★ | 福井   | 17         | ★ | 長崎   | 21         |
| ★ | 山梨   | 27         | ★ | 熊本   | 45         |
| ★ | 長野   | 77         | ★ | 大分   | 18         |
| ★ | 岐阜   | 42         | ★ | 宮崎   | 26         |
| ★ | 静岡   | 35         | ★ | 鹿児島  | 43         |
| ★ | 愛知   | 54         |   | 沖縄   | 41         |
| ★ | 三重   | 29         |   | 計    | 1,741      |
|   |      |            |   |      | 1,626      |

注：★印の都道府県は、全市町村策定済み(40道府県)

資料：林野庁ホームページ資料より作成。

令和3年度 建築物における木材利用の促進に向けた措置の実施状況の取りまとめの概要

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/riyou/attach/pdf/220401-3.pdf>

## 9. 木材利用促進条例の策定状況（これまで成立した条例の名称、公布月日）

① 徳島県県産材利用促進条例（H24.12.21）、② 茨城県県産材利用促進条例（H26.3.26）、  
③ 秋田県木材利用促進条例（H28.3.15）、④ 富山県県産材利用促進条例（H28.9.30）、⑤ 山形県の豊かな森林資源を活用した地域活性化条例（H28.12.27）、⑥ 岡山県県産材利用促進条例（H29.3.21）、⑦ 高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例（H29.3.24）、⑧ 兵庫県県産木材の利用促進に関する条例（H29.6.12）、⑨ みんなでつかおう「ふくいの木」促進条例（H29.7.14）、⑩ 栃木県県産木材利用促進条例（H29.10.18）、⑪ 香川県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例（H29.12.14）、⑫ 森林資源の循環利用の促進に関するかごしま県民条例（H29.12.26）、⑬ みやぎ森と緑の県民条例（H30.3.23）、⑭ 石川県県産材利用促進条例（H30.6.25）、⑮ 広島県県産木材利用促進条例（H30.10.2）、⑯ 林業県ぐんま県産木材利用促進条例（H30.12.25）、⑰ 愛媛県木材の供給及び利用の促進に関する条例（H30.12.25）、⑱ 新潟県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例（H30.12.27）、⑲ 岩手県県産木材等利用促進条例（H31.3.26）、⑳ 山梨県県産木材利用促進条例（H31.3.29）、㉑ 奈良県県産材の安定供給及び利用の促進に関する条例（R2. 3. 30）、㉒ 三重の木づかい条例（R3. 3. 23）、㉓ 宮崎県木材利用促進条例（R3. 3. 24）、㉔ 愛知県木材利用促進条例、㉕ 京都府府内産木材の利用の促進に関する条例



## 10. 都道府県、市町村における地域材利用住宅への助成制度の概要 (令和2年度)

- 地域材を利用した住宅建設の助成を行っている都道府県は、令和2年度では32団体
- 令和2年度に助成制度に取り組んでいる市町村は209団体
- 助成制度は、①低利融資、②利子補給、③経費の一部助成、④地域材の無償提供に大別

※令和2年度から地方財政措置を活用している制度に調査対象を限定していることにより、変更年度間の数値の単純な比較はできないことに注意

### ■ 助成制度事業数、実施都道府県数の推移

| 区分                | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 低利融資              | 6   | 4   | 5   | 5   | 7   | 7   | 7   | 6   | 7   | 7  | 6  |
| 利子補給              | 6   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 5   | 5  | 4  |
| 経費の一部助成           | 40  | 60  | 47  | 43  | 44  | 46  | 41  | 43  | 42  | 44 | 37 |
| 地域材の無償提供          | 6   | 8   | 5   | 4   | 3   | 3   | 3   | 3   | 2   | 1  | 1  |
| 助成制度を導入している都道府県数※ | 40  | 43  | 40  | 37  | 38  | 39  | 37  | 38  | 38  | 38 | 32 |

資料：林野庁調べ(令和2年8月現在)

※ 重複を除いて集計

### ■ 助成制度事業数、実施市町村数の推移

| 区分              | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1  | R2  |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 利子補給            | 2   | 2   | 2   | 2   | 1   | 1   | 2   | 2   | 3   | 3   | 2   |
| 経費の一部助成         | 158 | 189 | 210 | 240 | 254 | 258 | 271 | 271 | 285 | 270 | 214 |
| 地域材の無償提供        | 9   | 12  | 13  | 12  | 11  | 11  | 11  | 11  | 8   | 8   | 5   |
| 助成制度を導入している市町村※ | 160 | 191 | 208 | 232 | 239 | 247 | 261 | 263 | 275 | 265 | 209 |

資料：林野庁調べ(令和2年8月現在)

※ 重複を除いて集計

都道府県における木造住宅建設促進に係る助成制度（令和2年度）

令和2年8月現在

| 都道府県名 | 低利融資、利子補給 | 経費の一部助成及び地域材の無償提供 | 地域材活用の促進支援 | 低利融資、利子補給、経費の一部助成及び地域材の無償提供の主な内容                                                                                                                                                             |   |
|-------|-----------|-------------------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 北海道   | 1         | 1                 | 1          | 地主等を対象とする県産材の利用促進に向けたH27～31年の期間や道産木材を一定量以上使用するなどの条件を満たし、道木運が認定した住宅（北の本の家）の建築を推進する工務店等が実施する住宅見学会等に対して支援<br>道産木材を利用して建築物の新築・改築等を行う建築事業者を対象に、利用量に応じて買材費を助成。                                     |   |
| 青森    |           |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 岩手    | 1         | 2                 |            | 一定の省エネ性能を備え、「一棟以上」の県産材（使用した住宅の新築・リフォーム）について支援<br>被災者が住宅の新築・購入、増築又は改修を行う場合に、建設費の一部や利子について支援                                                                                                   |   |
| 宮城    | 1         | 1                 |            | 宮城県産材、優良みやぎ材を一定割合以上使用する住宅の新築に対し、1戸当たり最大50万円を助成                                                                                                                                               |   |
| 秋田    | 1         | 1                 |            | 新築住宅の構造材や下地材に一定量以上の県産材を利用した場合、県内においては15万円／戸を工務店グループへ補助する。また、県外においては5万円相当の県産品を施工主に交付する。                                                                                                       |   |
| 山形    | 1         | 2                 |            | 【新築】県産材使用住宅への利子補給（0.5又は0.4%）、1戸あたり20万円の補助<br>【リフォーム】県産材使用リフォームへの上限12～40万円（3㎡以上使用は上限引上げ）の補助                                                                                                   |   |
| 福島    |           |                   | 1          | 延べ床面積に応じて一定量以上の県産木材を使用した木造住宅を建設（新築・増築・購入）する建設主に県産品や商品券と交換可能な最大40万円相当のポイントを交付                                                                                                                 |   |
| 茨城    |           |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 栃木    | 4         |                   |            | 【県内・新築】県産材の使用量に応じて1戸あたり40万円を上乗せ（県産石材・伝統工芸品の一定量使用で10万円上乗せ）<br>【県内・増改築】県産材の使用量に応じて1戸あたり15万円を上乗せ（助成）<br>【県外・新築】県産材使用10㎡以上使用で1戸あたり一律10万円を助成<br>【県外・新築】県産材使用10㎡以上使用で、県産林産品等と交換できるポイント（＝10万円相当）を交付 |   |
| 群馬    |           |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 埼玉    | 1         |                   |            | 木材団体に係る助成制度に対する助成（25万円/戸）                                                                                                                                                                    |   |
| 東京    |           |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 神奈川   | 1         | 2                 |            | ・かながわ県産木材を利用した住宅の見学会を実施する工務店に対し、経費を補助する。<br>・県産材を使用した住宅の見学会等、PRに対する支援                                                                                                                        |   |
| 新潟    |           |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 富山    |           |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 石川    | 1         |                   |            | 県産材の使用量に応じて1戸につき10万円、30万円、50万円を助成                                                                                                                                                            |   |
| 福井    |           |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 山梨    |           |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 長野    |           |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 岐阜    | 1         | 2                 |            | ・岐阜県産材を一定量以上使用して住宅を新築・改築した施工主に対して、最大30万円/棟を助成<br>・産地住宅団体の運営主に対して10万円相当の大規模の贈答品等を行う建設の一部（県内）を助成<br>・岐阜県産材を一定量以上使用し、リフォームまたは住宅耐震性能を向上し、利子補給当初5年間、1.0%程度を助成                                     |   |
| 静岡    | 1         |                   |            | しずおか優良木材等を50%以上使用してリフォームする施工主に対し、使用量に応じて3万円から30万円を助成                                                                                                                                         |   |
| 愛知    | 1         |                   |            | 建築士が、あい知認証材を活用した新たな用途を提案し、住宅等建築物の設計・施工に利用した場合に利用量に応じて技術料を支援                                                                                                                                  |   |
| 三重    | 1         |                   |            | 主要な構造材等に「三重の木」が材力を60%以上、または12㎡以上使用して建てた木造住宅に対する低利融資                                                                                                                                          |   |
| 北海道   | 6         | 4                 | 37         | 1                                                                                                                                                                                            | 4 |
| 青森    | 6         | 4                 | 28         | 1                                                                                                                                                                                            | 3 |
| 岩手    |           |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 宮城    |           |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 秋田    |           |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 山形    |           |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 福島    |           |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 茨城    |           |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 栃木    |           |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 群馬    |           |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 埼玉    |           |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 東京    |           |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 神奈川   |           |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 新潟    |           |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 富山    |           |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 石川    |           |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 福井    |           |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 山梨    |           |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 長野    |           |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 岐阜    |           |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 静岡    |           |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 愛知    |           |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 三重    |           |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 北海道   | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 青森    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 岩手    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 宮城    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 秋田    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 山形    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 福島    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 茨城    | 2         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 栃木    |           |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 群馬    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 埼玉    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 東京    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 神奈川   | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 新潟    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 富山    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 石川    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 福井    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 山梨    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 長野    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 岐阜    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 静岡    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 愛知    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 三重    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 北海道   | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 青森    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 岩手    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 宮城    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 秋田    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 山形    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 福島    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 茨城    | 2         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 栃木    |           |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 群馬    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 埼玉    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 東京    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 神奈川   | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 新潟    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 富山    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 石川    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 福井    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 山梨    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 長野    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 岐阜    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 静岡    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 愛知    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 三重    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 北海道   | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 青森    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 岩手    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 宮城    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 秋田    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 山形    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 福島    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 茨城    | 2         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 栃木    |           |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 群馬    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 埼玉    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 東京    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 神奈川   | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 新潟    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 富山    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 石川    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 福井    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 山梨    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 長野    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 岐阜    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 静岡    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 愛知    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |
| 三重    | 1         |                   |            |                                                                                                                                                                                              |   |

注1. 林野庁業務資料

注2. 地域材を一定割合以上使用した場合に助成するなどの条件がある。なお、新規募集を終了した制度については掲していない。



# 市町村における木造住宅建設促進に係る助成制度（令和2年度）

令和2年8月現在

| 都道府県名 | 経費の一部助成<br>無償提供 | 地域材の<br>利子補給 | 合計  | 市町村数<br>(H31) | 実施市町村                                                            |
|-------|-----------------|--------------|-----|---------------|------------------------------------------------------------------|
| 北海道   | 17              |              | 17  | 15            | 平取町、松前町、知内町、津別町、釧路町、美幌町、釧路市、滝上町、雄勝町、足寄町、白糠町、当麻町、美深町、下川町、森町       |
| 青森    |                 |              |     |               |                                                                  |
| 岩手    | 15              |              | 15  | 15            | 盛岡市、宮古市、大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、住田町、大槌町、岩泉町、野田村  |
| 宮城    | 4               |              | 4   | 4             | 登米市、大崎市、川崎町、南三陸町                                                 |
| 秋田    |                 |              |     | 3             |                                                                  |
| 山形    | 19              | 1            | 20  | 16            | 山形市、寒河江市、河北町、朝日町、大江町、村山市、東根市、米沢市、小国町、白鷹町、鮎川町、鶴岡市、酒田市、釜山町、戸次町、西川町 |
| 福島    | 6               | 1            | 7   | 8             | 楳町、会津若松市、川俣町、古殿町、小野町、柳津町、只見町、南会津町                                |
| 茨城    |                 |              |     | 4             |                                                                  |
| 栃木    | 1               | 1            | 2   | 2             | 大田原市、塩谷町                                                         |
| 群馬    | 2               |              | 2   | 2             | 鯉龍市、秩父市、横瀬町、長瀬町、皆野町、小鹿野町                                         |
| 埼玉    | 2               |              | 2   | 2             | 香取市、山武市                                                          |
| 東京    | 2               |              | 2   | 1             | 檜原村                                                              |
| 神奈川   | 3               |              | 3   | 3             | 相模原市、秦野市、小田原市                                                    |
| 新潟    | 5               |              | 5   | 5             | 糸魚川市、佐藤市、村上市、五泉市、妙高市、                                            |
| 富山    | 1               |              | 1   | 1             | 小矢部市                                                             |
| 石川    | 12              |              | 12  | 12            | 金沢市、白山市、輪島市、穴水町、能美市、小松市、中能登町、珠洲市、七尾市、能登町、かほく市、津幡町                |
| 福井    |                 |              |     | 2             |                                                                  |
| 山梨    |                 |              |     |               |                                                                  |
| 長野    | 4               |              | 4   | 4             | 上松町、伊那市、大桑村、木島平村                                                 |
| 岐阜    | 5               |              | 5   | 4             | 高山市、中津川市、郡上市、下呂市                                                 |
| 静岡    | 4               |              | 4   | 4             | 富士市、富士宮市、島田市、森町                                                  |
| 愛知    | 1               |              | 1   | 1             | 岡崎市                                                              |
| 三重    | 6               |              | 6   | 5             | 松阪市、尾鷲市、紀北町、紀宝町、熊野市                                              |
| 滋賀    | 4               |              | 4   | 4             | 高島市、多賀町、甲賀市、長浜市                                                  |
| 京都    | 2               |              | 2   | 2             | 京都市、綾部市                                                          |
| 大阪    | 1               |              | 1   | 1             | 和泉市                                                              |
| 兵庫    | 6               |              | 6   | 4             | 赤粟市、丹波市、丹波篠山市、神河町                                                |
| 奈良    | 4               |              | 4   | 4             | 桜井市、宇陀市、下市町、川上村                                                  |
| 和歌山   | 6               |              | 6   | 5             | 新宮市、日高川町、那智勝浦町、古座川町、串本町、北山村                                      |
| 鳥取    | 4               |              | 4   | 4             | 智頭町、若桜町、南郷町、日南町                                                  |
| 島根    | 10              |              | 10  | 8             | 松江市、出雲市、雲南市、大田市、浜田市、津和野町、吉賀町、隠岐の島町                               |
| 岡山    | 3               |              | 3   | 2             | 津山市、久米南町                                                         |
| 広島    | 2               | 2            | 4   | 3             | 庄原市、神石高原町、安芸太田町                                                  |
| 山口    | 2               |              | 2   | 2             | 岩国市、萩市                                                           |
| 徳島    | 7               | 1            | 8   | 8             | 美馬市、三好市、真みよし町、那賀町、海陽町、阿波市、吉野川市、神山町                               |
| 香川    | 1               |              | 1   | 1             | まんのう町                                                            |
| 愛媛    | 12              |              | 12  | 12            | 西条市、伊予市、久万高原町、内子町、大洲市、西予市、伊方町、八幡浜市、宇和島市、鬼北町、松野町、愛南町              |
| 高知    | 9               |              | 9   | 8             | 四万十市、幡原町、仁淀川町、四万十町、津野町、土佐清水市、香美市、土佐町                             |
| 福岡    | 4               |              | 4   | 4             | うきは市、添田町、八女市、豊前市                                                 |
| 佐賀    |                 |              |     |               |                                                                  |
| 長崎    |                 |              |     |               |                                                                  |
| 熊本    | 10              |              | 10  | 10            | 美里町、小国町、八代市、水俣市、芦北町、人吉市、多島木町、山江村、湯前町、天草市                         |
| 大分    | 3               |              | 3   | 3             | 大分市、中津市、日田市                                                      |
| 宮崎    | 11              |              | 11  | 11            | 日南市、高千穂町、美郷町、椎葉村、五ヶ瀬町、日之影町、諸塚村、西都市、高原町、宮崎市、川南町                   |
| 鹿児島   | 4               |              | 4   | 4             | さつま町、出水市、南種子町、屋久島町                                               |
| 沖縄    |                 |              |     |               |                                                                  |
| 事業数   | 214             | 5            | 221 | 209           | 265                                                              |
| 都道府県数 | 38              | 4            | 38  |               |                                                                  |

注1：林野庁業務資料

注2：新規募集を終了した制度については掲上げていない。

11. 第49回(令和3年度)JAS製材品普及推進展示会の審査・展示会年月日及び会場等一覧

| 審査月日<br>展示月日           | 審査・展示会場          | 出品<br>工場数 | 出品量<br>(m <sup>3</sup> ) |
|------------------------|------------------|-----------|--------------------------|
| 8月4日(水)<br>8月5日(木)     | 東京木材市場株式会社       | 5         | 60                       |
| 9月1日(水)<br>9月2日(木)     | 株式会社 津山総合木材市場    | 8         | 100                      |
| 9月16日(木)<br>9月17日(金)   | (株)東海木材相互市場 大口市場 | 17        | 142                      |
| 10月13日(水)<br>10月14日(木) | 丸宇木材市売(株)北浜市場    | 7         | 27                       |
| 11月10日(水)<br>11月11日(木) | 肥後木材株式会社         | 10        | 66                       |
| 計                      | 5会場              | 47        | 395                      |

第49回(令和3年度)JAS製材品普及推進展示会 受賞者一覧表

| 賞      | 県名  | 会社名             |
|--------|-----|-----------------|
| 農林水産大臣 | 秋田県 | 株式会社 沓澤製材所 製材工場 |
| 農林水産大臣 | 岐阜県 | 株式会社沓澤製材所 製材工場  |
| 農林水産大臣 | 岡山県 | 山下木材株式会社 製材工場   |
| 農林水産大臣 | 岡山県 | 牧野木材工業株式会社 本社工場 |

|            |     |                      |
|------------|-----|----------------------|
| 農林水産省大臣官房長 | 大分県 | 株式会社日田十条 製材工場        |
| 農林水産省大臣官房長 | 愛媛県 | 八幡浜官材協同組合 製材工場       |
| 農林水産省大臣官房長 | 三重県 | 株式会社オオコーチ 勢和工場       |
| 農林水産省大臣官房長 | 富山県 | ウッドリンク株式会社製材事業部 製材工場 |
| 農林水産省大臣官房長 | 宮崎県 | 外山木材株式会社 今町工場        |
| 農林水産省大臣官房長 | 愛知県 | 株式会社東海木材相互市場 大口工場    |
| 農林水産省大臣官房長 | 岐阜県 | 伊藤林産株式会社 製材工場        |
| 農林水産省大臣官房長 | 山口県 | 大林産業株式会社 製材工場        |
| 農林水産省大臣官房長 | 岩手県 | 有限会社マルヒ製材 製材工場       |
| 農林水産省大臣官房長 | 岡山県 | 鳥越工業株式会社 製材工場        |
| 農林水産省大臣官房長 | 三重県 | 斎藤木材株式会社 製材工場        |
| 農林水産省大臣官房長 | 兵庫県 | 協同組合兵庫木材センター 製材工場    |

|       |     |                        |
|-------|-----|------------------------|
| 林野庁長官 | 茨城県 | 中国木材株式会社 鹿島工場          |
| 林野庁長官 | 栃木県 | 二宮木材株式会社 本社工場          |
| 林野庁長官 | 岐阜県 | 恵那小径木加工協同組合 製材工場       |
| 林野庁長官 | 岡山県 | 小林製材株式会社 本社工場          |
| 林野庁長官 | 広島県 | 田村木材工業株式会社 本社工場        |
| 林野庁長官 | 宮崎県 | エンジニアウッド宮崎株式会社 加工センター  |
| 林野庁長官 | 福島県 | 協和木材株式会社 塙工場           |
| 林野庁長官 | 秋田県 | 東北木材株式会社 製材工場          |
| 林野庁長官 | 岐阜県 | 飛騨高山森林組合 新宮工場          |
| 林野庁長官 | 岐阜県 | 桑原木材株式会社 金山工場          |
| 林野庁長官 | 埼玉県 | 金子製材株式会社 製材工場          |
| 林野庁長官 | 熊本県 | ランバーやまと協業組合 高月工場       |
| 林野庁長官 | 宮崎県 | 宮内林業株式会社 製材工場          |
| 林野庁長官 | 宮城県 | 株式会社佐藤製材所 製材工場         |
| 林野庁長官 | 岐阜県 | 東濃ひのき製品流通協同組合 第二工場     |
| 林野庁長官 | 三重県 | グリーンウッドタクミ協同組合 ウッドピア工場 |

| 賞     | 県名  | 会社名                   |
|-------|-----|-----------------------|
| 全木連会長 | 熊本県 | 天草地域森林組合木材流通センター 製材工場 |
| 全木連会長 | 熊本県 | 株式会社佐藤林業 製材工場         |

|       |     |                |
|-------|-----|----------------|
| 全市連会長 | 熊本県 | 株式会社佐藤製材所 製材工場 |
| 全市連会長 | 岡山県 | 河井林産株式会社 鏡野工場  |

|       |     |                   |
|-------|-----|-------------------|
| 全買連会長 | 熊本県 | 上球磨森林組合 加工工場      |
| 全買連会長 | 熊本県 | 株式会社松島木材センター 製材工場 |
| 全買連会長 | 岐阜県 | 株式会社丸七ヒダ川ウッド 製材工場 |

|        |     |                   |
|--------|-----|-------------------|
| 優良開催市場 | 愛知県 | 株式会社東海木材相互市場 大口市場 |
| 優良開催市場 | 熊本県 | 肥後木材株式会社          |

|         |     |          |
|---------|-----|----------|
| 優良買方感謝状 | 東京都 | 株式会社京和木材 |
| 優良買方感謝状 | 兵庫県 | 株式会社名田商店 |
| 優良買方感謝状 | 愛知県 | 桑原木材株式会社 |
| 優良買方感謝状 | 埼玉県 | 水本木材     |
| 優良買方感謝状 | 熊本県 | 原田木材株式会社 |



### 13. 新設住宅着工戸数、木材価格等

詳細については

[モクレポ～林産物に関するマンスリーレポート～：林野庁 \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)

以下、目次

新設住宅着工戸数

スギ原木の主要市場価格

## CONTENTS 令和4年4月号

|                         |                                |       |
|-------------------------|--------------------------------|-------|
| 特集                      | 1 ロシアからの木材輸入                   | 特集1   |
|                         | 2 令和2年度の公共建築物の木造率について          | 特集2   |
|                         | 3 生しいたけの原産地表示の見直しについて          | 特集3   |
|                         | 4 「新たな森林づくりコンクール2021」受賞者決定     | 特集4   |
|                         | 5 国有林野における効率的・効果的なシカ捕獲わなの普及・展開 | 特集5   |
|                         | 6 EU森林戦略2030                   | 特集6   |
| 01                      | 基礎的指標                          |       |
|                         | 1 新設住宅着工戸数                     | 基礎1   |
|                         | 2 新設住宅着工床面積 <参考>非居住用建築物着工床面積   | 基礎4   |
|                         | 3 木材産業の業況                      | 基礎8   |
|                         | 4 USドル及びユーロ為替相場                | 基礎9   |
|                         | 5 米国民間新設住宅着工戸数、日本向けコンテナ運賃      | 基礎10  |
| 6 中国の木材輸入量、EUにおける建設活動水準 | 基礎11                           |       |
| 02                      | 木材価格情報                         |       |
|                         | 1 スギ・ヒノキ原木の主要市場価格              | 価格1   |
|                         | 2 木材価格、製品価格 <参考>都道府県別データ       | 価格3   |
| 03                      | 木材需給情報                         |       |
|                         | 1 需要量、供給量、自給率の動向               | 需給1   |
|                         | 2 地域の木材需給動向（各森林管理局からの報告）       | 需給4   |
|                         | 3 製材工場の原木入荷、製品生産等の動向           | 需給5   |
|                         | 4 合板工場の原木入荷、製品生産等の動向           | 需給6   |
|                         | 5 チップ工場の原木入荷、製品生産等の動向          | 需給7   |
|                         | 6 間伐材等由来の木質バイオマス燃料利用量、紙品種別生産高  | 需給8   |
|                         | 7 素材生産量                        | 需給9   |
| 8 木材生産の産出額              | 需給10                           |       |
| 04                      | 林産物輸出入情報                       |       |
|                         | 1 林産物輸出額                       | 輸出入1  |
|                         | 2 木材輸出額                        | 輸出入2  |
|                         | 3 木材輸入額                        | 輸出入3  |
|                         | 4 木材輸入量                        | 輸出入4  |
|                         | 5 製材・構造用集成材・合板の輸入平均単価          | 輸出入10 |
| 05                      | 特用林産情報                         |       |
|                         | 1 特用林産物の国内生産量                  | 特産1   |
|                         | 2 特用林産物の産出額                    | 特産2   |
|                         | 3 特用林産物の輸出入量                   | 特産3   |
|                         | 4 特用林産物の輸出額                    | 特産4   |
|                         | 5 きのご類の卸売量・価格                  | 特産7   |
| 06                      | セミナー・イベント情報                    |       |
| 4月中旬以降の開催情報             | イベント1                          |       |

○新設住宅着工戸数（構造別）

（単位：千戸、％）

| 年・月    | 合計    |     | 木造  |      |     |     |     |      |     | 非木造 | 木造率 | 戸数  |     |      |     |     |
|--------|-------|-----|-----|------|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|
|        |       |     | 計   | 在来軸組 |     | 2×4 |     | プレハブ | 前年比 |     |     | 前年比 | 前年  | 前年比  |     |     |
|        |       |     |     | 前年比  | 前年  | 前年比 | 前年  |      |     |     |     |     |     |      |     |     |
| 2018年  | 1     | 66  | 87  | 39   | 100 | 29  | 99  | 8.6  | 103 | 0.9 | 86  | 27  | 73  | 58.7 | 856 | 86  |
|        | 2     | 69  | 97  | 38   | 97  | 29  | 97  | 8.3  | 97  | 1.0 | 96  | 31  | 98  | 55.5 | 926 | 99  |
|        | 3     | 70  | 92  | 40   | 96  | 30  | 96  | 8.7  | 96  | 0.9 | 96  | 30  | 87  | 57.1 | 895 | 91  |
|        | 4     | 84  | 100 | 45   | 100 | 34  | 100 | 10.2 | 101 | 0.9 | 82  | 39  | 101 | 53.7 | 992 | 99  |
|        | 5     | 80  | 101 | 43   | 97  | 34  | 100 | 8.5  | 88  | 0.9 | 82  | 36  | 107 | 54.6 | 996 | 100 |
|        | 6     | 81  | 93  | 46   | 97  | 35  | 98  | 10.1 | 93  | 1.2 | 93  | 35  | 88  | 56.9 | 915 | 91  |
|        | 7     | 83  | 99  | 47   | 98  | 36  | 99  | 9.8  | 95  | 1.1 | 104 | 36  | 100 | 56.8 | 958 | 98  |
|        | 8     | 82  | 102 | 47   | 100 | 36  | 100 | 10.2 | 101 | 1.0 | 99  | 35  | 104 | 57.4 | 957 | 102 |
|        | 9     | 82  | 99  | 48   | 100 | 37  | 102 | 10.6 | 95  | 1.1 | 93  | 33  | 96  | 59.1 | 943 | 99  |
|        | 10    | 83  | 100 | 50   | 102 | 38  | 103 | 11.3 | 100 | 1.3 | 108 | 33  | 97  | 60.3 | 950 | 100 |
|        | 11    | 84  | 99  | 48   | 96  | 37  | 96  | 10.3 | 96  | 1.1 | 94  | 36  | 104 | 57.1 | 957 | 100 |
|        | 12    | 78  | 102 | 47   | 103 | 35  | 103 | 10.4 | 104 | 1.1 | 98  | 32  | 101 | 59.7 | 961 | 103 |
| 2019年  | 1     | 67  | 101 | 38   | 98  | 29  | 99  | 7.9  | 91  | 1.0 | 105 | 29  | 106 | 56.8 | 872 | 102 |
|        | 2     | 72  | 104 | 40   | 104 | 31  | 106 | 8.3  | 100 | 0.9 | 85  | 32  | 104 | 55.6 | 967 | 104 |
|        | 3     | 77  | 110 | 41   | 104 | 31  | 104 | 9.1  | 105 | 0.9 | 95  | 35  | 118 | 54.1 | 989 | 110 |
|        | 4     | 79  | 94  | 45   | 100 | 35  | 103 | 9.0  | 88  | 1.1 | 120 | 34  | 88  | 56.9 | 931 | 94  |
|        | 5     | 73  | 91  | 42   | 97  | 33  | 97  | 8.2  | 97  | 1.0 | 115 | 30  | 84  | 58.2 | 900 | 90  |
|        | 6     | 82  | 100 | 48   | 104 | 37  | 105 | 10.0 | 99  | 1.2 | 104 | 33  | 96  | 59.0 | 922 | 101 |
|        | 7     | 79  | 96  | 46   | 99  | 36  | 100 | 9.4  | 96  | 1.1 | 95  | 33  | 92  | 58.5 | 910 | 95  |
|        | 8     | 76  | 93  | 44   | 93  | 34  | 94  | 9.0  | 88  | 1.0 | 92  | 32  | 93  | 57.4 | 891 | 93  |
|        | 9     | 78  | 95  | 44   | 92  | 34  | 91  | 9.9  | 93  | 1.0 | 95  | 33  | 100 | 57.0 | 897 | 95  |
|        | 10    | 77  | 93  | 46   | 91  | 35  | 92  | 9.9  | 87  | 1.1 | 82  | 31  | 95  | 59.3 | 879 | 93  |
|        | 11    | 74  | 87  | 45   | 94  | 34  | 94  | 9.8  | 95  | 1.1 | 93  | 28  | 78  | 61.6 | 834 | 87  |
|        | 12    | 72  | 92  | 43   | 91  | 33  | 92  | 9.2  | 89  | 1.0 | 89  | 29  | 93  | 59.3 | 852 | 89  |
| 2020年  | 1     | 60  | 90  | 34   | 89  | 26  | 89  | 7.0  | 89  | 0.8 | 82  | 26  | 91  | 56.1 | 813 | 93  |
|        | 2     | 63  | 88  | 36   | 90  | 28  | 90  | 7.3  | 88  | 0.8 | 88  | 27  | 85  | 56.8 | 871 | 90  |
|        | 3     | 71  | 92  | 40   | 97  | 31  | 97  | 8.7  | 95  | 0.9 | 102 | 31  | 87  | 56.8 | 905 | 92  |
|        | 4     | 70  | 88  | 39   | 86  | 30  | 86  | 7.7  | 86  | 0.8 | 75  | 31  | 90  | 55.8 | 801 | 86  |
|        | 5     | 64  | 88  | 36   | 84  | 28  | 85  | 6.8  | 83  | 0.9 | 96  | 28  | 93  | 55.8 | 809 | 90  |
|        | 6     | 71  | 87  | 41   | 86  | 33  | 90  | 7.3  | 73  | 1.0 | 79  | 30  | 89  | 58.0 | 790 | 86  |
|        | 7     | 70  | 89  | 40   | 87  | 32  | 88  | 7.8  | 84  | 0.9 | 89  | 30  | 91  | 57.6 | 828 | 91  |
|        | 8     | 69  | 91  | 38   | 88  | 30  | 89  | 7.5  | 83  | 1.0 | 102 | 31  | 95  | 55.6 | 819 | 92  |
|        | 9     | 70  | 90  | 40   | 90  | 30  | 91  | 8.6  | 87  | 1.0 | 92  | 30  | 90  | 56.9 | 815 | 91  |
|        | 10    | 71  | 92  | 41   | 91  | 32  | 93  | 8.2  | 84  | 0.9 | 89  | 29  | 93  | 58.6 | 802 | 91  |
|        | 11    | 71  | 96  | 43   | 96  | 34  | 98  | 8.6  | 87  | 1.0 | 92  | 27  | 97  | 61.3 | 820 | 98  |
|        | 12    | 66  | 91  | 40   | 94  | 32  | 97  | 7.6  | 82  | 0.9 | 92  | 25  | 87  | 61.3 | 784 | 92  |
| 2021年  | 1     | 58  | 97  | 33   | 99  | 27  | 103 | 5.9  | 85  | 0.6 | 82  | 25  | 95  | 57.1 | 801 | 99  |
|        | 2     | 61  | 96  | 35   | 99  | 28  | 101 | 6.6  | 90  | 0.7 | 93  | 25  | 93  | 58.3 | 808 | 93  |
|        | 3     | 72  | 101 | 39   | 97  | 31  | 102 | 7.0  | 81  | 0.8 | 93  | 33  | 107 | 54.3 | 880 | 97  |
|        | 4     | 75  | 107 | 41   | 106 | 32  | 107 | 7.8  | 101 | 0.8 | 96  | 33  | 109 | 55.1 | 883 | 110 |
|        | 5     | 70  | 110 | 41   | 115 | 33  | 116 | 7.9  | 116 | 0.8 | 80  | 29  | 103 | 58.6 | 875 | 108 |
|        | 6     | 76  | 107 | 46   | 111 | 36  | 109 | 8.9  | 122 | 1.1 | 111 | 31  | 102 | 60.0 | 866 | 110 |
|        | 7     | 77  | 110 | 45   | 110 | 36  | 112 | 8.3  | 106 | 0.8 | 86  | 33  | 109 | 57.9 | 926 | 112 |
|        | 8     | 74  | 108 | 45   | 116 | 35  | 117 | 8.7  | 116 | 1.0 | 98  | 30  | 97  | 60.0 | 855 | 104 |
|        | 9     | 73  | 104 | 45   | 113 | 35  | 115 | 9.2  | 108 | 1.1 | 117 | 28  | 93  | 61.7 | 845 | 104 |
|        | 10    | 78  | 110 | 46   | 112 | 36  | 112 | 9.4  | 114 | 1.1 | 114 | 32  | 108 | 59.5 | 892 | 111 |
|        | 11    | 73  | 104 | 45   | 103 | 35  | 104 | 8.5  | 100 | 1.0 | 101 | 29  | 104 | 61.1 | 848 | 103 |
|        | 12    | 68  | 104 | 41   | 102 | 32  | 102 | 7.8  | 103 | 0.8 | 91  | 28  | 108 | 59.7 | 838 | 107 |
| 2022年  | 1     | 60  | 102 | 34   | 101 | 27  | 102 | 5.9  | 99  | 0.6 | 87  | 26  | 104 | 56.5 | 820 | 102 |
|        | 2     | 65  | 106 | 35   | 100 | 29  | 101 | 6.2  | 94  | 0.7 | 100 | 29  | 115 | 54.8 | 872 | 108 |
| 2018年計 |       | 942 | 98  | 539  | 99  | 410 | 99  | 117  | 97  | 13  | 94  | 403 | 96  | 57.2 | 942 | 97  |
| 2019年計 |       | 905 | 96  | 523  | 97  | 402 | 98  | 110  | 94  | 12  | 97  | 382 | 95  | 57.8 | 904 | 96  |
| 2020年計 |       | 815 | 90  | 469  | 90  | 365 | 91  | 93   | 85  | 11  | 89  | 346 | 91  | 57.6 | 821 | 91  |
| 2021年計 |       | 856 | 105 | 502  | 107 | 396 | 108 | 96   | 103 | 11  | 97  | 354 | 102 | 58.7 | 860 | 105 |
| 2018年  | 第1四半期 | 205 | 92  | 117  | 97  | 89  | 97  | 26   | 99  | 2.8 | 93  | 88  | 85  | 57.1 | 892 | 92  |
|        | 第2四半期 | 245 | 98  | 135  | 98  | 103 | 100 | 29   | 94  | 2.9 | 86  | 110 | 98  | 55.1 | 968 | 97  |
|        | 第3四半期 | 246 | 100 | 142  | 100 | 108 | 100 | 31   | 97  | 3.3 | 98  | 104 | 100 | 57.8 | 953 | 100 |
|        | 第4四半期 | 246 | 101 | 145  | 100 | 110 | 101 | 32   | 100 | 3.5 | 100 | 101 | 101 | 59.0 | 956 | 101 |
| 2019年  | 第1四半期 | 216 | 105 | 120  | 102 | 92  | 103 | 25   | 99  | 2.7 | 94  | 96  | 109 | 55.4 | 942 | 106 |
|        | 第2四半期 | 234 | 95  | 135  | 100 | 105 | 102 | 27   | 95  | 3.3 | 112 | 98  | 89  | 58.0 | 918 | 95  |
|        | 第3四半期 | 233 | 95  | 134  | 94  | 103 | 95  | 28   | 92  | 3.1 | 94  | 99  | 95  | 57.7 | 899 | 94  |
|        | 第4四半期 | 223 | 91  | 134  | 92  | 102 | 93  | 29   | 90  | 3.1 | 88  | 89  | 88  | 60.1 | 855 | 89  |
| 2020年  | 第1四半期 | 194 | 90  | 110  | 92  | 84  | 92  | 23   | 91  | 2.4 | 90  | 84  | 88  | 56.6 | 863 | 92  |
|        | 第2四半期 | 205 | 88  | 116  | 85  | 91  | 87  | 22   | 80  | 2.7 | 83  | 89  | 91  | 56.6 | 800 | 87  |
|        | 第3四半期 | 210 | 90  | 119  | 88  | 92  | 89  | 24   | 85  | 2.9 | 94  | 91  | 92  | 56.7 | 821 | 91  |
|        | 第4四半期 | 207 | 93  | 125  | 93  | 98  | 96  | 24   | 84  | 2.8 | 91  | 82  | 92  | 60.4 | 802 | 94  |
| 2021年  | 第1四半期 | 191 | 98  | 108  | 98  | 86  | 102 | 20   | 85  | 2.2 | 89  | 83  | 99  | 56.5 | 830 | 96  |
|        | 第2四半期 | 221 | 108 | 128  | 111 | 101 | 110 | 25   | 113 | 2.6 | 95  | 93  | 105 | 57.9 | 875 | 109 |
|        | 第3四半期 | 225 | 107 | 134  | 113 | 105 | 114 | 26   | 110 | 2.9 | 100 | 90  | 99  | 59.8 | 876 | 107 |
|        | 第4四半期 | 220 | 106 | 132  | 106 | 104 | 106 | 26   | 105 | 2.9 | 102 | 88  | 107 | 60.1 | 859 | 107 |

資料：国土交通省「住宅着工統計」

# 第 2 号 議 案

令 和 3 年 度

収 支 決 算 承 認 の 件





# 貸借対照表

令和4年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目                | 当年度         | 前年度         | 増 減           |
|--------------------|-------------|-------------|---------------|
| <b>I 資産の部</b>      |             |             |               |
| <b>1. 流動資産</b>     |             |             |               |
| 現金                 | 50,000      | 50,000      | 0             |
| 普通預金               | 136,726,482 | 267,262,584 | △ 130,536,102 |
| 定期預金               | 11,010,620  | 17,010,738  | △ 6,000,118   |
| 有価証券               | 1,000,000   | 1,000,000   | 0             |
| 商品                 | 0           | 0           | 0             |
| 未収金                | 6,141,722   | 28,299,718  | △ 22,157,996  |
| 短期貸付金              | 0           | 153,000     | △ 153,000     |
| 立替金                | 794,178     | 1,822,736   | △ 1,028,558   |
| 前払金                | 826,529     | 1,121,790   | △ 295,261     |
| 流動資産合計             | 156,549,531 | 316,720,566 | △ 160,171,035 |
| <b>2. 固定資産</b>     |             |             |               |
| <b>(1) 特定資産</b>    |             |             |               |
| 機材                 | 3           | 3           | 0             |
| 退職給付引当資産           | 28,321,104  | 27,999,067  | 322,037       |
| 特定資産合計             | 28,321,107  | 27,999,070  | 322,037       |
| <b>(2) その他固定資産</b> |             |             |               |
| 電話加入権              | 50,300      | 50,300      | 0             |
| 敷金                 | 8,504,300   | 8,504,300   | 0             |
| 保証金                | 0           | 0           | 0             |
| 出資金                | 0           | 0           | 0             |
| その他固定資産合計          | 8,554,600   | 8,554,600   | 0             |
| 固定資産合計             | 36,875,707  | 36,553,670  | 322,037       |
| 資産合計               | 193,425,238 | 353,274,236 | △ 159,848,998 |
| <b>I 負債の部</b>      |             |             |               |
| <b>1. 流動負債</b>     |             |             |               |
| 短期借入金              | 0           | 153,000     | △ 153,000     |
| 未払金                | 86,608,673  | 240,792,259 | △ 154,183,586 |
| 未払法人税等             | 0           | 0           | 0             |
| 未払消費税              | 0           | 0           | 0             |
| 預り金                | 2,759,313   | 6,105,834   | △ 3,346,521   |
| 前受金                | 402,500     | 535,600     | △ 133,100     |
| 未払費用               | 1,011,700   | 2,022,050   | △ 1,010,350   |
| 流動負債合計             | 90,782,186  | 249,608,743 | △ 158,826,557 |
| <b>2. 固定負債</b>     |             |             |               |
| 退職給付引当金            | 28,321,104  | 27,999,067  | 322,037       |
| 固定負債合計             | 28,321,104  | 27,999,067  | 322,037       |
| 負債合計               | 119,103,290 | 277,607,810 | △ 158,504,520 |
| <b>III 正味財産の部</b>  |             |             |               |
| 正味財産合計             | 74,321,948  | 75,666,426  | △ 1,344,478   |
| 負債及び正味財産合計         | 193,425,238 | 353,274,236 | △ 159,848,998 |

# 正味財産増減計算書

(令和3年 4月 1日から令和4年 3月31日まで)

(単位:円)

| 科 目          | 当年度         | 前年度         | 増 減           |
|--------------|-------------|-------------|---------------|
| I 一般正味財産増減の部 |             |             |               |
| 1. 経常増減の部    |             |             |               |
| (1) 経常収益     |             |             |               |
| ①受取会費        | 29,998,000  | 29,998,000  | 0             |
| ②負担金収入       | 3,220,000   | 0           | 3,220,000     |
| ③事業等収入       | 67,703,889  | 68,878,277  | △ 1,174,388   |
| 事務収入         | 54,433,873  | 56,681,310  | △ 2,247,437   |
| 事業収入         | 13,270,016  | 12,196,967  | 1,073,049     |
| 出版事業         | 6,738,516   | 5,512,417   | 1,226,099     |
| 貸室収入         | 6,027,900   | 6,427,200   | △ 399,300     |
| 木材製品認定事業     | 503,600     | 257,350     | 246,250       |
| ④受取補助金等      | 317,363,450 | 710,044,841 | △ 392,681,391 |
| 国庫補助金        | 308,013,450 | 700,694,841 | △ 392,681,391 |
| 受託事業収入       | 9,350,000   | 9,350,000   | 0             |
| ⑤雑収益         | 203,629     | 729,148     | △ 525,519     |
| ⑥引当金取崩収入     | 4,938,184   | 0           | 4,938,184     |
| 経常収益計        | 423,427,152 | 809,650,266 | △ 386,223,114 |
| (2) 経常費用     |             |             |               |
| ①事業費         | 410,679,748 | 792,355,445 | △ 381,675,697 |
| 役員報酬         | 16,582,624  | 12,007,181  | 4,575,443     |
| 貸付金          | 51,351,042  | 42,305,012  | 9,046,030     |
| 福利厚生費        | 11,386,665  | 2,975,220   | 8,411,445     |
| 旅費交通費        | 10,219,578  | 8,497,566   | 1,722,012     |
| 通信運搬費        | 6,950,868   | 3,060,538   | 3,890,330     |
| 減価償却費        | 81,740      | 77,670      | 4,070         |
| 消耗什器備品費      | 13,745,334  | 7,458,373   | 6,286,961     |
| 消耗品費         | 0           | 25,987      | △ 25,987      |
| 印刷製本費        | 570,077     | 165,436     | 404,641       |
| 会議場料         | 932,943     | 1,362,000   | △ 429,057     |
| 光熱水借賃料       | 6,909,686   | 2,398,228   | 4,511,458     |
| 広告宣伝費        | 0           | 0           | 0             |
| 交際諸金         | 9,811,770   | 10,160,478  | △ 348,708     |
| 租税公課         | 591,753     | 380,604     | 211,149       |
| 支払負担金        | 981,335     | 1,705,778   | △ 724,443     |
| 退職金引当金       | 215,719     | 223,737     | △ 8,018       |
| 雑費           | 15,150,274  | 14,312,706  | 837,568       |
| 委託登記料        | 38,638,312  | 39,341,622  | △ 703,310     |
| 退職金支払        | 2,464,980   | 1,204,600   | 1,260,380     |
| 雑費           | 52,290      | 74,900      | △ 22,610      |
| 退職金支払        | 844,537     | 1,286,970   | △ 442,433     |
| 委託登記料        | 4,194,255   | 2,784,456   | 1,409,799     |
| 退職金支払        | 0           | 0           | 0             |
| 委託登記料        | 209,462,583 | 632,824,440 | △ 423,361,857 |
| 退職金支払        | 46,710      | 67,459      | △ 20,749      |
| 退職金支払        | 4,150,184   | 6,640,145   | △ 2,489,961   |
| 退職金支払        | 1,245,796   | 1,014,339   | 231,457       |
| 退職金支払        | 4,098,693   | 0           | 4,098,693     |
| ②管理費         | 14,091,882  | 13,171,957  | 919,925       |
| 役員報酬         | 1,184,515   | 1,329,403   | △ 144,888     |
| 貸付金          | 5,727,699   | 5,522,094   | 205,605       |
| 福利厚生費        | 88,261      | 5,006       | 83,255        |
| 旅費交通費        | 1,931,155   | 1,578,453   | 352,702       |
| 通信運搬費        | 30,484      | 20,890      | 9,594         |
| 消耗什器備品費      | 468,103     | 383,243     | 84,860        |
| 消耗品費         | 116,763     | 33,884      | 82,879        |
| 印刷製本費        | 64,833      | 149,538     | △ 84,705      |
| 会議場料         | 132,025     | 154,648     | △ 22,623      |
| 光熱水借賃料       | 121,202     | 71,646      | 49,556        |
| 広告宣伝費        | 0           | 7,012       | △ 7,012       |
| 交際諸金         | 39,578      | 38,517      | 1,061         |
| 租税公課         | 1,904,309   | 2,086,084   | △ 181,775     |
| 支払負担金        | 36,805      | 28,645      | 8,160         |
| 委託登記料        | 16,320      | 0           | 16,320        |
| 退職金引当金       | 10,710      | 5,100       | 5,610         |
| 雑費           | 172,977     | 263,596     | △ 90,619      |
| 退職金支払        | 1,870       | 7,344       | △ 5,474       |
| 委託登記料        | 338,096     | 105,053     | 233,043       |
| 退職金支払        | 9,568       | 13,818      | △ 4,250       |
| 退職金支払        | 850,037     | 1,360,030   | △ 509,993     |
| 退職金支払        | 7,081       | 7,953       | △ 872         |
| 退職金支払        | 839,491     | 0           | 839,491       |
| 経常費用計        | 424,771,630 | 805,527,402 | △ 380,755,772 |
| 当期経常増減額      | △ 1,344,478 | 4,122,864   | △ 5,467,342   |

# 正味財産増減計算書 実施事業別内訳

(令和3年 4月 1日から令和4年 3月31日まで)

(単位:円)

| 科 目          | 実施事業会計       |             |              | その他会計       |             |             | 法人会計       | 合計          |
|--------------|--------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|
|              | 木材普及・調査事業    | 認証木材の普及事業   | 小計           | 出版事業        | その他事業       | 小計          |            |             |
| I 一般正味財産増減の部 |              |             |              |             |             |             |            |             |
| 1. 経常増減の部    |              |             |              |             |             |             |            |             |
| (1) 経常収益     |              |             |              |             |             |             |            |             |
| ①受取会費        | 0            | 0           | 0            | 0           | 0           | 0           | 29,998,000 | 29,998,000  |
| ②負担金収入       | 0            | 0           | 0            | 3,220,000   | 0           | 3,220,000   | 0          | 3,220,000   |
| ③事業等収入       | 0            | 503,600     | 503,600      | 67,200,289  | 0           | 67,200,289  | 0          | 67,703,889  |
| 事務収入         | 0            | 0           | 0            | 54,433,873  | 0           | 54,433,873  | 0          | 54,433,873  |
| 事業収入         | 0            | 503,600     | 503,600      | 12,766,416  | 0           | 12,766,416  | 0          | 13,270,016  |
| 出版事業         | 0            | 0           | 0            | 6,738,516   | 0           | 6,738,516   | 0          | 6,738,516   |
| 貸室収入         | 0            | 0           | 0            | 6,027,900   | 0           | 6,027,900   | 0          | 6,027,900   |
| 木材製品認定事業     | 0            | 503,600     | 503,600      | 0           | 0           | 0           | 0          | 503,600     |
| ④受取補助金等      | 0            | 0           | 0            | 0           | 317,363,450 | 317,363,450 | 0          | 317,363,450 |
| 国庫補助金        | 0            | 0           | 0            | 0           | 308,013,450 | 308,013,450 | 0          | 308,013,450 |
| 受託事業収入       | 0            | 0           | 0            | 0           | 9,350,000   | 9,350,000   | 0          | 9,350,000   |
| ⑤雑収益         | 0            | 0           | 0            | 0           | 0           | 0           | 203,629    | 203,629     |
| ⑥引当金取崩収入     | 0            | 0           | 0            | 0           | 0           | 0           | 4,938,184  | 4,938,184   |
| 経常収益計        | 0            | 503,600     | 503,600      | 70,420,289  | 317,363,450 | 387,783,739 | 35,139,813 | 423,427,152 |
| (2) 経常費用     |              |             |              |             |             |             |            |             |
| ①事業費         |              |             |              |             |             |             |            | 410,679,748 |
| 役員報酬         | 2,104,128    | 746,032     | 2,850,160    | 5,025,058   | 8,707,406   | 13,732,464  |            | 16,582,624  |
| 給料手当         | 5,697,082    | 1,464,771   | 7,161,853    | 23,110,799  | 21,078,390  | 44,189,189  |            | 51,351,042  |
| 賃金           | 62,301       | 15,575      | 77,876       | 353,042     | 10,955,747  | 11,308,789  |            | 11,386,665  |
| 福利厚生費        | 1,961,168    | 421,792     | 2,382,960    | 7,836,618   | 0           | 7,836,618   |            | 10,219,578  |
| 旅費交通費        | 125,118      | 5,380       | 130,498      | 4,926,449   | 1,893,921   | 6,820,370   |            | 6,950,868   |
| 委員等旅費        | 3,000        | 0           | 3,000        | 0           | 78,740      | 78,740      |            | 81,740      |
| 通信運搬費        | 377,299      | 82,606      | 459,905      | 1,951,389   | 11,334,040  | 13,285,429  |            | 13,745,334  |
| 減価償却費        | 0            | 0           | 0            | 0           | 0           | 0           |            | 0           |
| 消耗什器備品費      | 82,421       | 20,605      | 103,026      | 467,051     | 0           | 467,051     |            | 570,077     |
| 消耗品費         | 169,165      | 11,441      | 180,606      | 659,264     | 93,073      | 752,337     |            | 932,943     |
| 材料費          | 578,014      | 0           | 578,014      | 605,000     | 5,726,672   | 6,331,672   |            | 6,909,686   |
| 車借上料         | 0            | 0           | 0            | 0           | 0           | 0           |            | 0           |
| 印刷製本費        | 125,594      | 23,299      | 148,893      | 7,077,293   | 2,585,584   | 9,662,877   |            | 9,811,770   |
| 会議費          | 85,555       | 21,389      | 106,944      | 484,809     | 0           | 484,809     |            | 591,753     |
| 会場費          | 158,700      | 0           | 158,700      | 105,930     | 716,705     | 822,635     |            | 981,335     |
| 光熱水料費        | 27,938       | 6,984       | 34,922       | 158,313     | 22,484      | 180,797     |            | 215,719     |
| 賃借料          | 1,344,218    | 336,054     | 1,680,272    | 7,617,235   | 5,852,767   | 13,470,002  |            | 15,150,274  |
| 広告宣伝費        | 25,980       | 6,495       | 32,475       | 147,220     | 38,458,617  | 38,605,837  |            | 38,638,312  |
| 諸謝金          | 61,520       | 2,880       | 64,400       | 65,280      | 2,335,300   | 2,400,580   |            | 2,464,980   |
| 交際諸費         | 7,560        | 1,890       | 9,450        | 42,840      | 0           | 42,840      |            | 52,290      |
| 租税公課         | 122,102      | 30,525      | 152,627      | 691,910     | 0           | 691,910     |            | 844,537     |
| 支払負担金        | 11,320       | 330         | 11,650       | 4,182,605   | 0           | 4,182,605   |            | 4,194,255   |
| 支払寄付金        | 0            | 0           | 0            | 0           | 0           | 0           |            | 0           |
| 委託費          | 1,238,656    | 210,364     | 1,449,020    | 1,700,784   | 206,312,779 | 208,013,563 |            | 209,462,583 |
| 登記料          | 6,753        | 1,688       | 8,441        | 38,269      | 0           | 38,269      |            | 46,710      |
| 退職金引当金       | 600,027      | 150,007     | 750,034      | 3,400,150   | 0           | 3,400,150   |            | 4,150,184   |
| 雑費           | 4,998        | 1,250       | 6,248        | 28,323      | 1,211,225   | 1,239,548   |            | 1,245,796   |
| 退職金支払        | 592,582      | 148,146     | 740,728      | 3,357,965   |             | 3,357,965   | 14,091,882 | 14,091,882  |
| ②管理費         |              |             |              |             |             |             |            |             |
| 役員報酬         |              |             |              |             |             |             | 1,184,515  | 1,184,515   |
| 給料手当         |              |             |              |             |             |             | 5,727,699  | 5,727,699   |
| 賃金           |              |             |              |             |             |             | 88,261     | 88,261      |
| 福利厚生費        |              |             |              |             |             |             | 1,931,155  | 1,931,155   |
| 旅費交通費        |              |             |              |             |             |             | 30,484     | 30,484      |
| 通信運搬費        |              |             |              |             |             |             | 468,103    | 468,103     |
| 消耗什器備品費      |              |             |              |             |             |             | 116,763    | 116,763     |
| 消耗品費         |              |             |              |             |             |             | 64,833     | 64,833      |
| 印刷製本費        |              |             |              |             |             |             | 132,025    | 132,025     |
| 会議費          |              |             |              |             |             |             | 121,202    | 121,202     |
| 会場費          |              |             |              |             |             |             | 0          | 0           |
| 光熱水料費        |              |             |              |             |             |             | 39,578     | 39,578      |
| 賃借料          |              |             |              |             |             |             | 1,904,309  | 1,904,309   |
| 広告宣伝費        |              |             |              |             |             |             | 36,805     | 36,805      |
| 諸謝金          |              |             |              |             |             |             | 16,320     | 16,320      |
| 交際諸費         |              |             |              |             |             |             | 10,710     | 10,710      |
| 租税公課         |              |             |              |             |             |             | 172,977    | 172,977     |
| 支払負担金        |              |             |              |             |             |             | 1,870      | 1,870       |
| 委託費          |              |             |              |             |             |             | 338,096    | 338,096     |
| 登記料          |              |             |              |             |             |             | 9,568      | 9,568       |
| 退職金引当金       |              |             |              |             |             |             | 850,037    | 850,037     |
| 雑費           |              |             |              |             |             |             | 7,081      | 7,081       |
| 退職金支払        |              |             |              |             |             |             | 839,491    | 839,491     |
| 経常費用計        | 15,573,199   | 3,709,503   | 19,282,702   | 74,033,596  | 317,363,450 | 391,397,046 | 14,091,882 | 424,771,630 |
| 当期経常増減額      | △ 15,573,199 | △ 3,205,903 | △ 18,779,102 | △ 3,613,307 | 0           | △ 3,613,307 | 21,047,931 | △ 1,344,478 |

財 産 目 録

令和4年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目      | 金 額         | 摘 要                 |
|----------|-------------|---------------------|
| (資産の部)   |             |                     |
| 現金       | 50,000      |                     |
| 普通預金     | 1,773,426   | 三菱UFJ銀行虎ノ門中央支店      |
| 普通預金     | 47,920,281  | りそな銀行赤坂支店           |
| 普通預金     | 1,208,709   | みずほ銀行新橋支店           |
| 普通預金     | 1,955,242   | 三菱UFJ銀行本店           |
| 普通預金     | 2,409       | 商工組合中央金庫金新木場支店      |
| 普通預金     | 508,613     | りそな銀行赤坂支店合法事業者登録    |
| 普通預金     | 44,057,003  | りそな銀行赤坂支店3当都市木      |
| 普通預金     | 3,906,171   | りそな銀行赤坂支店合法普及・啓発    |
| 普通預金     | 953,906     | りそな銀行赤坂支店顔見え        |
| 普通預金     | 23,972,543  | りそな銀行赤坂支店都市木造       |
| 普通預金     | 2,720,256   | りそな銀行赤坂支店2当初JAS・製材  |
| 普通預金     | 506,710     | りそな銀行赤坂支店2当初JAS・CLT |
| 普通預金     | 7,241,213   | りそな銀行赤坂支店人工乾燥SD15   |
| 定期預金     | 6,000,620   | 三菱UFJ銀行虎ノ門中央支店      |
| 定期預金     | 2,010,000   | 三菱UFJ銀行本店           |
| 定期預金     | 3,000,000   | 商工組合中央金庫金新木場支店      |
| 有価証券     | 1,000,000   | 木構振                 |
| 商品       | 0           | 書籍                  |
| 未収金      | 6,141,722   | 補助事業費外              |
| 短期貸付金    | 0           |                     |
| 立替金      | 794,178     | 補助事業費外              |
| 前払金      | 826,529     | 借室料                 |
| 退職給付引当資産 | 28,321,104  | りそな銀行東京公務部          |
| 電話加入権    | 50,300      |                     |
| 敷 金      | 8,504,300   | 借室敷金                |
| 機 材      | 3           |                     |
| 保証金      | 0           |                     |
| 出資金      | 0           |                     |
| 合 計      | 193,425,238 |                     |
| (負債の部)   |             |                     |
| 短期借入金    | 0           |                     |
| 未払金      | 86,608,673  |                     |
| 預り金      | 2,759,313   | 社会保険料等              |
| 前受金      | 402,500     | 借室料                 |
| 未払費用     | 1,011,700   | 振込手数料外              |
| 退職給付引当金  | 28,321,104  |                     |
| 小 計      | 119,103,290 |                     |
| 正味財産     | 74,321,948  |                     |
| 合 計      | 193,425,238 |                     |

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
期末に在庫の確認を行っている。
- (2) 消費税に関する会計処理方法  
税込方式で行っている。
- (3) 固定資産の減価償却の方法  
定率法で行っている。
- (4) 引当金の計上基準  
退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。

### 2. 特定資産等の増減及びその残高

流動資産等

(単位：円)

| 科 目      | 前期末残高      | 当期増加額     | 当期減少額     | 当期末残高      |
|----------|------------|-----------|-----------|------------|
| 特定資産     |            |           |           |            |
| 退職給与引当資産 | 27,999,067 | 5,260,221 | 4,938,184 | 28,321,104 |
| 固定資産     |            |           |           |            |
| 出資金      | 0          | 0         | 0         | 0          |
| 有価証券     | 1,000,000  | 0         | 0         | 1,000,000  |

### 3. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

| 科 目 | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 | 備 考      |
|-----|------|---------|-------|----------|
| 機 材 | 0    | 0       | 3     | 実施事業の資産外 |

### 4. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

(単位：円)

| 補助金等の名称                   | 前期末残高 | 当期増加額       | 当期減少額       | 当期末残高 |
|---------------------------|-------|-------------|-------------|-------|
| 補助金（林野庁ほか）                |       |             |             |       |
| J A S 構造材（製材）利用拡大事業（2当初）  | 0     | 27,780,294  | 27,780,294  | 0     |
| J A S 構造材（CLT）利用促進事業（2当初） | 0     | 50,877,744  | 50,877,744  | 0     |
| 都市木質耐火部材等利用拡大事業（2当初）      | 0     | 6,391,457   | 6,391,457   | 0     |
| 都市の木造化促進事業                | 0     | 113,437,997 | 113,437,997 | 0     |
| 快適空間づくり事業                 | 0     | 46,718,094  | 46,718,094  | 0     |
| 木材関連事業者登録推進事業             | 0     | 7,469,387   | 7,469,387   | 0     |
| 協議会によるCW普及啓発活動事業          | 0     | 25,567,829  | 25,567,829  | 0     |
| クリーンウッド法定着実態調査事業（委託）      | 0     | 9,350,000   | 9,350,000   | 0     |
| 人工乾燥実態調査事業                | 0     | 17,011,861  | 17,011,861  | 0     |
| CLT等を活用した建築物の低コスト化検証等事業   | 0     | 12,758,787  | 12,758,787  | 0     |
| 合計                        | 0     | 317,363,450 | 317,363,450 | 0     |

## 正味財産増減計算表（資金ベース）

令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで

一般会計

（収入の部）

（単位：円）

| 科 目          | 当年度           | 前年度           | 差引増<br>△減額     |
|--------------|---------------|---------------|----------------|
| I 一般正味財産増減の部 |               |               |                |
| 1. 経常収益の部    |               |               |                |
| ①受取会費等       | (33,218,000)  | (29,998,000)  | (3,220,000)    |
| 会費収益         | 29,998,000    | 29,998,000    | 0              |
| 振興大会負担金      | 3,220,000     | 0             | 3,220,000      |
| ②事務収益        | (54,433,873)  | (56,681,310)  | (△2,247,437)   |
| 給与負担金等収益     | 54,433,873    | 56,681,310    | △ 2,247,437    |
| ③事業収益        | (13,270,016)  | (12,196,967)  | (1,073,049)    |
| 出版事業収益       | 6,738,516     | 5,512,417     | 1,226,099      |
| 木材製品認定事業     | 503,600       | 257,350       | 246,250        |
| 貸室収入         | 6,027,900     | 6,427,200     | △ 399,300      |
| ④補助金等収入      | (317,363,450) | (710,044,841) | (△392,681,391) |
| 補助金等収益       | 308,013,450   | 700,694,841   | △ 392,681,391  |
| 受託事業収益       | 9,350,000     | 9,350,000     | 0              |
| ⑤その他の収益      | (203,629)     | (729,148)     | (△525,519)     |
| 雑収入          | 203,629       | 729,148       | △ 525,519      |
| 経常収益計        | 418,488,968   | 809,650,266   | △ 391,161,298  |

(支出の部)

(単位：円)

| 科 目           | 当年度           | 前年度           | 差引増<br>△減額     |
|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 2. 経常費用       |               |               |                |
| ①事業費          | (341,878,206) | (728,045,294) | (△386,167,088) |
| 木材産業振興活動事業費   | 3,411,712     | 3,302,729     | 108,983        |
| 補助事業費         | 308,013,450   | 700,694,841   | △ 392,681,391  |
| 受託事業費         | 9,350,000     | 9,350,000     | 0              |
| 木材普及調査事業費     | 4,178,014     | 3,600,000     | 578,014        |
| 出版事業費         | 5,146,185     | 5,177,519     | △ 31,334       |
| J A S 普及事業費   | 1,447,974     | 1,333,348     | 114,626        |
| 木材製品認定普及事業費   | 1,222,700     | 1,105,000     | 117,700        |
| 振興大会費         | 3,261,434     | 0             | 3,261,434      |
| 旅費交通費         | 2,671,612     | 707,270       | 1,964,342      |
| 会議費           | 0             | 0             | 0              |
| 負担金           | 3,175,125     | 2,748,600     | 426,525        |
| 機材減価償却費       | 0             | 25,987        | △ 25,987       |
| ②管理費          | (77,955,240)  | (77,482,108)  | (473,132)      |
| 役員報酬          | 6,967,733     | 7,820,021     | △ 852,288      |
| 給与手当          | 34,211,530    | 32,512,354    | 1,699,176      |
| 福利厚生費         | 11,359,733    | 9,285,019     | 2,074,714      |
| 事務負担金         | 0             | 0             | 0              |
| 事務所費          | 11,201,816    | 12,271,080    | △ 1,069,264    |
| 需要費           | 7,875,541     | 5,797,612     | 2,077,929      |
| 交際費           | 63,000        | 30,000        | 33,000         |
| 広告費           | 216,500       | 168,500       | 48,000         |
| 雑費            | 41,652        | 46,781        | △ 5,129        |
| 公租公課          | 1,017,514     | 1,550,566     | △ 533,052      |
| 特定預金支出        | 5,000,221     | 8,000,175     | △ 2,999,954    |
| 経常費用計         | 419,833,446   | 805,527,402   | △ 385,693,956  |
| 当期経常増減額       | △ 1,344,478   | 4,122,864     | △ 5,467,342    |
| 3. 経常外増減の部    |               |               |                |
| (1) 経常外収益     |               |               |                |
| 退職引当資産取崩収入    | 4,938,184     | 0             | 4,938,184      |
| 経常外収益計        | 4,938,184     | 0             | 4,938,184      |
| (2) 経常外費用     |               |               |                |
| 退職金           | 4,938,184     | 0             | 4,938,184      |
| 経常外費用計        | 4,938,184     | 0             | 4,938,184      |
| 当期経常外増減額      | 0             | 0             | 0              |
| 当期一般正味財産増減額   | △ 1,344,478   | 4,122,864     | △ 5,467,342    |
| 一般正味財産期首残高    | 75,666,426    | 71,543,562    | 4,122,864      |
| 一般正味財産期末残高    | 74,321,948    | 75,666,426    | △ 1,344,478    |
| II 指定正味財産増減の部 |               |               |                |
| 当期指定正味財産増減額   | 0             | 0             | 0              |
| 指定正味財産期首残高    | 0             | 0             | 0              |
| 指定正味財産期末残高    | 0             | 0             | 0              |
| III 正味財産期末残高  | 74,321,948    | 75,666,426    | △ 1,344,478    |

## 収支計算表（資金ベース）

令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで

一般会計  
(収入の部)

(単位：円)

| 科 目        | 予算額           | 決算額           | 差引増<br>△減額     |
|------------|---------------|---------------|----------------|
| I 事業活動収支の部 |               |               |                |
| 1. 事業活動収入  |               |               |                |
| ①会費等収入     | (33,218,000)  | (33,218,000)  | 0              |
| 会費         | 29,998,000    | 29,998,000    | 0              |
| 振興大会負担金    | 3,220,000     | 3,220,000     | 0              |
| ②事務負担金収入   | (44,828,000)  | (54,433,873)  | (9,605,873)    |
| 給与負担金等収入   | 44,828,000    | 54,433,873    | 9,605,873      |
| ③事業収入      | (12,088,000)  | (13,270,016)  | (1,182,016)    |
| 出版事業収入     | 5,511,000     | 6,738,516     | 1,227,516      |
| 木材製品認定収入   | 150,000       | 503,600       | 353,600        |
| 貸室収入       | 6,427,000     | 6,027,900     | △ 399,100      |
| ④補助金等収入    | (646,436,000) | (317,363,450) | (△329,072,550) |
| 補助金        | 637,086,000   | 308,013,450   | △ 329,072,550  |
| 受託事業       | 9,350,000     | 9,350,000     | 0              |
| ⑤雑収入       | (350,000)     | (203,629)     | (△146,371)     |
| 雑収入        | 350,000       | 203,629       | △ 146,371      |
| 事業活動収入計    | 736,920,000   | 418,488,968   | △ 318,431,032  |



(支出の部)

(単位：円)

| 科 目         | 予算額           | 決算額           | 差引増<br>△減額     |
|-------------|---------------|---------------|----------------|
| 2. 事業活動支出   |               |               |                |
| ①事業費支出      | (672,499,000) | (341,878,206) | (△330,620,794) |
| 木材産業振興活動費   | 3,000,000     | 3,411,712     | 411,712        |
| 補助事業費       | 637,086,000   | 308,013,450   | △ 329,072,550  |
| 受託事業費       | 9,350,000     | 9,350,000     | 0              |
| 木材普及調査事業費   | 4,700,000     | 4,178,014     | △ 521,986      |
| 出版事業費       | 4,400,000     | 5,146,185     | 746,185        |
| J A S 普及事業費 | 1,600,000     | 1,447,974     | △ 152,026      |
| 木材製品認定普及事業費 | 1,080,000     | 1,222,700     | 142,700        |
| 振興大会費       | 3,222,000     | 3,261,434     | 39,434         |
| 旅費交通費       | 3,200,000     | 2,671,612     | △ 528,388      |
| 会議費         | 2,530,000     | 0             | △ 2,530,000    |
| 負担金         | 2,331,000     | 3,175,125     | 844,125        |
| 減価償却費       | 0             | 0             | 0              |
| ②管理費支出      | (64,540,000)  | (71,937,505)  | (7,397,505)    |
| 役員報酬        | 11,192,000    | 6,967,733     | △ 4,224,267    |
| 給与手当        | 28,191,000    | 34,211,530    | 6,020,530      |
| 福利厚生費       | 9,482,000     | 11,359,733    | 1,877,733      |
| 事務負担金       | 200,000       | 0             | △ 200,000      |
| 事務所費        | 12,375,000    | 11,201,816    | △ 1,173,184    |
| 需要費         | 2,850,000     | 7,875,541     | 5,025,541      |
| 交際費         | 40,000        | 63,000        | 23,000         |
| 広告費         | 160,000       | 216,500       | 56,500         |
| 雑費          | 50,000        | 41,652        | △ 8,348        |
| ③諸税公課支出     | (640,000)     | (1,017,514)   | (377,514)      |
| 諸税公課        | 640,000       | 1,017,514     | 377,514        |
| 消費税         | 0             | 0             | 0              |
| ④特定預金支出     | (2,000,000)   | (5,000,221)   | (3,000,221)    |
| 退職給付引当金支出   | 2,000,000     | 5,000,221     | 3,000,221      |
| 事業活動支出計     | 739,679,000   | 419,833,446   | △ 319,845,554  |
| 事業活動収支差額    | △ 2,759,000   | △ 1,344,478   | 1,414,522      |
| II 投資活動収支の部 |               |               |                |
| 1. 投資活動収入   |               |               |                |
| 退職引当資産取崩収入  | 0             | 4,938,184     | 4,938,184      |
| 投資活動収入計     | 0             | 4,938,184     | 4,938,184      |
| 2. 投資活動支出   |               |               |                |
| 退職金         | 0             | 4,938,184     | 4,938,184      |
| 投資活動支出計     | 0             | 4,938,184     | 4,938,184      |
| 投資活動収支差額    | 0             | 0             | 0              |
| III 予備費支出   | 0             | 0             | 0              |
| 当期収支差額      | △ 2,759,000   | △ 1,344,478   | 1,414,522      |
| 前期繰越収支差額    | 0             | 0             | 0              |
| 次期繰越収支差額    | △ 2,759,000   | △ 1,344,478   | 1,414,522      |

令和3年度補正補助事業

貸借対照表(特別会計)

令和4年3月31日現在

(単位:円)

| 科目         | 当年度         | 前年度           | 増減              |
|------------|-------------|---------------|-----------------|
| I 資産の部     |             |               |                 |
| 1 流動資産     |             |               |                 |
| 普通預金       | 344,660,268 | 3,141,520,400 | △ 2,796,860,132 |
| 未収金        | 0           | 103,180       | △ 103,180       |
| 流動資産合計     | 344,660,268 | 3,141,623,580 | △ 2,796,963,312 |
| 2 固定資産     |             |               |                 |
| 固定資産合計     |             |               | 0               |
| 資産合計       | 344,660,268 | 3,141,623,580 | △ 2,796,963,312 |
| II 負債の部    |             |               |                 |
| 1 流動負債     |             |               |                 |
| 借入金        |             |               | 0               |
| 未払金        | 344,660,268 | 3,141,604,440 | △ 2,796,944,172 |
| 未払費用       |             | 19,140        | △ 19,140        |
| 流動負債合計     | 344,660,268 | 3,141,623,580 | △ 2,796,963,312 |
| 2 固定負債     |             |               |                 |
| 固定負債合計     |             |               | 0               |
| 負債合計       | 344,660,268 | 3,141,623,580 | △ 2,796,963,312 |
| III 正味財産の部 |             |               |                 |
| 正味財産合計     | 0           | 0             | 0               |
| 負債及び正味財産合計 | 344,660,268 | 3,141,623,580 | △ 2,796,963,312 |

(対象事業)

令和2年度補正 JAS構造材消費拡大対策事業

## 正味財産増減計算書

(令和3年 4月 1日から令和4年 3月31日まで)

(単位:円)

| 科 目          | 当年度           | 前年度           | 増 減             |
|--------------|---------------|---------------|-----------------|
| I 一般正味財産増減の部 |               |               |                 |
| 1. 経常増減の部    |               |               |                 |
| (1) 経常収益     |               |               |                 |
| ④受取補助金等      | 1,565,339,732 | 9,420,767,560 | △ 7,855,427,828 |
| 国庫補助金        | 1,565,339,732 | 9,420,767,560 | △ 7,855,427,828 |
| 経常収益計        | 1,565,339,732 | 9,420,767,560 | △ 7,855,427,828 |
| (2) 経常費用     |               |               |                 |
| ①事業費         | 1,565,339,732 | 9,420,767,560 | △ 7,855,427,828 |
| 役員報酬         | 6,464,409     | 4,966,792     | 1,497,617       |
| 賃料           | 14,509,372    | 19,290,254    | △ 4,780,882     |
| 旅費           | 82,118,880    | 68,436,940    | 13,681,940      |
| 通信費          | 1,336,979     | 3,208,580     | △ 1,871,601     |
| 消耗品          | 8,217,008     | 87,583,610    | △ 79,366,602    |
| 印刷製本         | 273,672       | 366,091       | △ 92,419        |
| 会場借          | 11,212,153    | 6,669,230     | 4,542,923       |
| 会費           | 74,800        | 0             | 74,800          |
| 貸付           | 23,352,221    | 22,267,832    | 1,084,389       |
| 広告           | 107,538,969   | 501,826,025   | △ 394,287,056   |
| 諸謝           | 89,700        | 78,000        | 11,700          |
| 委託           | 1,310,151,569 | 8,706,074,206 | △ 7,395,922,637 |
| 経常費用計        | 1,565,339,732 | 9,420,767,560 | △ 7,855,427,828 |
| 当期経常増減額      | 0             | 0             | 0               |

## 正味財産増減計算表（資金ベース）

（令和3年 4月 1日から令和4年 3月31日まで）

（収入の部）

（単位：円）

| 科 目          | 当年度           | 前年度           | 差引増<br>△減額      |
|--------------|---------------|---------------|-----------------|
| I 一般正味財産増減の部 |               |               |                 |
| 1 経常収益の部     |               |               |                 |
| ①補助金等収入      | 1,565,339,732 | 9,420,767,560 | △ 7,855,427,828 |
| 補助金等収益       | 1,565,339,732 | 9,420,767,560 | △ 7,855,427,828 |
| 経常収益計        | 1,565,339,732 | 9,420,767,560 | △ 7,855,427,828 |

（支出の部）

（単位：円）

| 科 目     | 当年度           | 前年度           | 差引増<br>△減額      |
|---------|---------------|---------------|-----------------|
| 2 経常費用  |               |               |                 |
| ①事業費    | 1,565,339,732 | 9,420,767,560 | △ 7,855,427,828 |
| 補助事業費   | 1,565,339,732 | 9,420,767,560 | △ 7,855,427,828 |
| 経常外費用計  | 1,565,339,732 | 9,420,767,560 | △ 7,855,427,828 |
| 当期経常増減額 | 0             | 0             | 0               |

# 財 産 目 録

令和4年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目               | 金 額           | 摘 要       |
|-------------------|---------------|-----------|
| (資産の部)            |               |           |
| 普通預金              |               | りそな銀行赤坂支店 |
| J A S 構造材消費拡大対策事業 | 344, 660, 268 |           |
| 合 計               | 344, 660, 268 |           |
| (負債の部)            |               |           |
| 未払金               | 344, 660, 268 |           |
| 小 計               | 344, 660, 268 |           |
| 正味財産              | 0             |           |
| 合 計               | 344, 660, 268 |           |

国産材マーク事務局事業

貸借対照表

令和4年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目        | 当年度       | 前年度       | 増 減    |
|------------|-----------|-----------|--------|
| I 資産の部     |           |           |        |
| 1 流動資産     |           |           |        |
| 普通預金       | 432,882   | 422,878   | 10,004 |
| 定期預金       | 2,400,857 | 2,400,816 | 41     |
| 流動資産合計     | 2,833,739 | 2,823,694 | 10,045 |
| 2 固定資産     |           |           |        |
| 固定資産合計     |           |           | 0      |
| 資産合計       | 2,833,739 | 2,823,694 | 10,045 |
| II 負債の部    |           |           |        |
| 1 流動負債     |           |           |        |
| 預り金        | 2,400,000 | 2,400,000 | 0      |
| 流動負債合計     | 2,400,000 | 2,400,000 | 0      |
| 2 固定負債     |           |           |        |
| 固定負債合計     |           |           | 0      |
| 負債合計       | 2,400,000 | 2,400,000 | 0      |
| III 正味財産の部 |           |           |        |
| 正味財産合計     | 433,739   | 423,694   | 10,045 |
| 負債及び正味財産合計 | 2,833,739 | 2,823,694 | 10,045 |

# 正味財産増減計算書

(令和3年 4月 1日から令和4年 3月31日まで)

(単位:円)

| 科 目          | 当年度    | 前年度    | 増 減      |
|--------------|--------|--------|----------|
| I 一般正味財産増減の部 |        |        |          |
| 1. 経常増減の部    |        |        |          |
| (1) 経常収益     |        |        |          |
| 事業収益         | 10,000 | 20,000 | △ 10,000 |
| 事業収入         | 10,000 | 20,000 | △ 10,000 |
| 国産材マーク収入     | 10,000 | 20,000 | △ 10,000 |
| 雑収益          | 45     | 244    | △ 199    |
| 受取利息         | 45     | 244    | △ 199    |
| 引当金取崩収入      | 0      | 0      | 0        |
| 経常収益計        | 10,045 | 20,244 | △ 10,199 |
| (2) 経常費用     |        |        |          |
| ①事業費         | 0      | 36     | △ 36     |
| 役員報酬         | 0      | 0      | 0        |
| 給料手当         | 0      | 0      | 0        |
| 賃借料          | 0      | 0      | 0        |
| 事務負担金        | 0      | 0      | 0        |
| 福利厚生費        | 0      | 0      | 0        |
| 旅費交通費        | 0      | 0      | 0        |
| 委員等旅費        | 0      | 0      | 0        |
| 通信運搬費        | 0      | 0      | 0        |
| 減価償却費        | 0      | 0      | 0        |
| 消耗什器備品費      | 0      | 0      | 0        |
| 消耗品費         | 0      | 0      | 0        |
| 材料費          | 0      | 0      | 0        |
| 車借上料         | 0      | 0      | 0        |
| 印刷製本費        | 0      | 0      | 0        |
| 会議費          | 0      | 0      | 0        |
| 会場費          | 0      | 0      | 0        |
| 光熱水料         | 0      | 0      | 0        |
| 賃借料          | 0      | 0      | 0        |
| 広告宣伝費        | 0      | 0      | 0        |
| 諸謝金          | 0      | 0      | 0        |
| 租税公課         | 0      | 36     | △ 36     |
| 支払負担金        | 0      | 0      | 0        |
| 支払寄付金        | 0      | 0      | 0        |
| 委託費          | 0      | 0      | 0        |
| 経常費用計        | 0      | 36     | △ 36     |
| 当期経常増減額      | 10,045 | 20,208 | △ 10,163 |

## 正味財産増減計算表（資金ベース）

令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで

### 特別会計

(収入の部)

(単位：円)

| 科 目          | 当年度    | 前年度    | 差引増<br>△減額 |
|--------------|--------|--------|------------|
| I 一般正味財産増減の部 |        |        |            |
| 1. 経常収益の部    |        |        |            |
| ①事業収益        | 10,045 | 20,244 | △ 10,199   |
| 事業収入         | 10,000 | 20,000 | △ 10,000   |
| 国産材マーク収入     | 10,000 | 20,000 | △ 10,000   |
| 雑収益          | 45     | 244    | △ 199      |
| 受取利息         | 45     | 244    | △ 199      |
| 引当金取崩収入      | 0      | 0      | 0          |
| 経常収益計        | 10,045 | 20,244 | △ 10,199   |

(支出の部)

(単位：円)

| 科 目     | 当年度    | 前年度    | 差引増<br>△減額 |
|---------|--------|--------|------------|
| 2. 経常費用 |        |        |            |
| ①事業費    | 0      | 36     | △ 36       |
| 事業費     | 0      | 0      | 0          |
| 租税公課    | 0      | 36     | △ 36       |
| 経常費用計   | 0      | 36     | △ 36       |
| 当期経常増減額 | 10,045 | 20,208 | △ 10,163   |



# 財 産 目 録

令和4年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目      | 場所・物量等       | 金 額       | 摘 要 |
|----------|--------------|-----------|-----|
| (流動資産の部) |              |           |     |
| 預金       | 普通預金         | 432,882   |     |
|          | 国産材マーク事業収入口座 | 432,882   |     |
|          | 定期預金         | 2,400,857 |     |
|          | 国産材マーク事業収入口座 | 2,400,857 |     |
| 流動資産合計   |              | 2,833,739 |     |
| 資産合計     |              | 2,833,739 |     |
| (流動負債の部) |              |           |     |
| 預り金      | 預り金          | 2,400,000 |     |
|          | 国産材マーク       | 2,400,000 |     |
| 流動負債合計   |              | 2,400,000 |     |
| 負債合計     |              | 2,400,000 |     |
| 正味財産     |              | 433,739   |     |

# 外国人技能実習

## 貸借対照表

令和4年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目               | 当年度         | 前年度         | 増 減       |
|-------------------|-------------|-------------|-----------|
| <b>I 資産の部</b>     |             |             |           |
| 1. 流動資産           |             |             |           |
| 現金                | 0           | 0           | 0         |
| 普通預金              | 749,883     | 623,923     | 125,960   |
| 定期預金              | 0           | 0           | 0         |
| 流動資産合計            | 749,883     | 623,923     | 125,960   |
| 2. 固定資産           |             |             |           |
| 固定資産合計            | 0           | 0           | 0         |
| 資産合計              | 749,883     | 623,923     | 125,960   |
| <b>II 負債の部</b>    |             |             |           |
| 1. 流動負債           |             |             |           |
| 未払金               | 3,500,000   | 3,118,039   | 381,961   |
| 流動負債合計            | 3,500,000   | 3,118,039   | 381,961   |
| 2. 固定負債           |             |             |           |
| 固定負債合計            | 0           | 0           | 0         |
| 負債合計              | 3,500,000   | 3,118,039   | 381,961   |
| <b>III 正味財産の部</b> |             |             |           |
| 正味財産合計            | △ 2,750,117 | △ 2,494,116 | △ 256,001 |
| 負債及び正味財産合計        | 749,883     | 623,923     | 125,960   |

## 正味財産増減計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:円)

| 科 目          | 当年度       | 前年度         | 増 減         |
|--------------|-----------|-------------|-------------|
| I 一般正味財産増減の部 |           |             |             |
| 1. 経常増減の部    |           |             |             |
| (1) 経常収益     |           |             |             |
| ①受取入会金       | 860,000   | 4,860,000   | △ 4,000,000 |
| ②受取会費        | 5,595,000 | 2,640,000   | 2,955,000   |
| ③受検料収入       | 0         | 0           | 0           |
| ④出版収入        | 1,110,000 | 0           | 1,110,000   |
| ⑤雑収益         | 27        | 20          | 7           |
| 経常収益計        | 7,565,027 | 7,500,020   | 65,007      |
| (2) 経常費用     |           |             |             |
| ①事業費         |           |             | 0           |
| 給与負担金        | 5,200,000 | 2,000,000   | 3,200,000   |
| 旅費交通費        | 174,577   | 304,807     | △ 130,230   |
| 委員等旅費        | 48,550    | 140,860     | △ 92,310    |
| 通信運搬費        | 518,298   | 2,400       | 515,898     |
| 消耗品費         | 21,290    | 5,170       | 16,120      |
| 印刷製本費        | 251,746   | 0           | 251,746     |
| 会議費          | 11,550    | 0           | 11,550      |
| 諸謝金          | 895,017   | 240,517     | 654,500     |
| 支払負担金        | 700,000   | 700,000     | 0           |
| 委託費          | 0         | 6,600,382   | △ 6,600,382 |
| 経常費用計        | 7,821,028 | 9,994,136   | △ 2,173,108 |
| 当期経常増減額      | △ 256,001 | △ 2,494,116 | 2,238,115   |

## 正味財産増減計算書（資金ベース）

（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

（収入の部）

（単位：円）

| 科 目          | 当年度       | 前年度       | 増 減         |
|--------------|-----------|-----------|-------------|
| I 一般正味財産増減の部 |           |           |             |
| 1 経常収益の部     |           |           |             |
| ①受取入会金       | 860,000   | 4,860,000 | △ 4,000,000 |
| ②受取会費        | 5,595,000 | 2,640,000 | 2,955,000   |
| ③受検料収入       | 0         | 0         | 0           |
| ④出版収入        | 1,110,000 | 0         | 1,110,000   |
| ⑤雑収益         | 27        | 20        | 7           |
| 経常収益計        | 7,565,027 | 7,500,020 | 65,007      |

（支出の部）

（単位：円）

| 科 目      | 当年度       | 前年度         | 増 減         |
|----------|-----------|-------------|-------------|
| 2 経常費用の部 |           |             |             |
| ①事業費     |           |             | 0           |
| 給与負担金    | 5,200,000 | 2,000,000   | 3,200,000   |
| 旅費交通費    | 174,577   | 304,807     | △ 130,230   |
| 委員等旅費    | 48,550    | 140,860     | △ 92,310    |
| 通信運搬費    | 518,298   | 2,400       | 515,898     |
| 消耗品費     | 21,290    | 5,170       | 16,120      |
| 印刷製本費    | 251,746   | 0           | 251,746     |
| 会議費      | 11,550    | 0           | 11,550      |
| 諸謝金      | 895,017   | 240,517     | 654,500     |
| 支払負担金    | 700,000   | 700,000     | 0           |
| 委託費      | 0         | 6,600,382   | △ 6,600,382 |
| 経常費用計    | 7,821,028 | 9,994,136   | △ 2,173,108 |
| 当期経常増減額  | △ 256,001 | △ 2,494,116 | 2,238,115   |

# 財 産 目 録

令和4年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目        | 金 額         | 摘 要       |
|------------|-------------|-----------|
| (資産の部)     |             |           |
| 普通預金       | 749,883     | りそな銀行赤坂支店 |
| 合 計        | 749,883     |           |
| (負債の部)     |             |           |
| 未払金        | 3,500,000   |           |
| 合 計        | 3,500,000   |           |
| 正味財産       | △ 2,750,117 |           |
| 負債及び正味財産合計 | 749,883     |           |

上記のとおり報告します。

令和4年4月21日

一般社団法人 全国木材組合連合会

会 長 鈴 木 和 雄

上記について監査したところ正確であることを認めます。

令和4年4月21日

監 事 庄 司 良 雄 ⑩

監 事 近 藤 藤 嗣 ⑩

監 事 海老原 光 男 ⑩

第 3 号 議 案

令 和 4 年 度

会 費 等 決 定 の 件





## 令和4年度会費等

### 1. 会 費

#### (1) 都道府県木連会員

(単位：千円)

| 都道府県木連 | 金 額   | 備 考 | 都道府県木連 | 金 額    | 備 考 |
|--------|-------|-----|--------|--------|-----|
| 北海道    | 1,819 |     | 滋 賀    | 285    |     |
| 青 森    | 561   |     | 京 都    | 433    |     |
| 岩 手    | 529   |     | 大 阪    | 1,000  |     |
| 宮 城    | 456   |     | 兵 庫    | 681    |     |
| 秋 田    | 782   |     | 奈 良    | 489    |     |
| 山 形    | 403   |     | 和歌山    | 531    |     |
| 福 島    | 595   |     | 鳥 取    | 272    |     |
| 茨 城    | 410   |     | 島 根    | 328    |     |
| 栃 木    | 433   |     | 岡 山    | 451    |     |
| 群 馬    | 465   |     | 広 島    | 737    |     |
| 埼 玉    | 456   |     | 山 口    | 400    |     |
| 千 葉    | 529   |     | 徳 島    | 355    |     |
| 神奈川    | 626   |     | 香 川    | 243    |     |
| 山 梨    | 248   |     | 愛 媛    | 473    |     |
| 東 京    | 1,725 |     | 高 知    | 437    |     |
| 新 潟    | 627   |     | 福 岡    | 487    |     |
| 富 山    | 377   |     | 佐 賀    | 183    |     |
| 石 川    | 406   |     | 長 崎    | 212    |     |
| 福 井    | 279   |     | 熊 本    | 484    |     |
| 長 野    | 660   |     | 大 分    | 484    |     |
| 岐 阜    | 581   |     | 宮 崎    | 484    |     |
| 静 岡    | 1,000 |     | 鹿 児 島  | 484    |     |
| 愛 知    | 1,030 |     | 沖 縄    | 90     |     |
| 三 重    | 598   |     |        |        |     |
|        |       |     | 計      | 25,618 |     |

#### (2) 業種別会員

(単位：千円)

| 団 体 名               | 金 額   | 備 考 |
|---------------------|-------|-----|
| (一社)全日本木材市場連盟       | 168   |     |
| 全国木材チップ工業連合会        | 50    |     |
| (一社)全国木材市売買方組合連盟    | 168   |     |
| 全国素材生産業協同組合連合会      | 84    |     |
| 日本木材防腐工業組合          | 84    |     |
| (一社)木材産業退職金共済会      | 168   |     |
| 全国木材防虫JAS協議会        | 84    |     |
| 日本集成材工業協同組合         | 84    |     |
| (一社)日本フローリング工業会     | 84    |     |
| 日本複合・防音床板工業会        | 50    |     |
| 日本ツーバイフォーランバーJAS協議会 | 84    |     |
| (一社)全国木造住宅機械プレカット協会 | 168   |     |
| 全国銘木連合会             | 84    |     |
| 全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会 | 84    |     |
| (一社)日本特殊加工化粧板協会     | 84    |     |
| NPO法人日本バーク堆肥協会      | 84    |     |
| (一社)全国木材検査・研究協会     | 168   |     |
| 計                   | 1,780 |     |

## (3) 賛助会員

(単位：千円)

| 団 体 ・ 企 業 名      | 金 額   | 備 考 |
|------------------|-------|-----|
| 日本合板工業組合連合会      | 30    |     |
| 日本木材輸入協会         | 30    |     |
| 日本製紙連合会          | 30    |     |
| 林業・木材製造業労働災害防止協会 | 30    |     |
| (一社)日本林業土木連合協会   | 30    |     |
| (一社)林道安全協会       | 30    |     |
| 兼松日産農林(株)        | 30    |     |
| 住友林業(株)          | 30    |     |
| (株)ケー・エイチ・ケー     | 30    |     |
| 宮川工機(株)          | 30    |     |
| 大日本木材防腐(株)       | 30    |     |
| (株)一条工務店         | 30    |     |
| ニューハウス工業(株)      | 30    |     |
| 木構造振興(株)         | 30    |     |
| (株)久我            | 30    |     |
| 庄司木材(株)          | 30    |     |
| (一社)日本CLT協会      | 30    |     |
| ナイス(株)           | 30    |     |
| (一社)木のいえ一番協会     | 30    |     |
| (一社)林業機械化協会      | 30    |     |
| 小計               | 600   |     |
| 全国木材協同組合連合会      | 2,000 |     |
| 小計               | 2,000 |     |
| 計                | 2,600 |     |

会費合計 29,998 千円

## 2. 全国木材産業振興大会負担金

|               |            |    |         |
|---------------|------------|----|---------|
| 都道府県木連会員 47団体 | 40千円 (1団体) | 計  | 1,880千円 |
| 業種別会員 17団体    | 20千円 ( " ) | 計  | 340千円   |
| 全木協連          |            | 計  | 1,000千円 |
|               |            | 合計 | 3,220千円 |

第 4 号 議 案

第 5 号 議 案

第 6 号 議 案



第4号議案 令和4年度借入金最高限度額決定の件

借入金最高限度額は、3千万円とする。

第5号議案 令和4年度役員報酬決定の件

役員報酬は、年額2,000万円以内とする。

## 第6号議案 役員改選の件

(報告)

1. 令和4年度 事業計画
2. 令和4年度 収支予算





# 1. 令和4年度 事業計画

## 第1 事業の方針

### 1 経済社会の動向

令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済全体への影響について見通しが困難な中ではあるが、追い風が吹いている国産材利用拡大、非住宅建築物等の木造・木質化などの動きを減速させないための活動が最も緊急、重要となっている。

このような環境の中、非住宅、中高層建築、外構など今まであまり使われてこなかった分野への木材需要拡大策を含む令和3年度補正予算、令和4年度予算・税制改正等が効果的に機能し、木材需要拡大の加速化が期待されている。

森林・林業・木材産業関連では、平成28年6月に発表された「日本再興戦略2016」において、「林業の成長産業化」が位置づけられ、再生可能資源である森林資源を持続的に循環利用し、森林の多面的機能を発揮させつつ、国産材の安定供給体制の構築と新たな木材利用の創出を図り、林業の成長産業化を実現することが重要な課題であるとされており、国内森林の「伐って、使って、植えて、育てる」循環利用の達成に向けた取組の中で、木材利用拡大が林業の成長産業化に欠くべからざる要素であることへの認識が定着しつつある。また、平成30年度税制改正において認められた森林環境税・譲与税の創設と、平成30年4月に成立した森林経営管理法による市町村が主体となつての効果的、効率的な森林施業の実現に向けた施策が開始されている。

令和3年6月に閣議決定された「森林・林業基本計画」で、令和7年の総需要量を87百万m<sup>3</sup>、国産材の利用量を40百万m<sup>3</sup>とされ、脱炭素社会を構築する上で、エネルギー利用も含めた木材利用に対する期待は大きなものがあり、さらに令和3年10月には「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行され、公共建築物のみならず民間の建築物においても木造化、木質化が政府を挙げて推進することとされた。

このような施策が相まって、国産材の安定供給体制の確立と木材需要拡大のための施策によって「伐って、使って、植えて、育てる」という森林の循環利用へ向けた具体的な取組の促進が期待される。

### 2 木材利用・木材産業の動向と課題

- (1) 令和3年の新設住宅着工は、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大による貿易の停滞がもたらした木材を含む各種資機材の不足、価格高騰などの影響下にありながら、在宅勤務の拡大等住宅の見直しなどの影響もあり、昨年から約1割増となる856千戸、うち木造住宅は502千戸となり、木造率は59%と平成21年以降50%台が続く実績となった。

令和4年度についても引き続き感染症の影響が懸念される中、林野庁補助事業を最大限に活用し、非住宅、特に都市での木材需要拡大とともに木材需要構造の変化に柔軟に対応できる産業構造の確立等に取り組むことが必要となっている。

都市での木材需要拡大のためには、木材利用が環境に貢献することや地域経済活性化の重要なファクターであることへの理解を広めるための具体的なデータの収集、分析を行うとともに耐火性能の向上等技術的課題を克服し、戦後永く続いてきた街づくりにおける非木材化の流れを「木材を優先する（ウッドファースト）街づくり」へと変えていくことが必要である。

(2) 住宅部門においては、地域材の活用に対する助成措置の定着などにより「木造」への関心が広まりをみせてはいるものの、今後、少子化等により住宅着工の伸びが期待し難いと見込まれる情勢の中、住宅部門におけるリフォーム事業での木材利用の拡大、公共建築物、商工業施設等非住宅部門、外構、身の回り製品等多様な分野での木材利用を進めて、住宅以外への依存率を高めていくことが喫緊の課題となっている。

(3) 公共建築物等における木材利用については、法制度に基づく市町村方針は全体の93%の市町村で策定が行われており(令和3年12月末現在)、学校の木造3階建て建築に関連した建築基準改正などの流れを受け、民間の公共施設を含め木造・内外装木質化への指向は高まってきている。また、新たな木製耐火資材など工法・部材の開発も次々に進められている。これらの部門における木造化・木質化は、林野庁の非住宅向け助成事業の効果もあり、各地での街づくり、商工業施設等への木材利用にも大きく波及していくことが期待され、さらなる取り組みが求められている。

(4) 木材を使う街づくりへの取り組み、すなわち低層の高齢者介護施設、学校、図書館などの木造・木質化をはじめ、中高層建築、商工業施設の木造・木質化、大阪北部地震の際に危険性が指摘されたブロック塀から木塀への転換など、公園・道路・歩道等街角のあらゆる空間において木材利用を推進するとともに、それらへの利用技術の開発・提案、普及PR等も推進していく必要がある。

また、急速に拡大している木質バイオマス利用や原木の木材輸出に対しては、「伐って、使って、植えて、育てる」森林の循環利用を推進する観点から、適切な対応が課題となってきている。

(5) 気候変動など地球規模での環境問題については、2015年末にパリで合意された2020年以降の温暖化対策の中で森林整備が引き続き、位置づけられており、すでに気候変動緩和への貢献が認められている伐採された後の木材が炭素を貯

蔵する能力についての国民の理解を深め、木材を積極的に活用していく社会づくりを進めるためのアピールを一層幅広く展開することが重要となっている。

また、国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」は、環境への貢献だけでなく、今後の社会、企業活動の規範として定着しつつあり、持続可能な循環型資源としての木材、地域型資源としての国産材の価値の再評価につながってきている。

また、公共建築物への木材利用や2020年東京オリンピック・パラリンピック施設等での木材利用等を通じて、違法伐採対策推進のための合法性・持続可能性が証明された木材・木製品、森林認証材の使用への関心が高まるとともに、国際的な違法伐採対策強化の動きがいつそう高まってきている。

そのような中で、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)」については、施行後5年目の見直しが予定されており、効果的、効率的な運用に向けて注視する必要がある。

クリーンウッド法で新たに木材関連事業者となった建築関係者等の川下の関係者との連携を強化するとともに、主伐時代を迎えた国産材についても伐採時点から合法性の連鎖を確立することで信頼性を確保し、利用者、消費者に対して合法伐採木材の利用拡大を一層進めていく必要がある。

- (6) 国内の木材産業は、大型化、機械設備の高度化が進展してきているが、一方では後継者不在等による事業撤退の動きが進行しており、地域における木材の利用・加工の担い手の弱体化が懸念されている。国内木材産業の再興のためには、木材産業が地方創生に果たす役割をアピールするとともに、加工・流通の一層の効率化、事業活動の維持発展のための製材品需要拡大への取組が期待されている。そのため、木材関連事業者の連携による安定した生産・加工、製品供給の体制の構築とともに、製材・加工工場にとって不可欠な原木安定確保のための体制の確立が重要である。

また、高齢化、働き方改革、東京一極集中が進む中で、特に地方の労働力不足は、製造、輸送、販売などあらゆる部門に影響してきている。一方、東南アジア諸国には我が国の製材部門への外国人技能実習制度の導入へのニーズも見られる。

- (7) 木材貿易関連については、TPP11、日EU経済連携協定、日米貿易協定が発効し、新たな国際貿易の枠組みへの対応が求められており、国産材の安定供給体制の整備とともに木材産業の国際競争力強化が重要な課題となっている。

また、木材輸出については、令和元年の輸出額は前年に比べて1割弱増加したが、米中貿易摩擦、中国の経済成長鈍化の動きにより、中国への木材輸出は減少し始めており、米国へのスギ板材の輸出の増加など、新たな輸出先国の開拓、丸太輸出から付加価値の高い製材加工品の輸出あるいは米国、欧州、東南アジア諸国等で始まっている合法性の確認などに対応した木材供給など体制の整備

を図っていくことが重要である。

そのような中で、昨年からの輸入材の不足、価格高騰、ロシアに対する経済制裁に伴う動きなど、急激な変化に対応するために関係機関、団体等との情報共有に努め、会員に対して適切な発信が求められている。

- (8) 建築物や家具に使用される木材については、品質性能の確かなJAS製品に加え、産地の証明された木材、未利用樹種や早生樹の使用への関心が高まってきており、これらにきちんと対応できる木材の供給体制の構築および大径化する国産材への技術的な対応が早急に求められている。

### 3 事業計画の重点

木材利用を優先する社会(ウッドファースト社会)の実現をめざし、地球温暖化防止、地域社会の活性化に大きく貢献する木材の利用を拡大するため次の事業を重点事項として取り組むものとする。

- ア 温暖化防止、地域社会の活性化に貢献する木材利用の推進
- イ 住空間、街づくりへの総合的な木材利用拡大への取組
- ウ 木材産業の経営安定化に向けた産業構造の確立
- エ 安全・安心の木材利用・供給の推進
- オ 組織活動の活性化等

## 第2 事業計画

### I 温暖化防止・地域活性化に貢献する木材利用の推進

地球温暖化防止、地方創生、人々の健康的な暮らしに不可欠な木材利用の積極的な普及活動、施策提案等に取り組む。

#### 1 ウッドファースト社会実現に向けての取組

- ア 国民の間に、木材利用の地球温暖化防止対策、地方創生にはたす役割について理解が醸成されつつある中、ウッドファースト社会実現のために森林・林業・木材産業関係者が率先して行動を展開する体制の強化に努める。
- イ 森林・林業・木材産業関係者が木材利用拡大を進める上での課題について共有し、国、地方自治体に対して、木材利用を優先する社会実現への理解と支援策の構築を働き掛ける。

## 2 消費者、需要者への普及活動

### ア 普及活動の実施

(ア) 規模の大きい展示会、全木連 HP 等において、木材の特質や住宅・街づくり等における木材利用などに関する各種知識・情報の提供、普及啓発に取り組む。

(イ) 建築関係団体、消費者・需要者などと幅広く連携を図るとともに、木材PRポスター、カレンダー、リーフレットの作成配布、補助事業を活用したマスコミへのPRなどにより、効果的な木材利用の普及に努める。

### イ 木材利用に関する教育活動等の推進

(ア) 小・中・高校生の木材利用普及のため、木材を使用した「ものづくり」、「木工・工作」コンクールへの協力などにより、児童生徒はもとより、教職員、保護者も含めた「木育」活動を推進する。

## 3 地球温暖化防止対策としての木材利用

### (1) 木質バイオマス利用等の促進

ア 化石燃料の使用削減への貢献や未利用材・間伐材の有効活用のため、木質バイオマスについて法制度に基づく発電利用のほか、くらし、農業・水産業、木材加工施設等における発電、熱利用等の促進に取り組む。

その場合、地域の木材需要の動向に配慮しつつ、林野庁の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に即した適切な供給体制構築などの推進に取り組む。

また、地域の森林資源が総体として最大の価値を生み出すよう、間伐材、林地残材、木くず・バーク等工場残材、建築解体材等の木質バイオマスの効果的なカスケード利用のための手法の開発を推進する。

イ 併せて低コストかつ安定的な供給体制の構築のため、路網整備、機械化、担い手の確保等を推進する。

### (2) 気候変動問題等への対処

気候変動問題への取組の中に森林整備、伐採後の木材利用が正式に位置付けられたことを受け止め、非住宅を含む建築物の木造化、内装、外構の木質化が企業のCSR活動の一環として評価されるような仕組みの構築及びそのために必要なデータの収集等に向けた取組を推進する。

また、国民の間に浸透してきている SDGs の取組を活用し、循環型資源、地域型資源である国産材の需要拡大への理解を一層深める活動を幅広く展開する。

### (3) 違法伐採対策の推進等

ア 違法伐採対策に関しては、平成 29 年5月に施行されたクリーンウッド法に対応して、輸入国として先進的な取組を導入してきた経緯に鑑み、政府や国際的な動きに協調した上で、新たに木材関連事業者として位置付けられた工務店

等川下への働きかけを行い、効果的な施策の推進を図るとともに、合法性等の証明された木材・木材製品の利用普及、供給体制整備、信頼性向上のための取組を強化する。

イ クリーンウッド法の施行5年後見直しに対しては、グリーン購入法・林野庁ガイドラインに基づく取組との整理を含めて、効果的、効率的な運用となるよう働きかけを強化する。

ウ また、海外の林業・木材関係機関等と連携、協調して必要な情報の収集に努める。

## II 住空間、街づくりへの総合的な木材利用の取組

住宅、公共・商工業施設、身の回りの日常用品等への木材・国産材の利用促進活動を積極的に推進するとともに、これらに関する施策・税制などの充実強化に取り組む。

### 1 住空間への取組

#### (1) 木造住宅等の取組

ア 住宅部門における木材利用は、極めて重要で、その拡大のための消費者・需要者に対する多様な普及PRや部材・製品開発等を推進する。また、地域住宅のブランド化、木造建築の技術先導、木造住宅施工能力向上・継承などの地域材利用の木造住宅づくり対策に積極的な参画を推進する。

イ 木材を使った住宅の耐震化や省エネ住宅リフォーム、工法・製品開発等を推進する。

#### (2) 建築関係諸制度への対応

建築関係諸制度については、木材利用促進が図られることを基本として引続き適切な対応に取り組むこととし、必要な規制見直し、制度・対策の普及、設計仕様等基準の充実・税制改正等に取り組む。

また、改正される建築基準法、住宅品質確保促進制度等に適切に対応するため、品質性能が明確な「安心」「信頼」の JAS 製材品、乾燥材の生産、供給の促進に取り組む。

#### (3) 建築関係者との連携促進等

木材の利用拡大のため、これまで強化してきた各地域における建築・設計関係団体等との連携の枠組みの強化に取り組む。

また、地域の木材関連事業者や工務店等の連携による地域型住宅づくり、顔の見える木材での家づくり、消費者へのサービス提供等を効果的に推進する。

## 2 街づくり・公共建築物等への木材利用

住宅のほか、公共建築物、商工業施設などを含め街づくり全体への木材利用の推進に取り組む。

- (1) 公共建築物にあつては法制度に基づく国等施設の着実な木造化、木質化、市町村方針策定の一層の拡大とそれに基づく実効性確保の推進活動に取り組むとともに、公共建築物から民間建築物へ拡大するための取組を具体化する。

また、木材利用推進中央協議会と連携し制度・基準、国等の整備支援対策や建築事例などの普及、情報提供に取り組むとともに、部材・工法開発等を推進する。

- (2) 林野庁補助事業も活用し、非住宅、中高層建築物の木造化・木質化を推進するとともに外構における木材利用など、商工業施設、公園・道路・歩道等街角のあらゆる空間において、木造化、内装材利用、遮熱材利用、ルーバー・デッキ等での利用などを拡大するとともに、それらへの利用技術の開発・提案、普及 PR 等の強化に取り組む。
- (3) また、身の回りの日常用品、机、椅子等家具への一層の木材利用推進に取り組む。

## 3 地域材・国産材の利用拡大

森林・林業基本計画における木材供給量の目標の実現に向け、地域材・国産材の利用拡大に1及び2のほか次の事項に取り組む。

- (1) ホームページを活用し、「木材利用推進中央協議会」、「国産材マーク」、「国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会」、「森林(もり)を活かす都市(まち)の木造化推進協議会」等、中央・地方の木材・建築関係団体、消費者団体、NPO等との連携による取組に努める。
- (2) 木材利用推進計画等関係機関の取組に対応し、施設・事務所等への地域材利用の推進、着実な木材供給の推進に取り組む。
- (3) 地域材製品・部材等の安定的な供給、製品開発、特に製材品(ムク材)の利用の促進に取り組む。

# Ⅲ 木材産業の成長産業化に向けた産業構造の確立

## 1 木材産業の経営安定化の取組

### (1) 経営の安定化対策

木材産業の経営安定・振興のため、融資・保証制度、税制の積極的な有効活用等の推進と制度充実に取り組む。

ア 設備・運転資金の円滑な確保のための、日本政策金融公庫の林業・木材関係資金、木材産業等高度化推進資金、セーフティネット保証等中小企業及び農林漁業信用基金制度、地域材利用促進のための緊急利子助成制度などの有効活用と制度充実、中小企業信用補完制度の見直しに対応する。

イ 経営革新等中小企業対策、事業再生・ものづくりなどの支援対策の有効活用と制度充実する。

ウ 消費税の適正な転嫁を推進する。

## (2) 雇用対策等

ア 雇用調整助成金や雇用創出に係る関係事業などの有効活用を推進する。

イ 働き方改革を進める中で、企業経営に係る諸制度や環境、厚生労働等諸制度・施策の遵守(コンプライアンス)に係る制度等を普及推進する。

ウ 東南アジア諸国のニーズや現場の実態、要望を踏まえ、木材加工職種(機械製材作業)を外国人技能実習の移行職種とするとともに、技能実習評価試験実施機関として早期に認定されるように厚生労働省等へ説明する。その後、厚生労働省等の了解が得られた時点で、速やかに認定申請書を厚生労働省に提出する。認定後は安全規範確認業務及び試験実施業務を開始する。

## (3) 労働安全対策等

労働安全対策の推進は重要であり、木材・木製品製造業のゼロ災・労働安全の確保活動に積極的に取り組むとともに、政府の働き方改革への対応を進め、魅力ある木材産業となるよう環境整備に努める。

## (4) 新型コロナウイルス感染症対策

未だに収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症については、貿易の縮小、人・モノの動きの阻害による経済活動の停滞、消費意欲の減退など深刻な影響が出始めており、収束が見通せない中ではあるが、セーフティネット保証制度、雇用調整助成金、農林漁業信用基金制度などを活用し、当面の資金手当ての確保を図るとともに、状況に応じた対策について関係機関等への要請、要望を実施する。

## 2 効率的な加工・流通体制の確立

木材の需要構造に的確に対応できる効率的な加工・流通体制の確立の促進に取り組む。

### (1) 中小工場の有機的連携と原料転換

中小製材工場等が有機的に連携して品質管理、乾燥材等品質性能の確かな製品づくり、丸太輸入環境の変化に対応して国産丸太への原料転換などを推進する。

### (2) 高度な木材加工・流通構造の確立

ア 地域木材産業の実情を踏まえつつ、機械施設の高度化等による効率的な木材の加工・流通体制の構築、木材製品の高付加価値化への取り組みを推進す



る。特に品質の安定した乾燥材生産・供給の大幅拡大を強力に推進する。

イ 木材産業関連助成・交付金、林業・木材産業改善資金、日本政策金融公庫の林業・木材関係資金、木材産業等高度化推進資金、地域材利用促進のための緊急利子助成制度、素材生産・木材加工等機械施設のリース・利子助成制度、農林漁業信用基金制度などの有効活用と制度の充実に取り組む。

ウ また、農林漁業成長産業化ファンド(株式会社農林漁業成長産業化支援機構法に基づくもの)、農商工等産業連携施策などの有効活用と制度充実に取り組む。

エ 住宅工法、公共・商工業施設、公共工事など多様なニーズに応じた安定的な製品加工・供給の推進並びに木材流通の変化等への的確な対応を推進する。

### (3) 地域材丸太の安定供給・確保体制への取組

ア 原木の安定供給・確保体制の構築のため、①需給動向に応じて弾力的に供給できる計画伐採体制、関係者間の広域的な情報交換等、②施業の集約化や路網・高性能機械の整備による低コスト生産システムの展開や高度技能担い手の確保の推進、③ストックヤード・輸送の大型化等による流通の効率化・コスト低減の推進などについて、全素協、全森連、全市連等と連携して推進する。

イ 製材、合板、チップ、バイオマス利用等森林資源の最大限の活用を推進する。

ウ 素材生産の規模拡大、生産性向上等のために必要な機械施設整備に係る助成・交付金、リース・融資等制度、さらに運転資金関係制度の有効活用と制度充実に取り組む。

### (4) 技術・製品開発の取組

ア 効率的で原木の大径化にも対応する製材加工システム、一層の効率的な乾燥技術など木材加工機械等の技術開発促進と産・学・官の連携体制強化を推進する。

イ 木造住宅の振興のための工法、性能、維持管理に関する技術開発を推進する。また、消費者・需要者ニーズに即応した内装材、壁材、リフォーム・耐震改修用部材、木製フェンス等部材・利用技術開発を推進する。特に、地域材・国産材の利用が低位な梁、桁、2×4工法への利用開発を推進する。

ウ 中高層の建築物の木造化・木質化促進のため、部材、工法等の開発を推進する。

### (5) 木材貿易・海外との交流

ア 国産材の海外への輸出促進

木材輸出振興協議会等と連携して、家具等を含めた国産材製品の輸出拡大、特に付加価値が期待できる輸出の拡大に向けての取組を引続き推進する。

イ 木材貿易問題への対応

(ア) 関係団体等との連携の下に、既に発効したTPP11、日EU経済連携協定、日米貿易協定による木材貿易の動向に重大な関心をもって見守るとともに国内対策の一層の充実、効果的な実施に努める。

- (イ) 米国、EU各国、インドネシア、マレーシア等の木材関連団体などとの意見交換を引続き実施する。
- (ウ) 輸入木材、木材製品のクリーンウッド法への対応について、合法木材認定事業者への情報提供等に努める。

### 3 東日本大震災及び平成 28 年熊本地震の復興・復旧と木材需給安定の取組

木材関連被災事業者の再建・事業振興のための機械施設整備、運転資金確保等支援対策、原発事故関連の被災事業者の再建、放射能汚染に関連する木材製品、パーク等の適切な処理対策などに引き続き取り組む。

## VI 安全・安心の木材利用・供給の推進

### 1 品質の確かな木材製品、認証木材等の普及

非住宅、中高層建築物においては構造計算に耐えられる品質性能の明確な木材製品の供給が不可欠であり、JAS製材品の利用・供給、製材品のホルムアルデヒド放散量等級表示並びに産地等の証明のある木材・国産材使用への関心の高まりに対応して、産地認証材・合法性証明木材の供給体制整備を引き続き促進する。

#### (1) JAS制度、JAS製品の利用・供給の促進

- ア 一般消費者・需要者建築関係者並びに木材の加工・流通事業者に対して、全市連、全買連と共同してJAS製材品普及推進展示会を引続き開催するとともに、ホームページ、木材利用イベント、マスコミ等を通じて「信頼できるJAS製材品」の利用普及と供給促進に取り組む。
- イ 国、独立行政法人、都道府県、市町村などの公共建築物へのJAS製材品の率先使用を推進する。
- ウ 都市部における木材利用拡大のためにはゼネコン等の要求に応えられる部材供給を図る必要があり、その手段としてのJAS構造材の重要性について木材産業関係者への普及を促進する。

また、そのために林野庁補助事業を最大限に活用し、非住宅、中高層分野でのJAS構造材の利用拡大について、施主、設計者、施工者、材料供給者が連携を強化する幅広い取組を展開する。
- エ 林野庁補助事業を活用し、都道府県公設林試の研究員等による人工乾燥技術に関する試験調査事業を継続するとともに、引き続き必要な調査を行う。
- オ 製材 JAS 規格の見直しに関する検討会において、必要な規格の見直し等についての提言をとりまとめる。

## (2) 製材品のホルムアルデヒド放散量等級表示制度の適切な実施

シックハウス対策として不可欠な木材製品ホルムアルデヒド放散量等級表示について、JAS制度では基準化されていない木材製品に係る表示登録制度を引続き適切に実施する。

## (3) 合法木材・都道府県産認証材の取り組み

- ア 平成 29 年5月に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(グリーンウッド法)」に対応して、認定供給事業者が信頼できる供給者であることを広く発信し、違法伐採対策への需要者、消費者の理解を進め、民間需要における合法木材利用拡大を図るため、展示会等への出展、各種メディアを活用した普及活動を展開する。
- イ グリーンウッド法に基づく制度への円滑な移行と認定制度の信頼性の確保のため、認定団体、認定供給事業者等を対象とした研修会、シンポジウム等を開催する。
- ウ 都道府県産材認証制度、木材表示制度の一層の充実及びそれに基づく製品供給の推進に取り組むとともに都道府県の枠を超えた取組の在り方についても検討する。

## 2 木材の健康・安全対策

### 木材の健康性能の普及

- ア 木材が含んでいるテルペン類等の健康面への効用など、木材が優れた資材であることの普及に引続き取り組む。
- イ アセトアルデヒドや T-VOC の規制等の動きについては、木材利用促進に支障がないよう引続き適切に対応する。
- ウ 自然素材(ムク材)は、健康に影響のある化学物質を放散しないことを PR し、内装材などへの一層の利用促進に取り組む。

## V 組織活動の活性化等

### 1 全国木材産業振興大会の開催

第 56 回全国木材産業振興大会を、10 月 27 日に福島県において東北支部、福島県木連の協力の下に開催する。

### 2 団体活動の活性化等

#### (1) 制度・施策の提言等

国・地方の行政機関や林業・木材産業、木造住宅等関係団体、試験研究機関との意見交換、木材利用拡大を通じた木材・木材産業振興のための提言活

動等を積極的に実施する。

**(2) 関係団体との連携強化**

木材利用推進の飛躍的な拡大を図るため、「森林を活かす都市の木造化推進協議会」を中心に、森林・林業・木材、建築、中小企業・消費者の関係団体等との連携強化を推進する。

**(3) 活動の活性化のための広報活動、施策情報提供等の取組**

ア 全木連ホームページ、全木連時報を充実し、木材の特質・利用推進、木材利用・木材産業関連諸制度、金融税制、販売、技術情報等を幅広く適時適切に提供・普及する。

イ 会員間の各種情報の共有化を推進する。

**(4) 各種委員会の開催**

木材利用推進、木材産業振興の政策提言等のために委員会の開催を実施する。

## 2. 令和4年度収支予算

令和4年度収支予算書総括表  
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:円)

| 科 目          | 当年度         | 前年度         | 摘 要 |
|--------------|-------------|-------------|-----|
| I 一般正味財産増減の部 |             |             |     |
| 1. 経常増減の部    |             |             |     |
| (1) 経常収益     |             |             |     |
| ①受取会費        | 29,998,000  | 29,998,000  |     |
| ②負担金収入       | 3,220,000   | 3,220,000   |     |
| ③事業等収入       | 57,861,000  | 56,916,000  |     |
| 事務収入         | 46,181,000  | 44,828,000  |     |
| 事業収入         | 11,680,000  | 12,088,000  |     |
| 出版事業         | 6,700,000   | 5,511,000   |     |
| 木材製品認定収入     | 150,000     | 150,000     |     |
| 貸室収入         | 4,830,000   | 6,427,000   |     |
| ④受取補助金等      | 422,307,000 | 646,436,000 |     |
| 国庫補助金        | 412,957,000 | 637,086,000 |     |
| 受託事業収入       | 9,350,000   | 9,350,000   |     |
| ⑤雑収益         | 200,000     | 350,000     |     |
| 経常収益計        | 513,586,000 | 736,920,000 |     |

(単位:円)

| 科 目      | 当年度         | 前年度         | 摘 要 |
|----------|-------------|-------------|-----|
| (2) 經常費用 |             |             |     |
| ①事業費     | 501,909,000 | 724,526,000 |     |
| 役員報酬     | 10,282,000  | 9,289,000   |     |
| 賃料       | 44,020,000  | 52,384,000  |     |
| 賃金       | 29,077,000  | 17,897,000  |     |
| 事務負担金    | 0           | 0           |     |
| 福利厚生費    | 8,435,000   | 7,870,000   |     |
| 旅費       | 13,677,000  | 12,450,000  |     |
| 委員等旅費    | 0           | 3,845,000   |     |
| 通信運搬費    | 5,009,000   | 30,233,000  |     |
| 減価償却費    | 0           | 50,000      |     |
| 消耗什器備品費  | 570,000     | 0           |     |
| 消耗品費     | 2,158,000   | 7,983,000   |     |
| 材料費      | 5,876,000   | 300,000     |     |
| 車借上料     | 0           | 0           |     |
| 印刷製本費    | 9,589,000   | 10,131,000  |     |
| 会費       | 1,690,000   | 1,690,000   |     |
| 会議場費     | 840,000     | 840,000     |     |
| 光熱水料     | 125,000     | 125,000     |     |
| 賃借料      | 15,905,000  | 27,532,000  |     |
| 広告宣伝費    | 8,558,000   | 43,341,000  |     |
| 諸謝金      | 6,345,000   | 855,000     |     |
| 租税公課     | 0           | 0           |     |
| 交際諸費     | 118,000     | 118,000     |     |
| 雑費       | 15,808,000  | 30,000      |     |
| 支払負担金    | 4,537,000   | 4,537,000   |     |
| 支払寄付金    | 260,000     | 260,000     |     |
| 委託費      | 317,430,000 | 491,166,000 |     |
| 退職金引当金   | 1,600,000   | 1,600,000   |     |
| ②管理費     | 14,227,000  | 15,153,000  |     |
| 役員報酬     | 1,677,000   | 1,903,000   |     |
| 賃料       | 4,130,000   | 4,780,000   |     |
| 賃金       | 505,000     | 432,000     |     |
| 事務負担金    | 200,000     | 200,000     |     |
| 福利厚生費    | 1,566,000   | 1,612,000   |     |
| 旅費       | 1,867,000   | 1,867,000   |     |
| 通信運搬費    | 320,000     | 320,000     |     |
| 消耗什器備品費  | 0           | 0           |     |
| 消耗品費     | 100,000     | 100,000     |     |
| 材料費      | 0           | 0           |     |
| 印刷製本費    | 250,000     | 250,000     |     |
| 会費       | 39,000      | 39,000      |     |
| 会議場費     | 78,000      | 78,000      |     |
| 光熱水料     | 47,000      | 47,000      |     |
| 賃借料      | 1,529,000   | 2,086,000   |     |
| 広告宣伝費    | 220,000     | 160,000     |     |
| 諸謝金      | 0           | 0           |     |
| 交際諸費     | 40,000      | 40,000      |     |
| 租税公課     | 1,010,000   | 640,000     |     |
| 支払負担金    | 4,000       | 4,000       |     |
| 委託費      | 100,000     | 100,000     |     |
| 雑費       | 100,000     | 50,000      |     |
| 登記料      | 45,000      | 45,000      |     |
| 退職金引当金繰入 | 400,000     | 400,000     |     |
| 經常費用計    | 516,136,000 | 739,679,000 |     |
| 当期經常増減額  | △ 2,550,000 | △ 2,759,000 |     |

# 令和4年度正味財産増減計算書実施事業内訳

(令和4年 4月 1日から令和5年 3月31日まで)

(単位:円)

| 科 目                 | 実施事業会計       |             |              | その他会計       |             |             | 法人会計       | 合計          |
|---------------------|--------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|
|                     | 木材普及・調査事業    | 認証木材の普及事業   | 小計           | 出版事業        | その他事業       | 小計          |            |             |
| <b>I 一般正味財産増減の部</b> |              |             |              |             |             |             |            |             |
| 1. 経常増減の部           |              |             |              |             |             |             |            |             |
| (1) 経常収益            |              |             |              |             |             |             |            |             |
| ①受取会費               | 0            | 0           | 0            | 0           | 0           | 0           | 29,998,000 | 29,998,000  |
| ②負担金収入              | 0            | 0           | 0            | 3,220,000   | 0           | 3,220,000   | 0          | 3,220,000   |
| ③事業等収入              | 0            | 150,000     | 150,000      | 57,711,000  | 0           | 57,711,000  | 0          | 57,861,000  |
| 事務収入                | 0            | 0           | 0            | 46,181,000  | 0           | 46,181,000  | 0          | 46,181,000  |
| 事業収入                | 0            | 150,000     | 150,000      | 11,530,000  | 0           | 11,530,000  | 0          | 11,680,000  |
| 出版事業                | 0            | 0           | 0            | 6,700,000   | 0           | 6,700,000   | 0          | 6,700,000   |
| 木材製品認定事業            | 0            | 150,000     | 150,000      | 0           | 0           | 0           | 0          | 150,000     |
| 貸室収入                | 0            | 0           | 0            | 4,830,000   | 0           | 4,830,000   | 0          | 4,830,000   |
| ④受取補助金等             | 0            | 0           | 0            | 0           | 422,307,000 | 422,307,000 | 0          | 422,307,000 |
| 国庫補助金               | 0            | 0           | 0            | 0           | 412,957,000 | 412,957,000 | 0          | 412,957,000 |
| 受託事業収入              | 0            | 0           | 0            | 0           | 9,350,000   | 9,350,000   | 0          | 9,350,000   |
| ⑤雑収益                | 0            | 0           | 0            | 0           | 0           | 0           | 200,000    | 200,000     |
| 経常収益計               | 0            | 150,000     | 150,000      | 60,931,000  | 422,307,000 | 483,238,000 | 30,198,000 | 513,586,000 |
| (2) 経常費用            |              |             |              |             |             |             |            |             |
| ①事業費                |              |             |              |             |             |             |            | 501,909,000 |
| 役員報酬                | 2,251,000    | 783,000     | 3,034,000    | 7,248,000   | 0           | 7,248,000   |            | 10,282,000  |
| 給料手当                | 4,073,000    | 1,059,000   | 5,132,000    | 17,337,000  | 21,551,000  | 38,888,000  |            | 44,020,000  |
| 賃借料                 | 296,000      | 74,000      | 370,000      | 2,096,000   | 26,611,000  | 28,707,000  |            | 29,077,000  |
| 事務負担金               | 0            | 0           | 0            | 0           | 0           | 0           |            | 0           |
| 福利厚生費               | 1,515,000    | 310,000     | 1,825,000    | 6,610,000   | 0           | 6,610,000   |            | 8,435,000   |
| 旅費交通費               | 755,000      | 6,000       | 761,000      | 3,339,000   | 9,577,000   | 12,916,000  |            | 13,677,000  |
| 委員等旅費               | 0            | 0           | 0            | 0           | 0           | 0           |            | 0           |
| 通信運搬費               | 150,000      | 62,000      | 212,000      | 2,513,000   | 2,284,000   | 4,797,000   |            | 5,009,000   |
| 減価償却費               | 0            | 0           | 0            | 0           | 0           | 0           |            | 0           |
| 消耗什器備品費             | 82,000       | 21,000      | 103,000      | 467,000     | 0           | 467,000     |            | 570,000     |
| 消耗品費                | 4,000        | 15,000      | 19,000       | 1,169,000   | 970,000     | 2,139,000   |            | 2,158,000   |
| 材料費                 | 394,000      | 0           | 394,000      | 0           | 5,482,000   | 5,482,000   |            | 5,876,000   |
| 車借上料                | 0            | 0           | 0            | 0           | 0           | 0           |            | 0           |
| 印刷製本費               | 130,000      | 83,000      | 213,000      | 6,089,000   | 3,287,000   | 9,376,000   |            | 9,589,000   |
| 会費                  | 38,000       | 29,000      | 67,000       | 1,623,000   | 0           | 1,623,000   |            | 1,690,000   |
| 会場費                 | 50,000       | 30,000      | 80,000       | 760,000     | 0           | 760,000     |            | 840,000     |
| 光熱水料費               | 22,000       | 5,000       | 27,000       | 98,000      | 0           | 98,000      |            | 125,000     |
| 賃借料                 | 1,079,000    | 270,000     | 1,349,000    | 6,116,000   | 8,440,000   | 14,556,000  |            | 15,905,000  |
| 広告宣伝費               | 9,000        | 11,000      | 20,000       | 138,000     | 8,400,000   | 8,538,000   |            | 8,558,000   |
| 諸謝金                 | 0            | 0           | 0            | 0           | 6,345,000   | 6,345,000   |            | 6,345,000   |
| 租税公課                | 0            | 0           | 0            | 0           | 0           | 0           |            | 0           |
| 交際諸費                | 20,000       | 39,000      | 59,000       | 59,000      | 0           | 59,000      |            | 118,000     |
| 雑費                  | 1,000        | 2,000       | 3,000        | 27,000      | 15,778,000  | 15,805,000  |            | 15,808,000  |
| 支払負担金               | 119,000      | 90,000      | 209,000      | 4,328,000   | 0           | 4,328,000   |            | 4,537,000   |
| 支払寄付金               | 180,000      | 80,000      | 260,000      | 0           | 0           | 0           |            | 260,000     |
| 委託費                 | 1,030,000    | 80,000      | 1,110,000    | 2,738,000   | 313,582,000 | 316,320,000 |            | 317,430,000 |
| 退職金引当金              | 185,000      | 55,000      | 240,000      | 1,360,000   | 0           | 1,360,000   |            | 1,600,000   |
| ②管理費                |              |             |              |             |             |             | 14,227,000 | 14,227,000  |
| 役員報酬                |              |             |              |             |             |             | 1,677,000  | 1,677,000   |
| 給料手当                |              |             |              |             |             |             | 4,130,000  | 4,130,000   |
| 賃借料                 |              |             |              |             |             |             | 505,000    | 505,000     |
| 事務負担金               |              |             |              |             |             |             | 200,000    | 200,000     |
| 福利厚生費               |              |             |              |             |             |             | 1,566,000  | 1,566,000   |
| 旅費交通費               |              |             |              |             |             |             | 1,867,000  | 1,867,000   |
| 通信運搬費               |              |             |              |             |             |             | 320,000    | 320,000     |
| 消耗什器備品費             |              |             |              |             |             |             | 0          | 0           |
| 消耗品費                |              |             |              |             |             |             | 100,000    | 100,000     |
| 材料費                 |              |             |              |             |             |             | 0          | 0           |
| 印刷製本費               |              |             |              |             |             |             | 250,000    | 250,000     |
| 会費                  |              |             |              |             |             |             | 39,000     | 39,000      |
| 会場費                 |              |             |              |             |             |             | 78,000     | 78,000      |
| 光熱水料費               |              |             |              |             |             |             | 47,000     | 47,000      |
| 賃借料                 |              |             |              |             |             |             | 1,529,000  | 1,529,000   |
| 広告宣伝費               |              |             |              |             |             |             | 220,000    | 220,000     |
| 諸謝金                 |              |             |              |             |             |             | 0          | 0           |
| 交際諸費                |              |             |              |             |             |             | 40,000     | 40,000      |
| 租税公課                |              |             |              |             |             |             | 1,010,000  | 1,010,000   |
| 支払負担金               |              |             |              |             |             |             | 4,000      | 4,000       |
| 委託費                 |              |             |              |             |             |             | 100,000    | 100,000     |
| 雑費                  |              |             |              |             |             |             | 100,000    | 100,000     |
| 登記料                 |              |             |              |             |             |             | 45,000     | 45,000      |
| 退職金引当金              |              |             |              |             |             |             | 400,000    | 400,000     |
| 経常費用計               | 12,383,000   | 3,104,000   | 15,487,000   | 64,115,000  | 422,307,000 | 486,422,000 | 14,227,000 | 516,136,000 |
| 当期経常増減額             | △ 12,383,000 | △ 2,954,000 | △ 15,337,000 | △ 3,184,000 | 0           | △ 3,184,000 | 15,971,000 | △ 2,550,000 |

令和4年度収支予算（参考：資金ベース）

令和4年4月1日から  
令和5年3月31日まで

(収入の部)

(単位：円)

| 科 目        | 予算額           | 前年度予算額        | 備 考 |
|------------|---------------|---------------|-----|
| I 事業活動収支の部 |               |               |     |
| 1. 事業活動収入  |               |               |     |
| ①会費等収入     | (33,218,000)  | (33,218,000)  |     |
| 会費         | 29,998,000    | 29,998,000    |     |
| 振興大会負担金    | 3,220,000     | 3,220,000     |     |
| ②事務負担金収入   | (46,181,000)  | (44,828,000)  |     |
| 給与負担金等収入   | 46,181,000    | 44,828,000    |     |
| ③事業収入      | (11,680,000)  | (12,088,000)  |     |
| 出版事業収入     | 6,700,000     | 5,511,000     |     |
| 木材製品認定収入   | 150,000       | 150,000       |     |
| 貸室収入       | 4,830,000     | 6,427,000     |     |
| ④補助金等収入    | (422,307,000) | (646,436,000) |     |
| 補助金        | 412,957,000   | 637,086,000   |     |
| 受託事業       | 9,350,000     | 9,350,000     |     |
| ⑤雑収入       | (200,000)     | (350,000)     |     |
| 雑収入        | 200,000       | 350,000       |     |
| 事業活動収入計    | 513,586,000   | 736,920,000   |     |



(支出の部)

(単位：円)

| 科 目         | 予算額           | 前年度予算額        | 備 考 |
|-------------|---------------|---------------|-----|
| 2. 事業活動支出   |               |               |     |
| ①事業費支出      | (452,003,000) | (672,499,000) |     |
| 木材産業振興活動費   | 4,206,000     | 3,000,000     |     |
| 補助事業費       | 412,957,000   | 637,086,000   |     |
| 受託事業費       | 9,350,000     | 9,350,000     |     |
| 木材普及調査事業費   | 5,300,000     | 4,700,000     |     |
| 出版事業費       | 5,100,000     | 4,400,000     |     |
| J A S 普及事業費 | 1,600,000     | 1,600,000     |     |
| 木材製品認定普及事業費 | 1,080,000     | 1,080,000     |     |
| 振興大会費       | 3,220,000     | 3,222,000     |     |
| 旅費交通費       | 4,100,000     | 3,200,000     |     |
| 会議費         | 2,530,000     | 2,530,000     |     |
| 負担金         | 2,560,000     | 2,331,000     |     |
| 減価償却費       | 0             | 0             |     |
| ②管理費支出      | (61,123,000)  | (64,540,000)  |     |
| 役員報酬        | 9,866,000     | 11,192,000    |     |
| 給与手当        | 27,262,000    | 28,191,000    |     |
| 福利厚生費       | 9,211,000     | 9,482,000     |     |
| 事務負担金       | 200,000       | 200,000       |     |
| 事務所費        | 8,994,000     | 12,375,000    |     |
| 需要費         | 5,170,000     | 2,850,000     |     |
| 交際費         | 100,000       | 40,000        |     |
| 広告費         | 220,000       | 160,000       |     |
| 雑費          | 100,000       | 50,000        |     |
| ③諸税公課支出     | (1,010,000)   | (640,000)     |     |
| 諸税公課        | 124,000       | 640,000       |     |
| 消費税         | 886,000       | 0             |     |
| ④特定預金支出     | (2,000,000)   | (2,000,000)   |     |
| 退職給付引当金支出   | 2,000,000     | 2,000,000     |     |
| 事業活動支出計     | 516,136,000   | 739,679,000   |     |
| 事業活動収支差額    | △ 2,550,000   | △ 2,759,000   |     |
| II 投資活動収支の部 |               |               |     |
| 1. 投資活動収入   |               |               |     |
| 退職引当資産取崩収入  | 0             | 0             |     |
| 投資活動収入計     | 0             | 0             |     |
| 2. 投資活動支出   |               |               |     |
| 退職金         | 0             | 0             |     |
| 投資活動支出計     | 0             | 0             |     |
| 投資活動収支差額    | 0             | 0             |     |
| III 予備費支出   |               |               |     |
| 当期収支差額      | △ 2,550,000   | △ 2,759,000   |     |
| 前期繰越収支差額    | 47,675,940    | 50,434,940    |     |
| 次期繰越収支差額    | 45,125,940    | 47,675,940    |     |

令和4年度収支予算(資金ベース)  
特別会計  
(令和4年4月1日から令和5年3月31日)

(収入の部)

(単位:円)

| 科 目            | 予 算 額         | 前年度予算額        | 備 考     |
|----------------|---------------|---------------|---------|
| I 事業活動収入の部     |               |               |         |
| 1 事業活動収入       |               |               |         |
| ① 補助金等収入       | 2,740,000,000 | 1,910,000,000 |         |
| JAS構造材利用実証支援事業 | 0             | 1,910,000,000 | 令和2年度補正 |
| JAS構造材利用拡大事業   | 2,740,000,000 | 0             | 令和3年度補正 |
| 事業活動収入計        | 2,740,000,000 | 1,910,000,000 |         |

(支出の部)

(単位:円)

| 科 目            | 予 算 額         | 前年度予算額        | 備 考     |
|----------------|---------------|---------------|---------|
| II 事業活動支出の部    |               |               |         |
| 1 事業費支出        |               |               |         |
| ①補助事業費         | 2,740,000,000 | 1,910,000,000 |         |
| JAS構造材利用実証支援事業 | 0             | 1,910,000,000 | 令和2年度補正 |
| JAS構造材利用拡大事業   | 2,740,000,000 | 0             | 令和3年度補正 |
| 事業活動支出計        | 2,740,000,000 | 1,910,000,000 |         |
| 事業活動収支差        | 0             | 0             |         |

令和4年度収支予算(資金ベース)

特別会計

(令和4年4月1日から令和5年3月31日)

(収入の部)

(単位:円)

| 科 目        | 予 算 額  | 前年度予算額 | 備 考 |
|------------|--------|--------|-----|
| I 事業活動収入の部 |        |        |     |
| 1 事業活動収入   | 20,000 | 20,000 |     |
| ① 国産材マーク収入 | 20,000 | 20,000 |     |
| 国産材マーク収入   | 20,000 | 20,000 |     |
| 事業活動収入計    | 20,000 | 20,000 |     |

(支出の部)

(単位:円)

| 科 目         | 予 算 額  | 前年度予算額 | 備 考       |
|-------------|--------|--------|-----------|
| II 事業活動収入の部 |        |        |           |
| 1 事業費支出     |        |        |           |
| ① 国産材マーク事業費 | 20,000 | 20,000 | ホームページ更新等 |
| 国産材マーク事業費   | 20,000 | 20,000 |           |
| 事業活動支出計     | 20,000 | 20,000 |           |
| 事業活動収支差     | 0      | 0      |           |

令和4年度収支予算 (参考：資金ベース)  
特別会計 (外国人技能実習)

(令和4年4月1日から令和5年3月31日)

(収入の部)

(単位：円)

| 科 目        | 予 算 額      | 前年度予算額    | 備 考 |
|------------|------------|-----------|-----|
| I 事業活動収入の部 |            |           |     |
| I 事業活動収入   |            |           |     |
| ① 受取入会金    | 500,000    | 500,000   |     |
| ② 受取会費     | 6,360,000  | 5,530,000 |     |
| ③ 認定料収入    | 2,000,000  | 0         |     |
| ④ 受検料収入    | 2,000,000  | 800,000   |     |
| ⑤ 出版収入     | 250,000    | 325,000   |     |
| ⑥ 雑収入      | 10,000     | 5,000     |     |
| 事業活動収入計    | 11,120,000 | 7,160,000 |     |

(支出の部)

(単位：円)

| 科 目         | 予 算 額       | 前年度予算額      | 備 考 |
|-------------|-------------|-------------|-----|
| II 事業活動収入の部 |             |             |     |
| ① 事業費支出     |             |             |     |
| 給与負担金       | 9,200,000   | 8,600,000   |     |
| 賃金          | 900,000     | 300,000     |     |
| 旅費交通費       | 1,291,000   | 700,000     |     |
| 委員等旅費       | 467,000     | 545,000     |     |
| 通信運搬費       | 650,000     | 375,000     |     |
| 消耗品費        | 130,000     | 40,000      |     |
| 印刷製本費       | 60,000      | 350,000     |     |
| 会議費         | 100,000     | 150,000     |     |
| 諸謝金         | 834,000     | 700,000     |     |
| 支払負担金       | 700,000     | 700,000     |     |
| 事業活動支出計     | 14,332,000  | 12,460,000  |     |
| 事業活動収支差     | △ 3,212,000 | △ 5,300,000 |     |

# 会 員 名 簿



会 員 名 簿

1) 都道府県木連会員

| 名 称             | 代 表 者   |
|-----------------|---------|
| 北海道木材産業協同組合連合会  | 松 原 正 和 |
| 青森県木材協同組合       | 齋 藤 涉   |
| 岩手県木材産業協同組合     | 日 當 和 孝 |
| 宮城県木材協同組合       | 千 葉 基   |
| 秋田県木材産業協同組合連合会  | 大 坂 真 一 |
| 山形県木材産業協同組合     | 松 田 賢   |
| 福島県木材協同組合連合会    | 鈴 木 裕 一 |
| 茨城県木材協同組合連合会    | 野 上 満 正 |
| 栃木県木材業協同組合連合会   | 東 泉 清 壽 |
| (一社)群馬県木材組合連合会  | 平 方 宏   |
| (一社)埼玉県木材協会     | 島 崎 政 敏 |
| (一社)千葉県木材振興協会   | 田 渕 和 正 |
| 神奈川県木材業協同組合連合会  | 栗 林 一 郎 |
| (一社)山梨県木材協会     | 天 野 公 夫 |
| (一社)東京都木材団体連合会  | 渡 辺 昭   |
| 新潟県木材組合連合会      | 重 川 隆 廣 |
| 富山県木材組合連合会      | 米 澤 政 幸 |
| (公社)石川県木材産業振興協会 | 通 善 一 洋 |
| 福井県木材組合連合会      | 谷 崎 信 雄 |
| 長野県木材協同組合連合会    | 宮 崎 正 毅 |
| 岐阜県木材協同組合連合会    | 吉 田 芳 治 |
| 静岡県木材協同組合連合会    | 伊 藤 晴 康 |
| (一社)愛知県木材組合連合会  | 西 垣 洋 一 |
| 三重県木材組合連合会      | 野 地 洋 正 |
| 滋賀県木材協会         | 高 橋 文 夫 |
| (一社)京都府木材組合連合会  | 辻 井 重   |

| 名 称             | 代 表 者     |
|-----------------|-----------|
| (一社)大阪府木材連合会    | 津 田 潮     |
| 兵庫県木材業協同組合連合会   | 谷 口 幸 三   |
| 奈良県木材協同組合連合会    | 谷 奥 忠 嗣   |
| 和歌山県木材協同組合連合会   | 榎 本 長 治   |
| 鳥取県木材協同組合連合会    | 前 田 八 壽 彦 |
| (一社)島根県木材協会     | 三 吉 庸 善   |
| (一社)岡山県木材組合連合会  | 田 中 信 行   |
| (一社)広島県木材組合連合会  | 菅 野 康 則   |
| 一般社団法人山口県木材協会   | 林 克 彦     |
| 徳島県木材協同組合連合会    | 松 田 功     |
| (一社)香川県木材協会     | 樋 口 浩 良   |
| (一社)愛媛県木材協会     | 菊 池 正     |
| (一社)高知県木材協会     | 小 川 康 夫   |
| (一社)福岡県木材組合連合会  | 平 川 辰 男   |
| (一社)佐賀県木材協会     | 山 口 誠 二   |
| (一社)長崎県木材組合連合会  | 鶴 田 修     |
| (一社)熊本県木材協会連合会  | 鍬 本 行 廣   |
| 大分県木材協同組合連合会    | 安 部 省 祐   |
| 宮崎県木材協同組合連合会    | 高 嶺 清 二   |
| (一社)鹿児島県林材協会連合会 | 柴 立 鉄 彦   |
| (一社)沖縄県木材協会     | 長 堂 昌 太 郎 |



2) 業種別団体会員

| 名 称                     | 代 表 者     |
|-------------------------|-----------|
| (一社)全日本木材市場連盟           | 西 垣 泰 幸   |
| 全国木材チップ工業連合会            | 佐 合 隆 治   |
| (一社)全国木材市売買方組合連盟        | 早 川 金 光   |
| 全国素材生産業協同組合連合会          | 日 高 勝 三 郎 |
| 日本木材防腐工業組合              | 越 井 潤     |
| 日本集成材工業協同組合             | 佐々木幸久     |
| (一社)日本フローリング工業会         | 田 伏 大 伸   |
| 日本複合・防音床材工業会            | 金 田 正 樹   |
| 日本ツーバイフォーランバーJAS協議会     | 高 田 伸     |
| (一社)全国木造住宅機械プレカット協会     | 原 田 実 生   |
| 全国銘木連合会                 | 吉 田 芳 治   |
| 全国天然木化粧合単板工業協同組合連合<br>会 | 松 尾 和 俊   |
| (一社)日本特殊加工化粧板協議会        | 荒 浪 力 也   |
| 特定非営利活動法人 日本バーク堆肥協会     | 大 原 寛 信   |
| (一社)全国木材検査・研究協会         | 島 田 泰 助   |
| 全国木材防虫JAS協議会            | 長 谷 川 健 治 |
| (一社)木材産業退職金共済会          | 鈴 木 和 雄   |

### 3) 賛助会員

| 名                | 称 |
|------------------|---|
| 兼松サステック(株)       |   |
| 住友林業(株)          |   |
| (株)ケー・エイチ・ケー     |   |
| 宮川工機(株)          |   |
| 大日本木材防腐(株)       |   |
| 日本製紙連合会          |   |
| (株)一条工務店         |   |
| 日本木材輸入協会         |   |
| ニューハウス工業(株)      |   |
| 木構造振興(株)         |   |
| (株)久我            |   |
| 庄司木材(株)          |   |
| 日本合板工業組合連合会      |   |
| 林業・木材製造業労働災害防止協会 |   |
| (一社)日本林業土木連合協会   |   |
| (一社)林道安全協会       |   |
| (一社)日本CLT協会      |   |
| ナイス(株)           |   |
| (一社)木のいえ一番協会     |   |
| (一社)林業機械化協会      |   |
| 全国木材協同組合連合会      |   |

# 定 款



## 一般社団法人全国木材組合連合会定款

昭和 29 年 3 月 10 日任意団体として発足  
昭和 31 年 5 月 25 日第三回通常総会に  
おいて法人に組織変更  
昭和 31 年 7 月 24 日社団法人認可  
平成 25 年 4 月 1 日一般社団法人設立登記  
平成 26 年 11 月 27 日一部変更  
令和元年 10 月 8 日一部変更  
令和 2 年 5 月 13 日一部変更  
令和 2 年 11 月 18 日一部変更  
令和 3 年 5 月 12 日一部変更

### 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人全国木材組合連合会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、木材の利用及び木材産業に関する調査分析、知識及び技術の普及等を行うことにより、低炭素社会構築に貢献する木材利用の推進や木材関連産業の健全な発展を図りもって社会経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 木材利用に関する調査研究、技術発展、普及
- (2) 木材産業の振興に関する調査研究、普及
- (3) 木材利用及び木材産業に関する諸制度の調査研究、普及、関係団体との意見調整並びに提言
- (4) 木材産業に関する技術、技能、労働安全に関する調査研究及び普及
- (5) 木材貿易振興のための調査、交流
- (6) 木材・木製品の品質、認証の調査研究、普及
- (7) 外国人技能実習制度に基づく技能実習評価試験の実施
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行う。

## 第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員 木材利用及び木材産業の振興の活動を行う都道府県の区域  
団体又は全国団体

(2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する木材関係団体等

(3) 特別会員 本会とともに木材利用拡大活動に参画する団体又は企業等

2 前項第1号の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律  
(以下「一般社団等法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書を会長  
に提出し理事会の承認を得なければならない。

2 会員は、その名称又は代表者の氏名、住所に変更があったときは遅滞なく  
本会に届けなければならない。

(会費)

第7条 会員は総会において別に定めるところにより会費を納入しなければな  
らない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出し、任意にいつでも  
退会することができる。

(除名)

第9条 本会は会員が次の各号に該当する場合には、総会の決議により除名す  
ることができる。この場合、その会員に対して総会において弁明する機会を  
与えなければならない。

(1) 本会の定款又は規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ又は本会の目的遂行に反する行為を行ったとき

(3) その除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、前2条の場合のほか、次のいずれかに該当するときは、そ  
の資格を喪失する。

(1) 解散したとき

(2) 会費を2年以上滞納したとき

(3) 総正会員が同意したとき

2 会員の資格喪失の場合において、既に納入した会費は返還しない

## 第3章 総 会

(総会の開催)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成し、通常総会と臨時総会とする。

2 前項の総会をもって一般社団等法人法上の社員総会とする。

3 通常総会は毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会の決議により必要と認めるとき

(2) 正会員の5分の1以上の同意をもって、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して総会の招集を請求したとき

(招集)

第12条 総会は、法令で別段の定めがある場合や前条第3項の場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会の招集は会日の10日前までに正会員に対し会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知しなければならない。

3 前条第4項第2号に掲げる場合は、請求があった日から30日以内に総会を招集するものとする。

(決議事項)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

(1) 定款の変更

(2) 理事又は監事の選任又は解任

(3) 会員の除名

(4) 理事又は監事の報酬等の額及び報酬等の支給基準

(5) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びその附属明細書の承認

(6) 会費及びその徴収方法の決定

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議長)

第14条 総会の議長は、総会において出席正会員の中から選出する。

(決議)

第15条 総会は、正会員の有する議決権の半数を有する正会員の出席で成立し、総会の決議は出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項にかかわらず、次の決議事項については、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の議決を必要とする。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散及び残余財産の処分

(5) その他法令及びこの定款で定められた事項

(議決権)

第16条 正会員は、総会において、おのおの一個の議決権を有する。

2 総会に出席できない正会員は、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は代理人をもって議決権を行使することができる。この場合、当該会員又は代理人は代理権を証明する書面を総会ごとに提出しなければならない。  
(総会の決議の省略)

第17条 総会の決議の目的である事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案について正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなすものとする。

(報告の省略)

第18条 会長が正会員全員に対し総会に報告すべき事項を通知した場合において、その報告を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事録は、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から選出された議事録署名人2名が署名又は記名押印しなければならない。

## 第4章 役員等

(役員)

第20条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 53名以上60名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長、9名以内を副会長、1名を専務理事、3名以内を業務担当理事とすることができる。

3 前項の会長を一般社団等法人法上の代表理事とし、専務理事及び業務担当理事を一般社団等法人法第91条第1項第2号に基づく業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、正会員である団体の代表者又は構成員の中から総会において選任する。ただし、正会員である団体の代表者又は構成員以外であつても総会の決議を経て選定することができるものとする。

2 会長、副会長、専務理事及びその他の業務執行理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3 監事は、理事若しくは職員を兼ねることができない。

4 理事のうち同一親族(3親等以内の親族及びこのものと特別な関係にある者をいう。)又は他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人であるものその他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。



(理事の職務)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表しその業務を執行する。

3 副会長は会長を補佐する。

4 専務理事は会長を補佐して本会の業務を執行する。また、専務理事以外の業務執行理事は本会の業務を分担執行する。

5 会長、専務理事及びその他の業務執行理事は毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事、使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務、財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 役員は、任期満了又は辞任により退任した場合において第20条第1項の定数に足りなくなるときは、後任者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の理事の残任期間とする。また、補欠の監事の場合も同様とする。

(解任)

第25条 役員は、総会の議決を経て解任することができる。

(報酬等)

第26条 役員報酬は無報酬とする。ただし、常勤役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会で別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額により支給することができる。

(顧問)

第27条 本会に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、当会運営上の重要事項について意見を述べるができるものとする。

3 顧問は、理事会の決議に基づき、会長が任命する。

4 顧問の報酬は無報酬とする。

## 第5章 理事会

(理事会の構成)

第28条 本会に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第29条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及びその他の業務執行理事の選定及び解職
- (4) その他法令及びこの定款で定める事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 法令上の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第31条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは専務理事又はその他の業務執行理事が理事会を招集する。

3 理事会の招集は開催日の一週間前までに書面をもって、日時、場所、会議目的の事項につき通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の決議)

第33条 理事会は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席により成立する。

2 理事会の決議は、出席した理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第34条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

(報告の省略)

第35条 理事若しくは監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第22条第5項の規定による報告は適用しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作

成する。

- 2 出席した会長及び監事は前項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第6章事務局

(事務局)

第37条 本会に事務局を置き、業務処理するために必要な職員を置く。

- 2 職員の任免は、会長が行う。
- 3 事務局に関する必要事項は理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(資産)

第39条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成し、会長が管理する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(経費の支弁)

第40条 本会の経費は、本会の資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第41条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに事業計画書及び収支予算書の案を作成し理事会の決議を経て総会に報告する。これを変更するときも同様とする。

(事業報告及び決算)

第42条 会長は毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号はその内容の報告、第3号から第5号は承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 第1項の書類及び監査報告については、主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は総会の決議により変更することができる。

(解散)

第44条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産処分等)

第45条 本会が清算する場合において、有する残余財産は総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配)

第46条 本会は、剰余金の分配は行うことができない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 本会の公告は、主たる事務所の公衆に見やすい場所に掲示する方法で行う。

## 第10章 委任

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、当会の運営に関し必要事項は理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事（会長）は、吉条良明とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は、令和3年5月12日から施行する。





木材産業シンボルマーク



全木連・全木協連は、国産材を活用し日本の森林を守る運動に取り組んでいます。

本文用紙は間伐紙（木になる紙）を使用しています。